

今古實錄 水戸黃門仁德錄 完

118

東 京 圖 書 館				
一	〇	五	三	和
冊	號	架	函	書
				門
				類

091404-000-1

特40-118

水戸黃門仁德錄 (今古實錄)

榮泉社

M16

DBN-2309





古今水戸黄門仁地録 上之卷



と思し召れての各々身分も相濟き依ての月の重ならざる
 中ふ沙汰なきやうふ計ひたしと評議あれども沙汰の
 沙汰故に下々ありて云なる沙汰も相成さどて一同心
 痛當感なしける中ふとや其年も過行て明れば元和七年の
 睦月とこそいなりおける鶴千代君も今年十六歳ふなら
 せ給ふお關東よりの上意あり沙家領任官も決定在せら
 るべき事故江戸表へ急ぎ下向あるべきむね宿次を以て
 仰越れしお皆々宿更彼の一條を如何いせん日々に内々
 評議をなし心を悩し有けるお鶴千代君の中山勘解由と高
 橋の局とを密お召せられて仰けるやう勝事の子が胤を妊
 せし故お安産を致す迄の親元へ下預け置安産の上の如何
 様も許ひ呉よ當人へも其旨趣を申置し事故承知い
 たせし趣ふきなり尤も外の女子共も一同暇を遣すべし又
 勝事も何事もなく永の暇を申付宿元へ下進して其方共よ
 り安心をなすやう申置よ厚き沙内意ありし故人々い
 たく説ひつゝ先の沙内分相濟て一同安心仕つりぬ沙安

も昨日迄も今日迄も竟ふ一度の仰せも背き夜毎くの沙
 備さ今日一日お別れと相なる君の沙情を思ひ出して
 人知を深し袖を濡しけり然とも今い如何せん只此上の沙
 懐胎の沙胤を大切おなし奉つり安産なし沙男子出生ある
 上の目出度目見致さんと心で心を願しつゝ是まで馴染
 の人々へ懇懇切に暇を告げり惜くも沙城を跡に見なして
 親元の迎ひと共に立歸る心のうち哀れなるお鶴千代君
 の關東へ下向仰せ出されて沙仕度も漸調整ければ四月
 十二日の曉さふ二條の沙城を沙登程なく江戸へ沙當
 若相成ければ江戸城にもうねて沙用意あらせられ大廣間
 みて滞りなく沙領地沙定め有沙任官迄相濟て常陸國茨
 城郡水戸の大守とならせ給ひ則ち天下副將軍と是より稱
 し奉つる然るお未だ沙幕中の沙定まりもまじまじねば二
 代將軍秀忠公の沙計らひみて京都なる二條左大臣政兼卿
 の姫君を沙養女と遊し給ひ水戸へ沙入興ありて沙幕中と
 定められ程なく此沙腹に若君沙誕生在せられければ上下

産ある上の沙大切の沙胤故お仰なく共我々共悪くらぬや
 う相計らひやべしと申上られ奥向女中一統とお勝願諸共
 お永の沙暇を給ひりけり此時密お鶴千代君よりお勝の方
 へ一尺一寸の左文字の沙短刀下されて安産の上の此品を
 以て何時なり共親子の名乗を致し遣すべし決して人手お
 渡さぬやう大切お所持致せよと仰の后お中山勘解由太田
 新六郎並びお高橋の局の三人もお勝の方へ密お對面をな
 して云やう兎お角に若君の沙爲なれば先此度の外々の女
 中同様何事もなく其宿元へ下られよ若君の沙家領も沙
 定まりありて目出度沙代に出給ひ我々共お心得居ら如
 何様お取計ひやべし殊に沙出生の沙子儀の沙男子沙女
 しお開らき最沙大切の沙胤なれば中々産路あり致されな
 今暫くの沙辛抱随分沙養生大切お遊して都て沙懐みあり
 たまへよと罷お宥り慰めて先當分の小遣料とて金子三百
 兩渡されけるおお勝の方も驟てより承知お致し居るれば

の沙家臣一統の歡び盛るおものなく恐悦申上たりけるお
 此若君の沙名をバ沙嫡子の沙届たるを以て父君の沙幼名
 を其儀に鶴千代君と申奉つり是なん水戸家二代の大守從
 三位中納言光國卿とて今の世までも賢人とお人皆稱し奉つ
 り仁徳四海お輝きて民を撫恤武を助又國々の神社佛閣由
 緒正しき靈地杯荒果たるを沙建立おらせ給ひしのみなら
 ば文武の道を世の中お盛んおなさんと思召され自ら書結
 數百卷沙著述おらせ給ひけるさて沙老年おあよび義公様
 と申奉つり又水戸の西山へ沙隠居遊されける故西山公と
 も稱し奉つる今大打置まで沙名を稱し奉つる水戸の黄門
 光國卿とて此若君の沙事なり

○松屋又左衛門誠忠を盡す事
 并鶴松丸殿沙誕生の事

初又二條の沙城よりお暇給てり我宿へ下り給ひしお勝殿
 の父親の疾く死亡り今い母親をりにて下女一人を召使
 ひ富といふに非ねども不自由もなく慕しけるが其近き

所の商人お松屋又左衛門と云者あり少しをりりの呉服太
 物を日々出入場へ背負行き賣買なして波世となす俗ふ羅
 吳服と云類ひなり此又左衛門の同じ地所お住居ければお
 勝殿の母親とも縁て懇意おなしかれば此度お勝殿の宿へ
 下られたる事を或日母親に尋問ければ母親の今迄の有し
 事ども包せ話し猶云ふ様何と云ふも女めて且親一人子一
 人なれば心細さの限りなし其許構は是迄も一つ住居の如
 くにてお心安く致したる事にあれば此上ども何ふん世世
 話下され度と涙と俱に染々と願ければ又左衛門のつくつ
 く是を聞果て心の中お思ふ様此様な方方を世話すして
 涉安産遊ばされたる其上お猶又信實を盡しなば我等が爲
 むも中々お悪敷事いよもあるまじと思ひければ俱々に打
 喜悦て夫よりいそいでよりも故更に何くれとなく心切に
 世話なしけるに月と日の關守はなく月満てとや月満月と
 なりし心を是の最大切の事なればとて親子共又左衛門
 方へ引取清らうなる奥の別向お差置て夫婦互ひお晝夜

ども心を盡し信實に介抱なして居たりしが遂に元和八年
 十一月下旬お勝殿に安々とお産の紐を解給ひ玉の如く
 の男の子お誕生ありければお勝殿の母親と云ふ及お松屋
 夫婦が喜悦大方ならざるのみにお勝殿も血の氣もなく漸
 々お日立給ひける程なく七夜の御祝儀とて又左衛門の燕
 物なぞ澤山お懇意なる所へ配りて祝ひけるが又左衛門
 ややう此君様の御名を何と云ふに云ふに云ふに何と云
 宜うらんと家内打寄談合なすを打聞給ふお勝殿の何卒鶴
 の一字と云ふは非ともお上り度と云ふれば又左衛門然
 からば鶴の一字より此若君が御壽命を千歳の松に擬へて
 鶴松と申上奉つらんと云ければお勝殿も甚く悦はれ是
 よりして鶴松と稱し奉つりぬ斯てお勝殿の母親の翌年
 二月の頃よりして不圖風の心地とてうち臥ければ一同に
 心を痛め種々お醫藥お心を盡しければ老病と云定業にや
 其難なく二月下旬終つて死去くなりければお勝殿の悲歎一
 方ならお然れども斯てあるべきも有されれば又左衛門と云



思ゆ且何事も引受て野邊の送りを送しつゝ七々日の法事
 まで心を盡し何くれと最懇切お計ひけるお勝殿も母親を
 一人便りお致しせしも斯ての後の猶更に又左衛門夫婦を
 力となし唯若君の御成長を明奉樂み暮しける又左衛門夫
 婦の者も朝夕の事いよとより何事にも心をを用ひて世話
 なしお勝殿の我姪なりと世間の人お云なしたつゝ信實を
 盡して養ひければお勝殿も亦又左衛門を縁の伯父と云さ
 れて彌々夫婦お親みつゝ力と成て在しける早其年五月
 となれば鶴松殿の初職の御祝儀なりとて又左衛門の豫て
 心に掛置たる事なれば四月廿四五日の頃よりして我家の
 表へ大輪吹抜杯を押立て兜人形萬葉太刀立派に飾り立
 たるが輪の白き絹にして朱を以丸に三つ葵の御紋を夫々
 染出し都合五本お白き絨の大四半吹抜等に至る迄皆々葵
 の御紋を付けるお近所の人々是を見て皆不審く思ひつ
 且目覺し事なれば老若男女の別ちなく見お來る人を
 呼入れてお餅を與しければお京助中の評判となり我もく

と見物に来る者日々に夥多しく中々容易の入費有る此
際高く成けれバ由奉行久員因幡守殿の組廻りの役人方此
由早くも聞込れ出役の上見らるゝ所評判の通少しも相
違なく公儀の儀を染抜し幟を立て有けるも直儀所の
町年寄の方へ赴き此事を尋らるゝ町年寄并ひ町役人
共の口を揃へて予けるの我々初めて見請し際餘り大壯な
る事と存じ殊更公儀の儀を附し幟を立し事ゆゑ早速
お又左衛門を相招き一應尋問たりしお又左衛門の云ける
やう彼の儀へ三ツ葉の儀を染抜ても苦しうらさる其
傍証の品もこれありひなり抑其儀の私しの姪うつと
者の腹より誕生ありし若君の初の儀の事故も心許
りの儀飾を取計ひひなり猶此上も不審く思召さるゝ
事ならバ儀の證據を御目おけんと返答故此上ハ
下知を伺ひての事お致さんと打寄相談成居りし幸ひ今
日御出役あられし故委細を申上ひといふも然らバ
りの役人町役人共を召連れて由奉行久員因幡守殿へこと

の次第を逐一立けれバ因幡守殿御聞あつて予さるゝや
う何れも其又左衛門と云る者を當役所へ召連れ出べし
とて町役人どもへ仰せ付られしハ町役人共ハ早々立
歸り又左衛門へ其事情を申聞翌日早朝町年寄町役人五人
組一同差遣又左衛門を召連町奉行所へ出町役人より又左
衛門召連れし申上けれバ因幡守殿御聞あり即時御白洲
へ召出されて因幡守殿尋問め其方の姪の腹より出生
の男子を大切の若君など稱ふる由の如何なる事情おや
委細を夫て明細おせせ仰せらるれば又左衛門頭を上
てやや恐乍ら私しの姪かつ事ハ先年二條御城の大奥へ
召出され御中老を勸居し鶴千代君様の御儀を請て圖老
懐妊なせし此度若君關東へ御下向遊さるゝあつと暫時
の間姪かつを私し方へ御預け御付られ其後の御附の諸役
人方も御用多きと相見え一向何の御沙汰もなく早月滿
て安産なせしお玉の様な若君様誕生遊ばしたるに私
し方より此旨趣を關東へ御注進予さんも御催促がましく

恐入ハ故關東よりの御沙汰をバ今日明日と相待しお
早其内ハ五月となり初の御節句のことなれば先取敢て心
をくりの萬端の御儀仕つりぬ萬一御不審にも思召さ
バ關東へ御伺ひあらせらるゝとも苦しうらさる證據の品も
所持なせと是ハ容易に御覽お入べき品に非ざと明細に申
上けれバ因幡守殿御事柄を一々委細お聞届られ然らバ追て
呼出し申付方はありと仰渡され又左衛門ハ御展しなされ
夫よりして右の理由を京都御所司代板倉周防守殿へ内々
申あげけれバ周防守殿の御お夫ハ鶴千代君二條に御運
留遊すらも御手附の女中あてあらん彼の又左衛門ハ證據
と申ハ定て御附人の内の者より書付なごを認めて渡し置
たる事なるべし委細ハ江戸表へ相達し關東よりの御差圖
を相待れよと仰られ早速板倉周防守殿より右の趣きを江
戸表御老中方へ達せられ水戸殿の老臣の中を内々御吟味
下さるべしとの事故お御老中御月番土井大炊頭殿此旨を
披見あつて所司代の心付ハ當然なりとて早速水戸家の老

臣の中あて中山備前守を御内々にて大炊頭殿の御役宅へ
召寄られ京都御所司代板倉周防守方より申上りし次第を明
細お御物語りありて斯る事はあるやと尋問ありけれバ
備前守答へて申上られけると屋形儀京都御所留中に奥
女中中老お勝の方と申其頃夜の御儀なご仰せ付られた
る事ありしハ關東御下向の其御御妊身の様子との御沙汰
もあるまゝ御役共内談いたし目今ハ未だ御部屋住のこと
と申右体の事上聞お達する時ハ思召の程も如何と存
るのみ御拙者共ハ御側にお附申上不行届と思召されてハ
何分相濟さる儀と存じ殊に月數も重らざる様子御彌々御
妊身ならバ此上もなき御大切の御儀なれば其段を我等共
まで早速に申達するやう申付同役太田掃津守と連印いた
せし書付を遣ハし置て御供致し下向仕つりける其後一
向に何の御沙汰も是なき故に御妊身おてハ是無と存せし處只
今尋問是ありて誠お驚き入ハ右の如くお申ハ御安産
あて殊更御男子御出生と相見えハ然乍らかゝる儀を能き

水戸市門仁親録上巻

四

まはとして下々あり如何成巧をなさんも知れせ不埒の事
の中立てなと者なきともすされず拙者どもより内々に穿
鑿仕つりやべきや又の上より吟味なし下さるべきや中
々に一通りあて決定の致し難き儀と存せざるをすされけれ
バ大炊頭殿も當然のやされ方然らバ其段京都所問代へす
遣し内密にて吟味致させすべし彌々相違もふれ無ならん
其上の儀の其時又々内職致すべしとて備前守の歸され
ける夫より土井大炊頭殿より右の内官諸司代板倉殿へ仰
せ遣之されけるふ因て京都にての内密も段々穿鑿是あ
りしお元より詐欺ならされバ少しも相違なき事相分りし
故又ハ其段彦老中方へ傳達し及とれけれバ土井大炊頭
殿又々中山備前守を召出され先達て京都の沙汰内密あて
能々穿鑿いたさせし頼房卿の沙汰相違これ無難きな
り然る上ハ内密へ引取及とるべきや但し外ハ内密
達の存密あても是あるやとの傳ねありしバ備前守や
ハ暫時工夫となしてやけるハ拙者グ存密の館の沙汰相
違なくとも當時の沙汰中様の沙汰千代君も沙汰生あ
て兼早沙汰子の沙汰露も相濟をれば其處へ引取と相成
てハ何れも混雜仕つり沙汰形も沙汰取計ひなされ難くハ
とんか然る上と彼の方より沙汰なきうちハ先其儘も差置
度と存するなり然れ共田家に沙汰成長なるハ迎も沙汰
ハ相違これ無事なれば内密守護の者共を附置べきりと
存せざるなりまた思し召もハ得バ内々あて差置圖を願ひ
上るとすされけれバ大炊頭殿も暫時沙汰思案ありしバ横手
を打成程沙汰のやさるハ處も至極當然なり全く彼の方よ
り沙汰なきを僥倖あして拾遺といふありあらぬと當時沙
引取に相成バ沙汰中の思召又ハ鶴千代殿の沙汰にも如何
あらんり且ハ又彼の方あても沙汰生以後ハ早速沙汰
で表向あて届べき處を其儘沙汰なきハ先ハ深き所存も
有らん然れバ先ハ沙汰なしハ致し置べし水戸家より内々
の守護にも及ふべりら其事ハ京都諸司代并びハ町奉行
へ内々沙汰し置其組下の役人共へ付させ餘所なから守

○お勝の方死去の事

護致させて相濟べし先當分の何事も沙汰なき方宜か
るべしと仰らるれば備前守も此上なから宜敷沙汰取計ひ
願ふことを上つハ小石川の木戸沙汰館へぞ歸られける
井鶴松丸殿江戸へ沙下向の事
斯て彦老中土井大炊頭殿より中山備前守殿との内談の儀
を委細お認め京都諸司代板倉周防守殿へ仰せ遣ひされ且
又内々水戸殿を承まへりしハ内密手附の女中相違これな
きよし然れども思し召是あるに付當分の沙汰これなく
差置るハ沙汰因てハ所司代附并びハ町奉行附の役人共よ
り秘密に守護致す様付けるべしとの沙下知あより板倉
周防守殿沙汰組中のやす及バ町奉行附の役人へ其旨を
内々仰せ付られけれバ夫より晝夜役人中密ハ松屋又左衛
門が方を守護致れる然るハ松屋又左衛門ハ其後町奉行
所よりして何の沙汰もこれなく又沙汰めもあらざれば
其儘打過けるハ月日の實も似て如く旗行駒の足早く

山里を憂なく過る時鳥いづれ浮世の夏の夜の霜

今年ハ鶴松丸殿已に五歳おならせ給ふ然るハ當春の中旬
より沙母堂お勝の方何となく沙気分すれ給ひせして
床お打臥し給ひけれバ又左衛門夫婦の者ハ大いに驚き種
々と醫療を加へ諸寺諸山へ祈禱を願ひ種々あ心を盡し沙
看病を致し参らせたりしりども更に醫藥の驗なく五月下
旬お至りしに
山里を憂なく過る時鳥いづれ浮世の夏の夜の霜
と一首の和歌を詠じ又左衛門夫婦の者を枕邊近く呼び給
ひ只若君の沙身の上異々頼むと云ふ聲も涙に薄き夏の霜
消て果なく成給ふハ沙命と云なから實に是非もな
き次第なり鶴松君を始めとして又左衛門夫婦の者の愁傷
然こそと思ひけれける浮世の生者必滅の習ひと聞けば何時
迄も歌いて歸らぬ事故ハ葬式も最丁寧お營みて又左衛門
が菩提所東本願寺の地中なる圓徳寺へぞ葬りける斯て七
七日の佛事供養も取分懇切に弔ひしに是等の景況所司代
板倉周防守殿へ役人共より上けるゆゑ又々其旨を京都

より江戸先作老中方へ送しし相成ければ老中方より其旨を中山備前守殿へ仰せ渡されけるごなん松屋又左衛門此事を夢も知らず居たりし其後即奉行所より何等の沙汰これなきを只々不審お思ふのみて鶴松君を大切お養育上居たりし早當年八歳おならせ給ふ此年元和九年改元有て寛永元年と成りにける此春よりの手習又ハ修學問等の修修行あらせられけるに至つて修手習能して次第に修上達せ給ふ其上に修學文も一を聞て十を知る修發明なれば又左衛門ハ大い悦喜夫より晝夜分ちなく修修行を進め参らせ折節の修戯れハ竹刀を拵又左衛門修相手となり劍術の道を進め奇且の修遊び事おも輕々敷事ハ遊ばされ又左衛門も亦決して暇事ハ修程も修目にも觸る修不斷心掛けるご時お寛永八年の春となりしに鶴松君修年十五歳お成せ給ひしハ松屋又左衛門ハ幼年の頃より修十五歳おなり給ハ關東へ修供下世お目出度榮文給ふ

さるべしと返答ければ又左衛門ハ大いお悦び何れいふおや及ぶべき命を的お懸てなりと鶴松君の修身の上の榮えを見せんと勇立夫より日ならず悉皆修支度も調ひければ其年の三月上旬若君よりして夫婦の者へ修酒盃を下され目出度京都を修遊廻り江戶表へぞ下られけるまづ鶴松君の修出立ハ下ハ白無垢を召れ上ハ黒の羽二重に三葉葵紋付の服紗小袖を着されて紫き純子の踏込お黒縮緬の道中羽織修大小の中身の波平行安の業物なり又左衛門ハ中々お能も心を用ひたり情又左衛門ハ出立ハ其身の紺木綿の布子お脇差ばうりとたばさみ羽織りわざと着せずして草履取の体おなり外に中間二人を雇ひ兩掛袂箱を荷へせて上下僅お四人連大津の驛よりまな照や瀧の入江を打過て草津石部を跡おなし伊勢の官居を遙おも伏拜み給ひつゝ東海道を修歩行おて修下りにご相成ける此由兼て京都おてハ役人共より所司代の板倉周防守殿へ訴へければ此事ハ拾置べさに非せとて急ぎ江戶表へ修送

ふ計りせやと思ひ居たりし事なれば十年餘りの年月を百年もたつ思となせし去年の秋の頃よりして明年ハや修十五歳おならせ給ふ故春おもならハ關東へ修供致さるやと其用意をぞ爲居けるお程なく支度も大略しお關ひければ又左衛門ハ或日女房お向ひていふ横鶴松君修幼年の始より何卒修成長あらせらるれば關東へ修供下目出度修親子の修對願を遂せ給ふ其上おて如何様ごもなし奉つらんと兼々必に懸たるお當春彌々若君の修供下奉つり關東へ下るべし夫お付ても只今迄修沙汰なしお致し置程の事なれば万々一修取上げはなきやも又計れせと云て我等其儘お致し置べき了簡ハ聊り以てこれなき故命お懸ても若君を一度修世お出し奉つらせんハ生て再び歸るまじと決心お願しつゝ心の底を打明て談しければ女房ハ是を打聞ハ機我情も然ごと思ふなれば假令千年万年の年月立ども此事の成就せざる其内ハ夫お逢事決して有まじ随分共お精一心い若君様を守護なされ修代に出し参らす様致

しお及られ且修道中粗略なき様役人の中兩三人密々お修旅行奮固いたしつゝ江戶表へぞ下りけるを又左衛門を始めとして皆々是を知らざりけり斯て程なく日數積りて三月十二日晝過る頃修道中修滞りなく品川宿へ修着お相成けるハ京都と違ハ東都の繁花なる事ハ中々案おも及び難く見る物聞ものにつけ耳目を驚らす事のみなれども鶴松君ハ元來大度の修生質ゆる聊りも驚さ給ふ氣色なく又左衛門を召したまひ古昔武藏野と云し所ハ是なるやと宣ひしに又左衛門如何おも修志の通りなり昔ハ廣大なる原野なるよし只今おてハ斯様お繁花の土地と相成も偏に東照神君の修苦勞なされし故にして斯下々の我々共沙汰ハ盡お至るまで枕を高く安樂に暮しまするも神君の修勳功にして有難く存じ奉つるとお上れば鶴松君も然ごも有べし予お於ても悦着なりと宜ひし修詞のうち何處やらお大度の器置備り給へハ又左衛門ハ感心なし涙を浮めて悦びける夫より徐ろお修歩行あり高輪通りも打過て江戶の街お

ど入給ふ先差當つて汚着あるべき汚場所も何方と定らね
 ば豫て又左衛門ヶ商用おて年ふ一兩度江戸表へ下れる際
 の定宿ふ京橋弓町の家主治兵衛と云る者の方へ假お宿
 を定めける此治兵衛も三四年又左衛門下向致さぬ故案事
 居し折柄故大に喜ひ何やうと最深切に挨拶なし殊更丁事
 に取扱へば先四五日の道中の勞を休め其内も鶴松君の江
 戸表の始の汚事故一向お當地の事を知し召ねば汚見物
 も爲せ参らせ度思へども未汚身の上さへも極らぬ事故輕
 々しく汚他行の如何と思ふ故明暮宿おぞ汚在ける扱宿
 の亭主治兵衛へ此度又左衛門の同道なしたる少年へ同人
 の子思にやと思ひおけるお然ひなくて公儀の汚紋附たる
 衣服を着用なして居らるゝもぞ治兵衛の不審の思ひをな
 し様子を種々尋れとも又左衛門も明りお此度の事の話し
 もせず只小石川邊の汚屋敷へ四五日の内に汚供すすと云
 かり委細を語らねば治兵衛の心に不審く思へと元來又左
 衛門の何くれもなく様々なる商賣お手を出す者にて諸事

下女を呼寄て太儀乍ら握り飯を三四十程拵へて豆粉を付
 随分とも堅く握りて給ひれと云故下女も不思議と思へと
 云々隨意調へて香の物でも添可やと聞け又左衛門頭を振
 否々外に何も入れぬとも少しをうりの生味噌を紙お包て
 給ひれと云るに下女の心得て紙に包て與へける又左衛
 門の請取て呉服紙を取出し此握り飯を幾個にも包みて兩
 の袂へ入れ或の春中などへも藏し絹の布子を着なしたつゝ
 素足お草鞋を履めて脇差はッ召替の汚草履を添帯お
 通して腰に付長び一尺四五寸許の黒塗の箱に金時畫の葵
 の汚紋付たるを襷賣の服紗お押包み最大切お是を持鶴松
 君の汚道中汚下向の通りの汚出立おて京橋弓町治兵衛方
 を立出給ひて通町筋を真直に小石川なる水戸殿の汚館へ
 と立越たまひぬ是寛永八年の三月十八日の事おして實お
 梅檀の二葉より香ばししとい宜なる哉鶴松丸殿の汚成長
 思ひ遣れて末頼母敷后お天下の柱石の臣と抑がれ給ひし
 も道理どこと思ひれける

如才なき男なれば此様の人を引連て來るゝ若や山師めく
 事でも致す氣なるやと治兵衛の夫となく獨り心を痛め居
 たりけり然るに三月十八日の朝又左衛門の治兵衛お向ひ
 今日日柄も宜き儘若君様の汚供す小石川へ参るなり就て
 の我等も事お寄る三三日の歸りやさぬも計り難く存せる
 お付二人の供の者共の宜く願み置たしと云お治兵衛の合
 點のゆりぬ又左衛門の言葉のとし方一一大事を引出し我
 等身分お懸る事爲んも計り難しとて危く思へせ今更お斷
 り兼て夫となく委細の事お承知なし扱言様お如何成る事
 ろ存せねど其汚方様を汚同道成るゝとて汚手前様一人
 の如何お存せる故汚家來の中今一人汚召建成るゝ共又私
 し汚供致しても苦しうらせとすおと又左衛門是を聞其
 汚心遣ひおと及ばぬなり我等一人で汚供致し少しも苦し
 くらねばこそ二人の供も召建せ差留置し程なれば必ずお
 案事下るまじくと事もなげなる挨拶なれば早此上と爲
 方なしと委細を受込奥に入ぬ夫より直お又左衛門の宿の



○鶴松君小石川へ立越給ふ事

并又左衛門提飯用意の事

仁者の憂す智者の感さ勇者の懼さと信なる哉古人の金言
鶴松君の又左衛門を供ふ召連司町の活兵衛方を立て出給
ひ小石川なる水戸殿の御館として立越給ふ又左衛門の豫
てより上置つる事と見え鶴松殿の水戸殿の表御門へ立
向ひ又左衛門の雨落の敷石際へ跪居て然も恭しく彼の
箱を左りの手に差上げて平伏なしてぞ扣えたり扱三家の
表御門への遠見同心と云者ありて表御門の傍らへ腰懸を
居腰うち懸て諸方を遠く見張て居依て遠見同心の此有様
に目を付しつゝ往來の者共が立休ひしと思ひの外早つ
くく表御門の扉の前へ立寄故も通られし通りつしや
れど聲を懸れ鶴松殿の耳も懸る扉の前へ立寄給へ
ば又左衛門の高籠石へ平伏し乍ら大音揚てす様徳川鶴
松殿京都より下向せられしなり下向を聞いへど
四方の響と仰つたり遠見同心御門番共大驚き早速お

扱こそ杉浦惣左衛門も不思議と思ひ其様子を明細お尋ね
られければ小人目付の御機嫌の頃十四五歳人品氣高
若衆にて尤も旅の者と思え純子の踏込道中初下り白無
垢上の黒袴召袴付の御殿を召下郎一人召連られ下郎の
敷石際へ平伏致し左りの手へ深黄絹の服紗を包みし腰
の物箱とどおぼしき品と大切お差上罷り在ゆある何人な
りやと再三問しに下郎のすいひ徳川鶴松殿京都より
下向なされしなり御門を開れいへどすに一圓合點巻
らす此御伺ひ取計ひの御差圖願上たしと云ふ杉浦惣左衛
門益々不審お思はれ先某し立出て様子を尋ねすべし
と其用意お及べれる借も惣左衛門の下に深黄の無垢を
着し上に黒袴召袴の御紋付の小袖黒絹の肩衣着黨
三人足輕二人草履取に餘儀物供廻り十二三人召連て御
門を小人目付お案内させ餘々御門を立出けるも鶴松殿
の一向に見向給走扉の方へ打向ひて立給ふ處へ杉浦惣左
衛門進み寄て様子は水戸殿御屋形の表御門にていなり

小人目付役人立出て何人おていやと尋る程に又左衛門是
の徳川鶴松殿と答けるに小人目付番人何共合點行さ
る故早々其旨を幕番所まで訴へ出るに幕番所の當番杉浦
惣左衛門殿八百石おて番頭を勤る者おてありけるが惣左
衛門之此時未だ御番所へ出勤せし組付組頭取の惣左
衛門が配下なり此訴へを打聞て皆々不審の思ひをなし
徳川鶴松殿とい何人なるや一向此方存せぬ御名前な
り先取敢て御頭へ上ると一兩人至急惣左衛門へ對面な
し右の旨趣おける然るに此度鶴松殿又左衛門を召連ら
れ當座へ下向なされし事豫て京都所司代町奉行より内
々にて守護せし事故直様お所司代よりして江戸表の御老
中方へ其旨を通達されし御老中より水戸家の御老方へ御
通達有しに因て右の大御所と中山備前守殿への御館へ上
られしお先此方へ渠が方より沙汰あるまでの其方共限り
諸士への沙汰を致すお置べしとの仰ふより老臣中山太田
山野邊鈴木等のみ承知なれ共其外一向其事を知らされば

何人なれば只一僕おて御門への仰せらるゝぞ仔細お仰せ
聞られよと云に鶴松殿御振向給ひ杉浦を御覽有て其方の
水戸殿の御家來おて有べし姓名の如何と御尋ね有しう
即ち杉浦惣左衛門とやて大番頭の者の由上れば鶴松殿
殿然らば相懸の身分の者おて有ぬべし我の徳川鶴松殿
なり此度關東へ下向いたし今日當御館へ参りたり御門の
上其方が案内致し水戸殿へ御對面致させよと仰せければ
杉浦惣左衛門思ひもつと手をつき頭を下心の中に思
ふ様はお定め仔細おらんと思ひければ委細長み奉
つると御答へ早々御門内へ入即時老臣御屋へ立越て委細
の事を老臣中へお達しける程中山山野邊を始として豫
て下向を知る故に扱こそ今日御入來うと思ひ乍ら杉浦
も知らざる事故驚くべしと推量有て中山備前守おるゝ
の然様のお事も是るべくと先達て中御館より御内意の
御々共へ有しなれば御邊等然のみ驚うるべき事おも非
委細の事何の上仰せお任せ計らふべしとすけるおぞ

杉浦の何りの知らぬを... 杉浦の何りの知らぬを... 杉浦の何りの知らぬを...

置い問此者の... 杉浦の何りの知らぬを... 杉浦の何りの知らぬを...

養育しと相見えたりと... 杉浦の何りの知らぬを... 杉浦の何りの知らぬを...

有けるの如何も... 杉浦の何りの知らぬを... 杉浦の何りの知らぬを...

せし書付を上げしふりあらざるや然すれバ予々身分の事に付ては諸士同様の御取計ひあらん共胎内よりの馴染と云同じ主従の中にても格別縁も深きなれば予々若年にて無位無官の者なればとて表門より入事叶ひませ匹夫下郎の通用門より出入をさせて其方など、同様に家来並なるを悦ぶといふ初も、馴染甲斐なき心志予々対しての不忠不義上より何様仰せらるるも執成をこそす上べきお却て不爲を願ふといふ沙汰の限りとするの假令何様御咎め有ども表門より入るバ千日掛るども是も相待すべし貴さを以て服しさに下ると云の賢人を迎る時の事より決してなく犬漕り同様の門より我の入り入るべきと大音聲お叱り給へバ太田藩守の赤面爲し早々表門内へ立歸り皆々打寄仰せの旨懸ゆ尤の次第なり實も一同感心仕つれり早此上の下知を相待より外爲方なしと一同役所相詰居りし夕其日も暮み及びければ又左衛門の例の如く御門を越上るに以前の通り召上られ夜分お成ても

ゆ尤の事お付只今老臣共打寄て内評職仕まつり居はなりと具お上ければ館も甚だ御感心有て然らば鶴松が御目任せ表門を開き通しすべし然ながら猶更にお渠が心を試みる爲表門より二の門まで高挑燈を數多く左右お燈し其左右に物頭諸役人懸斗目麻上下おて殿重お控えて様子を窺ふべし二の門内より玄關までの家老用人共相控式臺の上お其方共威儀を正し相詰て渠が心を試し見よと明細お仰せ渡されければ老臣の面々お中山備前守山野邊主水正太田藩守鈴木因幡守小山修理亮等何れも美々しく用意をなし先小山修理亮雜賀市正兩人の供廻りを召連て表門外へ立出懸懸にす上げるの今朝よりの御入來お相成ひ處開門を仕つらざる法式故其段數度御断りす上れども御承引はなく是非開門の儀を仰せらるゝお因て我々共より御館様へ種々御取成す上漸やく御開濟お相成只今御開門仕つれば御入有て目出度御親子の御對面おらせられ然るべく存じ奉つりお則ち御案内として我々罷り越ひ

中々お退ぞき給ふ氣色なく悠然として立給ふ御心の中ぞ勇々しけれ

○細房御懸松君御對顔の事
井鶴松君御盆の事

扱も鶴松君の又左衛門が差上たる御り飯を上りて又々屏の前に怖せ懸せ立給ふお何の御沙汰も非されバ老臣達の打寄て評職區々なる處お漸々御殿にお燈灯の出る比お成たるお屋形の御意にて備前守を御前に召され仰せ出さるゝの鶴松君の今以て門前に扣居るや如何致せしどの御尋問お備前守お上らるゝ鶴松君御盆の御り御懸松君御盆の事つるお付老臣共も種々お内殿を遠一決いたし則ち太田藩守並びお杉浦惣左衛門を同道なさしめ表門外へ罷り出せし如何様お思召ども表門御入の儀の叶ふまじ以前御せ出されたる通り通用門より御入りおありて御對顔おる様に御懸松君お上し處鶴松君大お立腹にて却て太田藩守と恥しめ給ひし其次期に如斯く御懸松君御盆の事

とす上げれば鶴松君の只太儀とばかりの仰に兩人の思とす頭を下げてつと平伏なしたりける頼て市正高聲お雜賀市正開門と叫ぶる程に忽ちお表門を八文字に押開くと鶴松丸腹お表門内を御覽有に高挑燈箱挑燈ども星の如く灯し左右お並列る諸侍士懸々として遠山の露の如く實も尋常の者なりせバ懸すべしお流石お將門の御風故少しも驚く氣色なく兩人案内せよと仰せられ徐々とお表門へ入給へバ又左衛門も御後お引添ながら手お持たる箱を差上大手を廣げ御供すす心の中如何お嬉しき事ならん小山修理の兩人の御先の左右に立并ひ案内をす上早や中門お入給ふに其内の御重役の面々列を正し平伏なしたる其中を一向見向も爲給ひお既お表門前お近付給へバ中山備前守山野邊主水正の兩人の下座敷までお入りお出姓名を御案内お上るお此時始めて鶴松君御盆の懸られて兩人御懸松君御盆の御懸ひなりと仰せ有れば兩人とつと恐れ入り委細長み奉つると御懸松君御盆の懸ひなりと仰せ有れば兩人とつと

立彦案内をなし先彦納戸部屋に遷入あつて彦召替の儀を
上たり是は先達て此君關東へ下向の事京都所司代板
倉周防守より江戸表彦老中方へ右の由を通過有れば彦
老中より中山備前守を召出され此旨を仰せ渡されし故
備前守は老臣共と評議の上にて此等の事を内々彦用意有
しなれば扱こ今日火急の事なれども彦手支えなく早速
ふ行届きたる趣きなり斯て彦納戸役三四人罷り出彦召替
を奉つる其彦出立下下に白無垢上ふの彦紋付の彦鬘手
目長彦上下彦着用遊ばされ彦用意已ふ願ひければ又左衛
門の御彦箱の中よりして彦脇指を取り出し悉く奉つる
是の先年彦納戸より彦手づくらお膳の方へ彦渡し遊されし
左文字一尺一寸の彦脇指但し長上下ふの小刀を用ゆる
なれども是の事故ある彦品故彦態と又左衛門より彦上た
り又左衛門の彦納戸まで彦供致せし彦鶴松丸殿彦召替あ
らせられ仰せらるゝの其方は是を控ゆる居るべしとの彦
意ふ又左衛門長より其座に控え居たりける是より中山備

當座へ下向ふ及今日初て父子對面致す彦予が喜懐是あ
過す思ひの外健康あて殊も諸事の取廻し拙なうらぬ彦
お於ても満足致すと仰有ければ鶴松君のつとばかりり平
伏遊べし私し儀是まで在京致せし彦幼年あして母後れ
松屋又左衛門とす母の縁者町人あひへども甲斐々々
まゝ今年まで養育致し呉し彦早十五歳も相成し故頼に
彦館慕しく右又左衛門を召連此度下向仕つりしに早速彦
對面下し置れ其加至極有難き仕合に存んじ奉つる此上の
儀の思し召を以て如何様共彦取計ひの程願ひ上奉つると
辨舌更ふ淀みなく水の流るゝ如く仰せ上られしく彦館
ハヤすに及ぶ並居る面々一同の彦心中の彦感むける彦
館早速彦酒盃を彦取上ありて雜賀市正彦取次にて鶴松君
へ進せらる鶴松君彦手を伸て是を受給ひ頂戴の上彦指圖
ふ因彦返盃ありければ館重て仰せふは是も在鶴千代其
方の爲ふ彦連枝あ當る者なれども是は彦麻中の腹と云且又
上へ達せしにも鶴子と披露致せし上に向後其方彦連枝の

前守山野邊水正兩人の彦案内上彦座の間へ通り給ふ
此時水戸彦館并ひふ彦鶴子鶴千代君彦父子彦着座在左右
に彦彦側彦伽の彦近習何れも麻上下ふて列座なしたり彦
左りの彦中座の彦附老臣の面々夫に續て彦家の老職彦用
人諸番頭物頭遙下つて諸士數百人列を亂さば並居たり
彦燭臺の間毎く立列ね恰も白晝の如く目を驚くすば
ありなり然共鶴松丸殿少しも慮せざして彦々立出給ひ
最閑靜に彦座の間彦敷居の内彦座を占向ふを急度見給
ひて彦手を突せ給ひければ備前守殿彦指圖が今少し近
彦進み遊べし然るべしと彦上れ彦其儘に彦扇子を其座ふ
置れ左右を少しも振向給ひせ最靜やうふ彦十疊程進み給
ふ其彦有様物馴たる体あて在しければ彦彦館彦心中の中ふ
大ふ彦感必有しとなり此時中山備前守彦前ふ向ひ上け
る彦此度備川鶴松君關東彦下向相なり只今始ての彦目見
支と披露しければ鶴松君の無言ふて彦平伏あり其時彦館
仰せ出さるゝ鶴其方彦仔細有て是まで京都に罷り在此度

並ふ思ひこれ万事を慎みて然るべし近々上へ彦立分地
ひも出すべしと仰せの上彦彦酒盃を鶴千代君へ下されて
其方より彦鶴松へ還とすべしとの仰せなり此時鶴千代君
の仰せに彦彦館の仰せふて初て鶴松丸殿の儀を承知仕つ
り驚きに堪え夫も付ても彦彦家あ願ら上と給として諸
大名あ至るまで父子兄弟の儀あつきてハ彦令腹ハ如何様
あても一日たりども先なる彦彦正統となし鶴子となし
給ふ儀の珍しうら彦私し事ハ彦彦館中の彦腹も致せ彦館
の爲ふ彦次男彦相違あられ彦是まで鶴松丸殿彦在京是
ある儀を彦離あつて彦聞せし者もなく因て私し彦鶴子と
存じ彦彦家あハ相立共斯も目出度彦下向に相なる上ハ鶴
松丸殿を彦彦家あ立参らせ然るべさうと彦存るなり私し
こそ彦連枝の彦事彦扣として彦彦地の彦彦彦彦に願ひ奉つる然
是なく以てハ私し事ハ彦親兄の禮を失ふ不義者彦相成段ハ
残念至極ふ存じ奉つるむね仰せ有ければ彦彦館を始めとし
て老臣等に至るまで大ふ彦感誓時ハ一同無言彦相成て感

水戸書局印

と給ふぞ道理なれ長わつて侍館重て仰せらるゝ鶴松千代の才處理の當然ふは是れども在京にて鶴松の生立事一家中の諸士の内に於て誰知る者なし只備前藩津修理のみなり又侍邊事の籠中の腹も出生なすと云且又上の役人あまで嫡子と心得一旦は目見えまでも相濟上の今更夫を改め難し親兄の禮を思ふるゝ一應處理お當れども侍邊の望みお任せなば彼是外お不都合を生じて事の六りしけれバ唯このまゝと仰せらるれば鶴千代君の中々侍承引なき体なれば中山備前守の席を退み慎しんで侍承若星形の仰せの趣ひも恐れながら侍邊理至極の禮儀お存じ奉つる然し乍此儀おつこ小臣愚者仕つるに親兄の禮を重んじ給ふに云バ内膳の小事なり大事とす其次第の君の侍籠中の侍腹おして上を始め奉つり諸侯へも侍家督の侍披露もありて只今おつて世上一同知る處然るを今度鶴松君侍下向お付只今改め侍次男侍部屋住と侍披露ありて鶴松君と侍家督と相ます時侍大御の侍家御不取替りの様に

然し道理の儀と思はるゝ然る上の予おありても爰に一つの望み有如何にも是迄通りふて家督相續致すべし鶴松九郎分地の願ひも叶ひ侍代お出給ひ嫡子出生ある時予の兄みを敬ふ心を諸人お知らせん其爲ふ夫を直様予が方へ引取上を始めとして世上一統へ予が嫡子と披露して當家二代目を相續致させし予が二代目を相續の中預り番代の心持にて潔白なる處一一生不犯にて暮すべし是予が親兄を重んざるの第一なり此儀を豫て其方總承知の上とあるならば如何も此儀二代目の家督と相續いたすべし此段如何と仰せられ皆一同に承まはり恐れ多き事ながら只今仰せらるゝと中々以て尋常の及ぶ處あむらさ誠お侍道理至極なり然ある時に侍當家の万代不易有難き思召ぞと感心なし委細承知し奉つるを侍請上上げれば大館おも殊更に侍満足の由を仰せ出されたりければ爰に於て侍兄弟目出度侍酒盃事相濟諸士一同お方々歳の侍祝詞をす上其日一同退出なしぬ

も聞え自然と侍威光薄くなり我々共お至るまで世上へ對し相濟する儀ども存じ奉つる又第一ふの大館様侍若年より侍身持宜うらざる様の儀を世上お風聞仕つらば旁々以て宜うら幸此處お侍賢慮廻らされ侍前へやとり是まで通り當侍家督と繼せ給ひ鶴松君の侍連枝とならせ給ひて上より侍分地下されなば別お侍一家を侍取立あり目出度侍榮を願しく其上侍前へ親兄の禮を重んじ給ひなと後如何様お相成へさう然ある時お侍上にて悪き噂も仕つら幸侍兩家侍繁昌の基うと愚臣の存じ奉まつる此度の儀ハ兎も角大館様の思召通り侍願ひ遊をす方侍孝道の一つお相成すべく恐れ乍ら此段臣等一同お赤心故侍承引の程願ひ奉つるを侍上上げれば是お續いて山野邊主水正太田侍津守小山修進亮一同お只今侍前へ上しと侍承引下されなば我々共に至るまで恐れ至極お存じ奉つるを侍詞を續へて侍上げれば鶴千代君の長暫侍思慕遊をす体なりし侍願ひて仰せ出さるゝ其方總ケ一統に然様侍す上うらら必

○鶴松君到着侍届けの事
并鶴千代君侍名代侍願ひの事

扱も鶴松君の又左衛門丹誠に因侍成長在く寛永八年三月十八日の夜侍親子侍對面愛度相濟給ひし上侍酒盃事も相濟けるに又左衛門侍侍納戸部屋に扣在し侍大館の仰せおより侍前へ召され侍直お仰らるゝ鶴松君十五年の間養育なせし辛勞を侍稱譽おらせ給ひて後侍手づうら侍酒盃を下し置れ此上ハ鶴松代お出づるお於て其方身分も如才なく沙汰有べきゆゑ豫て其心得有べしと仰せ渡されければ又左衛門ハ冥加至極有難きよしを侍請直様侍次へ引れる大館重て仰せ出さるゝ扱此上ハ鶴松君身分を上へ相達分地を宜く願ふべし年寄共より老中へ前方よりして其段を侍達し侍前向宜しく披露致し置與る様にて計らふべし別して土井大炊頭へ宜敷願ひ旨趣を委細に入置べしと仰せ渡されありければ何れも長まり奉まつる侍侍請上上げるお大館若館其儀侍立座なし給へば中

山備前守伊藤内中上伊藤中棟へも鶴松君へ伊藤頼有けれ
バ伊藤中も委細の事を聞し召れ殊の外伊藤機嫌よろしく
伊藤酒事やらせ給ひ夫より伊藤住居あはせられ夫々伊
家臣の面々へ伊藤酒を下し置れや夕て仰せらるゝ様若年
の某し關東の初ての事ふあれバ諸事をよろしく引廻し吳
る様おと伊藤軍なる伊藤詞有しウバ一同恐入り奉つり夫よ
り伊藤人の誰々ど老臣ども夕差圖ふて其役々を付られ
已に其夜も深更におよひけれバ一統に伊藤を給とりて巳
夕宿所へ退出致し鶴松君も夜の伊藤殿あはせられ又左
衛門も急の事故中山殿の休息所に一宿致し既にして其夜
も明れバ三月十九日中山備前守山野邊主水正伊藤傳雜賀
孫市（因ふ云此伊藤傳と云ひ他家あて留守居役の事なり伊
三家あて是を伊藤傳へと云）伊藤付野中三五郎此人の當時
千二百石あて若年寄伊藤國語なり元三百石にて東照宮味方
ク原を伊藤揚の節伊藤跡を慕ひ追ひ来る甲州勢を七人迄
切り落して引上げける其時敵兵弓矢を番ひ君を目懸

奉つる野中三五郎是を見て憎き敵の舉動など矢表に立
塞り向ふ敵の弓弦を切捨終ふ其敵を討取たり君其舉動を
伊藤稱美有て直榎葛蒲作りの伊藤短刀を伊藤手づら下し置れ
し家柄なり後當伊藤屋形のお附となり今も水戸殿伊藤入國お
此野中三五郎方へ入せらるゝ伊藤吉例なりどうや右様名
高き家柄の面々同道にて伊藤老中方を廻り別て土井大炊頭
殿への大館の伊藤内意を述べ何分ども宜敷伊藤披露伊藤成を
頼み存する旨を達しけれバ大炊頭殿委細其旨承知致され
大館へ宜敷仰せ上られ下さるべしとの挨拶も何れも歸邸
お及られける今日伊藤内々右の旨趣を老中方まで相達せし
旨を中山備前守山野邊主水正より大館へ上り上げられ甚だ
伊藤満足お思し召れ夫より鶴松君へ松岡平次郎とて諸禮を
心得たる者を遣はされて總ての式目諸禮を委しく伊藤指南
に及ばれけるに一体伊藤明に入せられけれバ一を聞て万
を悟り又日々武藝を伊藤稽古遊ばしける夕晝夜心を委屬み
給ひし故日ならせして其妙を極め給ひ鶴千代君も伊藤心の

中ふて伊藤感心有しおを彌々恭敬お在ける扱も土井大炊頭
殿の中山備前守山野邊主水正より届出の旨趣を早速登城
いたされ伊藤同役永井右近大夫殿安藤對馬守殿阿部豊後守
殿伊藤大老酒井謙政守殿出仕あり何れも芙蓉の間あて伊
内評あり右の旨趣將軍家光公へ上聞お達せられける此節
の未伊藤三家方伊藤分地と云ものなく是伊藤三家分地の始
故何分評定一決せせ何れも評議區々なり然るも永井右
近大夫殿あはせられる伊藤斯様の事又と再びあるまじき事
なれども万一此後斯様なる事出来いたせし時此度の儀
を先例として取計らふり必定なり然れバ此度の伊藤事能
く詮議を盡せし上評定いたしすねバ後々伊藤爲あしう
るべしと申されけれバ阿部豊後守殿さるゝの某し愚者
仕つるお兎ても角ても東照宮の伊藤血脉の事なれバ輕々敷
い許らひ難し然多分の伊藤領地を越せらるべき筋もなけ
れバ先當分の伊藤賄ひ料と号け二万石を關東の中にて進せ
られてい如何有べきやと申されけれバ安藤對馬守殿當時

思案致されける夕晝後守殿のすさるゝ所程の當然と存せ
れども水戸殿の伊藤心中あへ今一層進せられんとの思召も
計りたたく併ながら我人共お大願を望む何れも果しな
き事なれバ其上お五千石も相増して何ひを上すべしと云
れけるお昔々はお評議一決して伊藤大老酒井謙政守殿へ伺
ひし所是のやそり二万石あて宜しく是あるべしとの事故
彌々はお決定し則ち伊藤老中安藤對馬守殿を上使として小
石川伊藤屋形へ差向らる此事先達て伊藤内意ありしを小石
川より段々お見歩使同心五人立出表伊藤門外に伊藤目付二
の伊藤門に伊藤先手物頭相詰め伊藤案内として中山備前守殿
伊藤式臺に待受られ伊藤屋敷廻り人揃ひにして事嚴重お見え
たりける伊藤上使安藤對馬守殿とや伊藤入來になりしウバ備
前守出迎ひ伊藤案内いたしける伊藤上使式臺より上らるゝに
水戸殿伊藤出迎ひ遊ばされ上使伊藤水戸殿なりと仰せある上使
の無言にて挨拶もすく伊藤書院上段お通られける水戸殿鶴
千代君鶴松丸君の右の方へ伊藤着座夫より伊藤廊下の中山備

前守を始め老臣の人々列座あり... 時安藤對馬守殿上意の旨趣をすされける... 九へ分地の願ひ... 登城致さる... 下さる... 此段宜敷達せられ給くるべし... 對馬守殿の上段を下られてより... 酒も耐へなる頃對馬守殿中山備前守へ... 當分御座なひ料として二万石の御領知を... 立お相なりければ以前の通り中山備前守... 關まで御見送りをなし上使の歸宅致されける... 御親子と老臣一同席に着... 明日鶴松を召連登城致すべし...

も登城をなさば格祿も定る事故迎ひの供方後より下馬... 同長まり奉つると御請なし御供立の御先箱金御紋に御打... 物御鎗二本御茶辨當なき御評定有けるを鶴千代君の御... 聲を掛られ給ひて仰せあり先其評定あり及女まじ明日... 迎ひ供の儀の先の當家の格式に准せる手當りて然るべし... 登城の御儀を何卒小子へ御名代仰せ付られ下さるべし... 少々存じよりの儀も御座いへん御前あり御不快と仰せ... せられ鶴松殿を小子へ御同進仕まつり御名代を相勤め... べしと仰せ上られ給ふも老臣達も若君の御賢慮いりあ... 分よしなけれは此儀の然るべうらすと思へども大館の何... と仰せ出さるゝやと壁壁を香て伺ひ居る大館も暫時の... 御勤者の体なりしが莞爾と御笑ひ遊ばしなから如何様其... 方ダテす所と深き存じ寄りも是あるべしと存せる故明日... の儀の其方ダテを任せやべし諸事を宜敷計らへよと仰せ

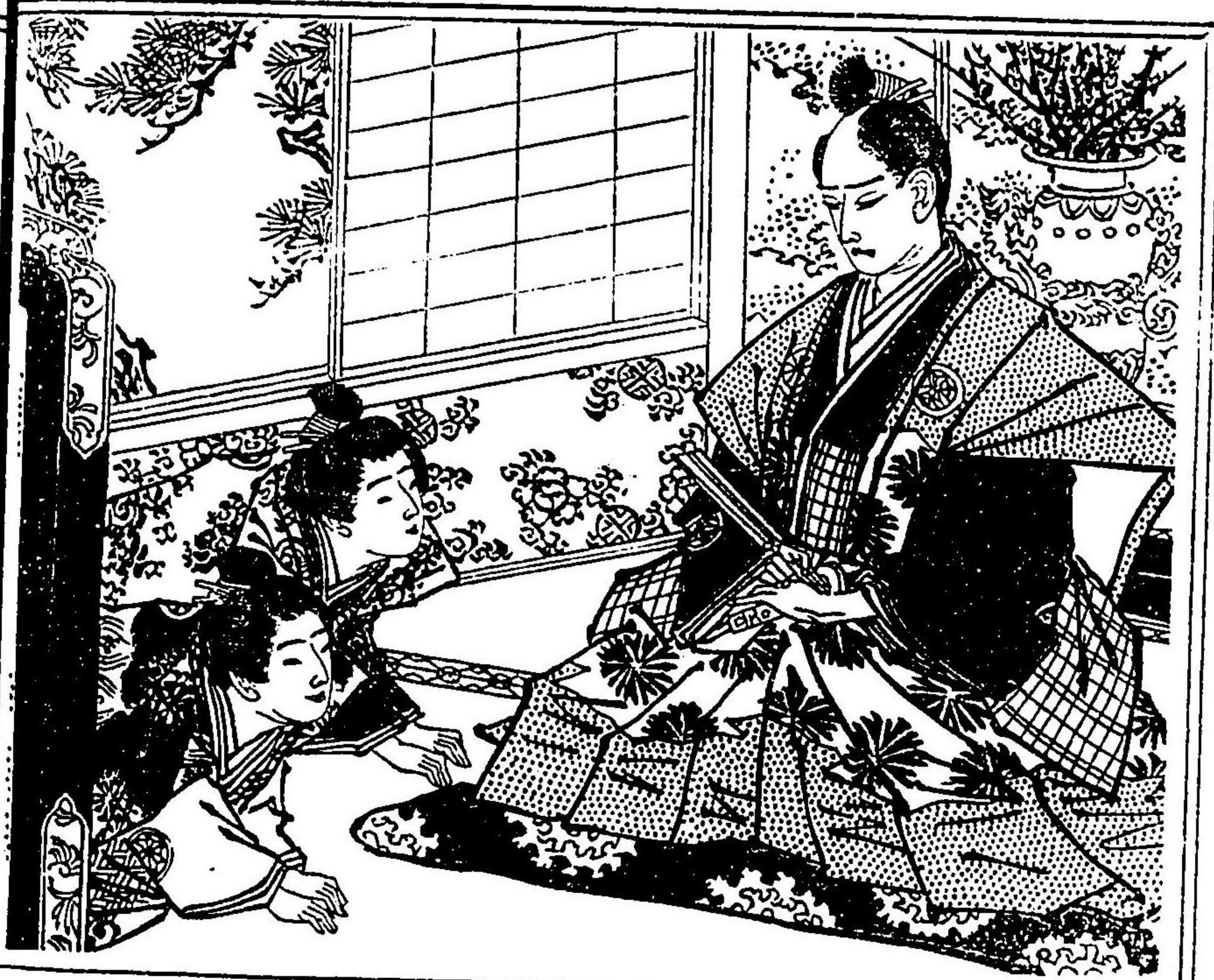
有けれは鶴千代君も夫の有難き御事なり某し同進仕つり... 宜しく万事を取計ひやべしと仰せ上られ鶴千代君御同道... にて御登城と一決しければ老臣方も心のうち何とも覺... 東なく思これけれども大館御承引おらせ給ひし上うら... 御上へさ様もなく皆々仰せお任たり是ハ大館の御内心... も二万石の御分地ハ少し御不足に思されしを鶴千代君の... 御聰明お渡らせ給へば此儀を疾に御推量に及むれて扱こ... そ御名代の儀を仰せ上られたりしなり又大館も若君の... 御名代を願せしし御心中を御推察おらせ給ひしゆゑもこ... そ其御所望お任せ給ひぬ

○鶴松丸殿御登城の事

井鶴千代君御請御發明の事

蛇ハ一寸ふして物の氣ありといふも宜なる哉水戸家... の若殿鶴千代君の當年十三歳まだ御幼年の御身にて御父... 頼房卿の御心を御推察ありて鶴松殿を御同道おて御登城... の御名代を乞願ひ給ひけるに頼房卿も御心中お深き思

召や有たりけん鶴千代君の御室に任せ給ひて夫々其御... 用意お及むれける然ども老臣の面々を最覺東なく思ひけ... れハ人知を心を痛居たりしお明れば寛永八年乙亥四月十... 六日四ツ時水戸鶴千代君御規式の御供立にて御登城あり... 鶴松殿あり御部屋住故別段の御供立なく御引馬の後の方... へ御人數凡そ三十人許りありて御従ひありければ其跡より... 老臣中山備前守同じく小山修理亮御目付野中三五郎御... 使番結城半十郎御傳雜賀孫一郎等一同御供致し御登城お... れハ御定めぬの通り御立關より御上りなされ御出迎ひあり... 大目付彦坂登岐守殿十人御目付鈴木權左衛門御出入坊主... 六人別段に御奏者兼牧野豐前守殿御徒目付二人御案内に... て御定席松の大廊下上の御部屋に入せらるゝ鶴松殿の下... の御部屋へも大目付彦坂登岐守殿おされしを鶴千代君御... せあり子の部屋住みて無格なり然れば自分同道なせば何... れへなりとも苦しうらま御目見の上格録も相定まらば其... 上おて其席へ着べきなり惣じて自分家の儀ハ尾張紀伊の



けれバ其時將軍上意に鶴松丸事今年十五歳先達で分
 地願ひの事披露あるに付則ち今日目見付分地として關
 東ふ於て二万石下し置れハ在所の儀に追て沙汰有べし其
 段相心得御請申上べしと仰せ出されけれバ其時鶴松丸殿
 の無言ふて平伏せられけるを鶴千代君御座を進められて
 御前向ひにさるゝ様私し弟鶴松事今日召出され目見
 の上十二万石下置るゝ由私し於て有難き仕合存じ奉
 つる在所の儀に追て沙汰下さるゝ由上意の旨御座
 り奉つる併ながら在所の儀に付願ひ奉つる儀御座ハ御席
 に此段聞し召下し置れ願ひの通り仰せ付られ下さるべし
 と夫より御顔を上られて鶴松在所關東の御意なれども
 十二万石下し置るゝ上より何卒先年御取潰し相成し
 關東國高松の城主生駒豊敵守高利殺御仰せ付られ只今高
 松城ハ御番城と相成をれハ何卒鶴松事ハ右高松の城主に
 仰せ付られ四國南海道押へとして兩道の旗頭に仰せ付ら
 れ下し置れハハ有難き仕合存じ奉つる是全く天下の

兩家と違ハ副將軍の家柄なれば將軍家も准ざる事なり然
 れバ殿中向無格の事向後とて公儀役人其心得にて然る
 べしと仰せお彦坂壹岐守殿も赤面なし沙道運至極と上
 て退きしハ何分心濟ざる故ふ土井大炊頭殿へ此段を申達
 しける程に大炊頭殿笑之れ乍ら御發明の鶴千代殿より仰
 せ出さるゝ事なれば以來とて其心得めて永代天下の格
 式と思之れて然るべしと申されしハ彦坂壹岐守殿を始
 めとして諸役人見より別して水戸家を尊敬貴みけるとな
 り即刻將軍出御みて水戸鶴千代殿同く鶴松丸殿御前へ
 召出さるれば彦坂上段左りの方第一番は彦坂大老酒井御
 守殿夫より彦老中土井大炊頭殿永井右近大夫殿安藤對馬
 守殿阿部豊後守殿右の方ハ若年寄稻葉石見守殿本多伊
 豫守殿酒井駿河守殿板倉内膳正殿其外諸役人左右に列座
 を正して着座あり其時彦奏者番御對豊前守殿御前に進み
 出水戸頼房卿御不快付御名代御鶴千代殿御次男鶴
 松丸殿彦分地沙汰として召出され則ち御目見と披露有

押へて國家安全の基と恐れ乍ら存じ奉つると申上られ
 けれバ爰ふ於て上様始め諸役人に至るまで二万石の分地
 仰せ出さるゝハ十二万石との御請の鶴千代殿の御聞違ひ
 にて高松の城主を願ひ給ふ事如何是あるべきやと思ひ並
 居る役人衆中ハ互に願見合て上の御氣色窺ひ居る然る
 上も聞し召れは鶴千代二万石を十二万石との御請の
 聞違ひうとの思し召て暫時上意もなかりしハ何様中國
 南海兩道の押へといは天下の木楔なりと思し召且二万石
 の不足めて十二万石とせし鶴千代が發明なりと思召
 けれバ重ての上意に十二万石分地付る上ハ關東の國高
 松の城主として兩道の押へといは當然の儀なりと覺ゆれば
 願ひの通り付べき間随分ども油断なく守護致しすべ
 しとの上意を下し給ひけれバ土井大炊頭殿御挨拶人とし
 て進み出られ鶴松丸殿事今日御目見の上關東國高松の城
 主十二万石御仰せ付られハ御事恐れ乍ら御續合いた
 結縛の上意めて嗚々有難き思召是あるべし我々共至る

大正十一年一月一日

まで大悦至極お存じ奉つるに、御挨拶申し上げれば、鶴千代君も殊の外御満悦にて、鶴松殿の今日直様御前においで、御任官仰せ付けられ、松平謙政守從四位の侍從、源の頼之と、御改名あり、四十少將五十中將の御家柄、御仰せ付けられ、御家督の儀、御本家お准せられ、金葉の御紋付、御先箱、御打物虎の皮の鞍、御供給、御不同、御打掛、御代の御乗物、御茶、御湯、御差、御され、御代々、御溜りの御御詔、天下の四天王と稱せらるゝ、其御一人の御家、御早速中の口へ右の御書付出し、より、諸役人へ右の通り、御觸ありければ、御供も、御ひし、中山、御前守を、始めとして、是を、御傳へて、大お驚き、昨日、安藤、御馬守、御殿内、意あり、相違いたし、合点行くと、思ひし、御殿中にて、鶴千代君の御清の御發明の御取抄、御扱こそ、御名代を、願されし、御心中を、察し、奉つり、末頼、御母、御名將と、心の中、お感心なしける、夫より、鶴松、丸、御殿、御同道、御て、御老中、御廻りも、相濟み、小石川へ、御歸館ありて、今日、御前の上、意より、御請ありしこと、までも、遂一、御物語り有ければ、大館にも、殊の外、御満足、御て、鶴松、御家、御縁

見てと、御嬉しく、思へしと、御意有て、早速、老臣を、御召出され、又、左衛門、御事、如何、御取立、御さす、と、仰せを、老臣、承さす、と、何れ、おも、御熱し、御評、定仕、つり、其上、御伺、奉つらんと、御上げられ、鶴千代君、御傍へ、お是を、御聞し、召れ、其方、御達、然のみ、心を、勇する、勿れ、某し、又、左衛門、御あや、御聞ん、是へ、御呼出し、御し、と、仰せ、お早速、又、左衛門、御を、御前へ、御召出され、鶴千代君、御仰せ、お其方、御信實の、丹誠、にて、成長、おられし、鶴松、丸、御殿、御代、お出給、ひし、上、と、御喚、くし、其方、も、御嬉し、うる、べし、夫、お付て、其方、も、御尋問、る、仔細、の外、なら、せ、此、度、鶴松、丸、御殿、御謙、政、守、お成、れ、し、り、御其方、御事、も、御取立、て、還、す、べし、との、御仰せ、なれ、とも、差、當て、是、と、云、取、立、方、も、六、う、しく、如何、御致、して、宜、しく、ら、んと、御館、にも、御深く、御心を、痛め、給、ふ、夫、お付、其方、を、御呼、出、し、たり、何、おても、其方、身に、御願、ひ、も、あら、ば、包、ま、す、御出、す、べし、と、御意、御承、御仰、せ、有、けれ、ば、又、左、衛、門、も、有、難、く、恐、れ、入、て、御返、答、御上、ける、の、私、し、儀、決、して、此、身、お望、み、なく、只、々、若、君、の、御成長、を、御断、念、御親、子、御對、面、おせ、らるゝ、様、おと、ば、り、願、ひ、し、より、外、別、心、御座、なく、何、れ、にも、御

の、偏、お鶴千代、御發明、の、爲、す、所、なり、と、宣、ひ、て、の、ち、御親、子、御簾、中、御同、座、おて、御祝、儀、の、御酒、宴、御催、は、し、給、ひ、夫、より、老、臣、を、始め、年、寄、中、を、も、御召、出、され、御酒、盃、を、下、され、諸、役、人、へ、も、御流、れ、を、下、され、けれ、ば、一、統、お恐、慌、御上、おける、爰、に、松、屋、又、左、衛、門、の、今日、若、君、御召、し、出、し、聞、て、大、に、御歡、喜、い、さ、み、早、朝、より、身、を、清、め、心、中、に、御神、佛、を、禱、り、て、首、尾、能、御目、見、相、續、や、う、おど、堅、唾、を、吞、て、扣、し、所、お佛、師、館、より、先、お注、進、の、者、御來、り、御讚、岐、國、高、松、の、城、主、に、なら、せ、給、ふ、上、十二、萬、石、を、進、せ、られ、松、平、謙、政、守、從、四、位、の、侍、從、と、の、事、を、聞、其、儀、飛、上、り、大、に、御歡、喜、昨、夜、の、御内、意、の、様、子、おて、の、只、二、萬、石、と、御歸、たり、し、御扱、の、我、御聞、達、へ、に、有、し、く、と、餘、り、の、嬉、し、さ、お佛、師、館、の、御節、御無、籠、の、前、へ、御馳、先、し、や、ん、お出、來、し、成、れ、し、と、御躍、り、上、り、御歡、喜、ける、と、道、理、な、れ、鶴千代君、の、御覺、有、て、又、左、衛、門、御歡、喜、の、當、然、至、極、の、事、なり、と、御笑、ひ、を、催、され、其、後、大、館、へ、其、有、様、を、御仰、せ、上、られ、し、り、大、館、の、御仰、せ、お、又、左、衛、門、御抑、々、御鶴松、御胎、内、より、守、育、し、事、な、れ、ば、今日、の、休、を

上、の、御御指、御次、御宜、御願、御奉、つる、と、ば、り、り、おて、他、お、何、れ、御上、ね、ば、鶴千代君、も、渠、御心、と、御推、察、あり、重、て、御仰、せ、らるゝ、お、の、子、御謙、政、守、お成、代、り、其方、身、分、御食、祿、の、御沙、汰、に、及、ば、ん、其方、へ、御謙、政、守、より、御改、め、て、八、千、石、を、下、し、置、れ、一、ヶ、年、の、江、戶、御詰、おて、一、ヶ、年、の、國、語、と、交、る、と、御奉、勸、致、し、格、の、家、老、同、様、た、る、べし、と、御仰、せ、お、れ、ば、又、左、衛、門、身、お、餘、り、たる、其、加、の、御沙、汰、最、有、難、し、と、御請、御昔、し、を、忘、却、ぬ、心、と、て、其、儘、御屋、又、左、衛、門、と、名、乗、つ、り、行、末、長、く、御家、臣、の、列、に、加、え、り、たり、ける、が、是、の、鶴千代君、の、思、し、召、に、御渠、鶴松、丸、御殿、を、守、立、し、者、故、お、若、や、高、御祿、を、遺、し、な、と、御逆、心、の、事、も、あら、ん、と、思、し、召、し、て、の、事、と、り、や、斯、様、お萬、事、御心、を、用、ひ、ら、れ、て、の、御差、圖、お御附、人、など、も、それ、へ、お仰、せ、付、られ、鶴松、丸、御殿、始、め、て、御領、地、御讚、岐、國、へ、御發、遣、遊、を、す、其、時、に、又、左、衛、門、も、御給、羅、を、銚、り、古、郷、へ、御錦、の、花、を、添、御供、御せ、ば、御謙、政、守、殿、の、目、出、度、御入、部、遊、ば、し、ける

○讚州高松の城の事

井天草一揆三萬七千人燒亡す事

扱も鶴松丸殿の御領國へ進せられし讃岐國高松の城より
すい太閤秀吉公の時よりして生駒雅樂頭近正の領地なり
しガ伊代成ての生駒豊後守正利其子豊後守高利迄三
代の間高松の城主めて高十八萬石を領したるガ三代目豊
後守高利の代寛永四年四月中伊代にて在所なる讃岐國高松
へ歸國なし同年六月暑を避んと餘多の女中を引連れて海上
へての船遊ひ酒宴を催ふ折柄夕方よりして俄の暴風
に供の乗たる船共に八艘残らざりて吹流され行
衛も知ずなりたりける然るも當主豊後守未男子も是なき
故一旦其家断絶なせしガ後寛永八年中高利の弟生駒主膳
と云る者を召出され八千石下し置れ交代寄合仰せ付ら
れたりとなん夫の初置松平讃岐守殿伊入城有ての後ハ夫
々伊代仰せ出されけるガ萬端大度の伊代らひ伊代明にて
入せらるれば國民君を慕ひ奉つるお益々伊代政を施し給
へバ諸人尊敬し奉つる然るも月日押移りて既に寛永の十
三年となりけるお先頃よりして水戸中納言頼房卿の伊代

氣にて漸々大切の伊代出し有ければ伊代家臣の人々の晝夜
話切煩ふ心を惱しけり依て三月十九日の將軍家より伊代
使として伊代中永井右近大夫殿を遣はる尤も伊代病中の
事なれば伊代出迎ひふり松平讃岐守殿にて宜敷との事おて
伊代等も相濟けり其夜終る頼房卿伊代逝去に及されければ
伊代中を始めとして上下の愁傷大方ならせ其段上へ伊代
け有て伊代葬式等相濟程なく伊代柄も立ければ伊代先規伊代定
めの通り上使にて鶴千代君を召せられ伊代家督伊代相續仰せ
付られ水戸家二代の太守從三位中納言光國卿と稱せられ
けるお伊代家臣の面々一統萬々歳を祝し奉つる後伊代退
隱遊ばされ義公様と稱し奉つると此君の伊代事なり時お今
年四月上旬三代將軍家光公日光伊代社參の儀を仰せ出され
伊代の面々の伊代書付を以て仰渡され伊代留守の間ハ東照宮
の伊代定め通り水戸中納言光國卿伊代城へ伊代話切お相成公方
様の伊代名代にて式法通り伊代禮を受させられ江戸表伊代留守
居をぞ遊ばしける明れば寛永十四年八月上旬肥前國よ

り早飛脚を以て伊代老中迄注進ありし肥前國天草縣にて
一揆蜂起し其勢大凡壹萬人尤も内々探索を遣しお大坂伊
代陣の節討渡されの輩ら相加とりて居るとの風聞急ぎ伊代追
討仰付られお伊代國家の大事お及ばんとの事なれば伊代老中
方大お急ぎ早速伊代大老へ達しければ打掛難き大事成て
光國卿へも伊代注進お及び伊代三家伊代家門と云お及ばせ諸大
名皆伊代旗本諸御頭諸役人何れも早速駕早馬おて登城いた
され此段を上聞お達しければ將軍家にも伊代の外お驚かせ
給ひつゝ至急追討是あるべくとの上意を下し給ひける此
時水戸光國卿ハ今年十八歳なれども奇代の伊代明君に渡ら
せ給へバ伊代政事向にも伊代心を委ね給ひて天卿の一揆蜂起
の事杯ハ殊お伊代心を勇させられ晝夜殿中伊代話切の如くに
て九州表への伊代下知萬端伊代差圖にぞ及び給ひける抑天草
の一揆の原因ハ大坂伊代陣お討渡されの浪人おも諸集り空
しく此處おて朽果んを最口惜く思ひしより末世お美名を
獲さんお漢ましくも工みし事にて類を以て友を築合且百

姓を詐敷味方おなさんお下賤の身なれば怨を以て招すん
ハ隨ふまじと思案をなし一揆の中の頭分蘆塚忠右衛門千
々輪五郎左衛門大矢野作左衛門森宗憲軒等皆々隠密お談
合なし伊代信仰なし居たる切支丹宗を勤め込是を手術に
衆人を招き集めし趣きなり此切支丹宗と云ハ織田信長公
安土伊代在城の頃お南蠻國より渡來せしイルマンハレン
と云る者幻術の不測を見せ衆人の心を迷惑しければ信長
公の伊代聞に達し、ケ時に屬下の人々おも是を内々信仰の
輩らありて伊代前を品能く取締ひければ伊代信長公伊代許容
おつて京都お於て一寺を建立爲給ひ永録寺と号しける然
るお敷山三井寺等より訴へ出けるハ古昔より年号を以て
寺号お号稱するハ比叡山延暦寺鎌倉建長寺のみ外お是なく
然るに何り邪法を行ふ外夷の宗門へ伊代當代の年号を以て
永録寺と号稱を下し給ひるハ一重お伊代免下さるべしと再
三強訴お及ひければ信長公も陸方なく永録寺を改めて南
蠻寺と号しけるケ後に太閤秀吉公の伊代代おなりて切支丹

宗門の儀ハ邪法なりとて停止仰せ付られ此南嶽寺も其時ハ停取漢しと相成て堅く宗門停禁止あり是ハ全く欲を以て宗門を頼むる故とぞ聞えける是ハ因て天刑の一揆の數輩密々ハ此宗門を説開らせ數千の者を頼り込め此亂を起せしなり然るに水戸の光國卿ハ差置として早速ハ西國九州の大名方へ早々追伐有べしとの停書を下され關東より停名代ハ内膳中板倉内膳正殿と差向らる因て西國九州其他諸大名の人数を出し様々ハ攻と雖も一揆の輩ハ亦能防ぎ戦ひて中々一國ハ攻落す可續續ハ更ハ見えざりけり此風聞追々ハ關東へ聞えしハ停大老酒井談談守殿其旨上聞ふ違せられしハ停名代ハ停操替と評議一決なしたりしハ此度の停名代ハ松平伊豆守と北條流の軍學ハ秀でしハ停小性北條安房守と差添へられて遣ハさんど其旨趣ハ光國卿へも役人中より上レハ光國卿ハ聞たまひ眉を擡りて宜ふ様ハ上の思し召ふより此度停名代ハ停操替の事ハ停道運ハ有なれハ内膳正も軍學ハ通せし者ゆゑ近

あして殊更停名代ハ停操替の事ハ其方ハ其方ハ詞の如く参らざる時ハ再び停名代として談談國高橋の城主松平談談守を差向られて西國の大名殘らま停差向あるべきハ内評定なり然レハ其方發向ハ實ハ大事の所ゆゑ諸事を慎み何事も落度なき様計ふべし續て物事を輕んじて侮る心有時ハ聊々なる事たりども仕損じ候にて取返しの成さる様なる大變なる事ハ有習ハ其方如才ハ有るまじけれども諸事慎み侮らざる様心算事一に存せるなりと仰せあるに安房守ハ平伏なし莞爾と笑ハ停念の入せられたる仰せ委細長まり事つる併ながら此度の儀ハ元來百姓の一揆ハして大坂討洩されの浪人共少々相加り居るまでめて其首領ハ弱年めて十五六歳の小冠者との事小臣彼地へ下着との注進停聞わらせ給ハ最早彼地も平定と思され停安堵下し置るべし凡ハ計略と惟意の中ハ廻らして勝事を千里の外ハすとい是軍學の常ハして小臣今年四十八歳年來の修行恐れながら平常知し召置なり然レハ此後停

々に之此騒動も平定せん然るも渠も停名代ハ停操替と聞時ハ停後續行届りざる様存じ一命を捨る事あらんも計り難けれハ此儀能々勘考を盡すべしと仰せられしハ如何成必ふや停大老ハ此停言葉を用ひせして遠ハ松平伊豆守殿と停名代ハ操替けれハ光國卿ハ其後無の停詞なりりしハ果して停賢慶の如く翌年正月元日ハ板倉内膳正ハ天降にて終に戦死を遂られたり是停名代ハ停操替の事を遣傳ハ思とれし故の事とぞ聞えける扱又北條安房守氏永と云之此頃高ハ千石めて停小性組を勤られしハ元より北條流の軍學に達せしゆゑハ光國卿も此人に依て軍學を學び給ハ以程なるハ此度九州天草へ二度目の停名代ハ差添られ停向仰せ付らるハ所停前ハ於ての安房守の停請甚だ強慢の様子を聞し召給て光國卿停心中ハ安房守事日頃ハ似合せ停前ハ於ての停請ハ甚だ慢心に相聞之快より思し召停請相安房守停次へ立しハ光國卿續いて停次へ立出給ハ安房守ハ仰せ有けるハ此度の停名代ハ別しての大役

目代停手當ハ及ふまじ小臣不肖ハいへども采配取て天下の停人数を過選せハ何百万騎の大軍たりども物の屑と仕つらず又小臣ハ一万人の人数を指塵なし些少の誓に罷り兵糧ハ盡すハすハ中々天下の大軍を以て攻るどもも略城ハ仕つるまじ此儀を思し分られなハ今度の一揆平定ハ案の内ハ停安房守ハすべしと故さらハ廣言吐て退出なすハ光國卿も元よりして停目を給る安房守ハ其此廣言ハ疎ましく停心より走して油斷のならざる事ハなど是より終ハ安房守を停見限り成れける扱こそ天刑平定の後殿中の停評定にて軍功のある人々へ夫々停加増ありし節安房守も隨一の大功なれハ一萬石停加増下され諸侯の數ハ加へられべき處なりしハ光國卿停助言ありて安房守ハ決して大身ハ取立る者ハ非き其志操に不審の處もこれ有なりとて此度の停取立三千石ハ仰付らるべしと違つて仰せ有けれハ遂に其職ハ離ハける是光國卿の停必ハの思し召に違ハし者とて決して依怙願負有るハハ非き

潔白を只専一に成れて天下の浮爲を思召る、伊賀屋の類
以稀なる名君ふて又有難き伊計ひと人々後おぞやける
天神一授の始終を、其に書置べきなれども、是の天降軍
記と言へるも明細なれば、爰に洩しつ只其要を摘て明君
の伊事柄を記すのみ

○將軍家光公伊世界の事

井正雪忠彌伊所置の事

初も九州天神の一授伊計有て悉皆く故地平定る及びけ
れば上下安堵なしけるが光國卿あり、爾も伊心を用ひられ
國々へ隠密の探偵人を遣はされ、天下の伊政務を伊心
を勢し給ひけるも、公儀諸役人等、益々光國卿を尊敬な
し奉つる事大方ならせ、暫く天下泰平なりし、少年月押移り
慶安四年辛卯四月廿日三代將軍家光公伊世界在たりけれ
ば一同の悲傷筆紙お盡し難く、斯て有べき事ならねば伊先
例の如く伊勢式ありて大猷院殿と稱し奉つる、則ち伊遣官
お因て伊倉下野の國日光山へ送り奉つるこれお依て

ければ伊豆守殿聞し召れ、伊目通り仰せ付られ、其仔細を伊
尋問あるも、兩人の者、一大事とす、一別儀あり、是此
頃由井正雪丸彌忠彌とす、兩人の浮浪人、棟梁にて浪人共と
大勢集合謀反を企て、凡人數七千餘人、正雪の駿州久能山へ
精籠る、由其人數ハ二千餘人、其外京都大坂も、其徒お通づ
る者共、或ハ百人二百人づ、疎て謀合せ置り、一時お旗揚
け巧みなれば、此段容易ならざる儀、お付伊注進仕つるも
お上ければ、伊豆守殿是を伊聞届け、あり、則ち兩人の者、お休
足を、お付られ、早敷おて伊登城、致され、火急の伊用向、是有る
間、諸役人中、お出仕有べき旨、伊觸有りければ、夜中お離る
諸役人、殘らお出仕致されける、是に因て、光國卿も、同く伊
登城遊ばされ、委細を聞し、召給ひ、役人中へ、仰せ渡されける
の當時、無謀の浪人、おも、何程大勢集合て謀反を企つるも、
迎も、野跡の大樹を、斬さんとなす、お似たれば、何程の事、や有
ん、然ながら、打捨置、お始終の處、如何あらん、お計られ、先頭
取し者共を五六人も、召捕て、嚴重の伊仕置を、お付な、お其餘

伊家督の家綱公伊相續有、此君ハ三代將軍の伊嫡男、おし
て今年伊十一歳に成せ給ふ、此旨、京都へ、お申上、有し、お則ち
伊轉任ありて、薄和壯學兩院の別當、源氏の長者、從二位右近
衛の征夷大將軍内大臣、お叙し給ひ、伊式澤は、りなく、相續し
と、爾も伊幼年の事故、光國卿、伊心と勢させ給ひ、伊補佐
有せられたりける、爰お酒井謙政守の同家、酒井雅樂頭、忠清
の是まで、何も伊役向を勤めし事なれども、家柄故、お毎
度、登城なし、伊儀、伺ひ、おとして、伊目見あり、其度、お伊懸み
とて、種々、種々の品物を、隨時お献上を、致されける、お或時、種
々の小鳥を、献上いたすに、上様、甚だ、思し召、お進め給ひ、こ
れより、伊儀、宜しく、お毎日、雅樂頭を、召との上、お奉り、お終日、伊
前、お伊御の伊相手、お上られし、ハ、深き、根ざし、の有事、なり、是
ハ、初置、慶安四年七月廿一日の夜、伊老中、松平伊豆守殿の、伊
役宅へ、田代又左衛門、奥村八郎右衛門、と云、浪人二人、お込込て
伊注進の、目あり、一大事の儀を、直々に、お上度、お存せられ、お拜聞
願ひ、お上度、お申上、おし、おより、早速、此儀を取次、の者、お伊前へ、お上

の者共、所屬、島合の者なるべければ、敢て、お成、お成、べ、り、ら、せ
先、お差、當り、頭取なる、丸彌忠彌を、召捕べし、然し、此儀ハ、大勢の
役人を、お掛り、おとなさ、お却て、隠蔽、是、有、べ、ければ、此、一件、ハ、松平
伊豆守、登人、を、以て、惣、休、の、掛り、おと、心得、らる、べく、又、町奉行、石
谷右近、將監へ、お付、べし、と、仰せ、渡され、ければ、則ち、松平伊豆
守殿、伊掛り、と、相成て、早速、其、夜、石谷右近、將監殿へ、内密、お申
付らる、是、お因て、翌、廿一日、夜、明方に、丸彌忠彌、ハ、召捕に、相成
たり、此、忠彌、お下部、有、竹八、助、と、云、者の、白狀に、依て、駿府、表に、
逗留、な、す、由、井正雪、を、召捕、べし、と、て、伊先手、駒井右京、殿へ、召
捕、方、を、仰せ、付られ、差、向らる、又、大坂、京、お住居、する、浪人、共の
召捕、役ハ、伊先手、中山、勘解由、殿に、仰せ、付られ、けり、伊駿府、表
にて、正雪、始め、其餘、の、者、も、自、害、な、し、けれ、ば、直、お其、場、おて
駿府、門、お、集られ、一件、の内、重、さ、者、ハ、磔、刑、お、架、られ、ける、京、大坂
より、ハ、頭分、加藤、市右衛門、吉田、初右衛門、兩人、を、江戸、表、へ、引
渡され、丸彌忠彌、を、始め、其餘、の、徒、黨、ハ、松平伊豆守、殿、伊、伊、味
の上、品、川、お、於て、都合、二十七、人、磔、刑、お、架、られ、たり、抑、此、切、り

正雪が計略にて紀州家の浮腫みなりとて立徒黨を築りし故を以て些少う紀州家へ浮腫念掛り光國卿も左様なる事ハ決して有まじくと思召せせも諸人の懸念を晴さんど種々浮心を廻らされ浮大老酒井謙政守忠勝を召れ其方太衛にゐるべきが紀州へ上使に参向致し此度の儀ハ紀伊殿よりの浮腫みなりとて浪人共のヤ立徒更浮雲家の浮腫物を以て人数を集めたる由を上聞に達したれバ浮不審も又少ならずと則ち浮判物を浮腫み入浮腫の儀を仰せ上られ然るべしと仰せ付られければ酒井謙政守忠勝紀州家へ上使として参向ありし大納言横井出陣ひめて浮腫の時談談守殿右の浮口上り送られ則ち紀州家浮判の察りし書付を呈し浮腫み入れバ大納言横井此書付を能く浮腫遊ばしてそと側らに差置れ謙政守へ向ひ給ひ斯の如くの機子を見れば是ぞ誠ハ徳川の天下ハ益々泰平にて万々歳も浮腫遊ばし浮腫勢も重なるべしと仰せ酒井謙政守殿流石老功なる故にとつと平伏に及ばれて其浮腫葉々千万の仰せ分ら

せと光國卿も殊の外浮腫美あり是ハ紀伊大納言の浮腫ハ予が判形を廣造なし是を以て味方の徒黨を募りしに多くの浪人一味せしと予が家は是將軍家の連枝あして三家と稱する一人故浪人共も重んじて贖印形と心付せ一味致せしと相見えたり我家さへも斯の如く諸人等とむ上柄ハ況や將軍の浮腫勢ふ於てをや威尊とまんどの思召ふて仰せられしを謙政守殿其浮心を察し奉つりしハ實ハ頓智の老功なりと光國卿も甚だ感と給ひしなり（此正雪忠彌が傳ハ別に慶安太平記と云書ふあれバ愛に委しく配載せせ）斯て此後益々天下泰平の所浮大老酒井謙政守殿九月始めよりして不圖風の必持なりとて引れける夕追々病氣重りける趣きなれバ浮典藥の醫師を下され各々醫學を討論し治療を加ゆれ共一向ハ其験なく次第重体との事なれバ光國卿浮自身見舞有て機子を寫と見給ふに謙政守殿も永々勤勞と云老年なれバ此度本腹覺東なしと思召されて上意にハ此期ふ及び何事ハ願ひの筋も是あらバ遠慮

れふていなり扱此上ハ早々に浮用意ありて浮父子横井浮登城遊とし浮對顔有せられて然るべし愚臣角又浮腫念散せさせ給ふ横井敷官上仕つるべしと上ければ大納言横井は浮喜悅在くして上使ハ機々懸念を仰せ付られ謙政守殿直横井中へ歸られて紀州家浮腫みに非ざる旨懸且浮判物も廣物にて斯様くの仰せなりと詳ふ上ければ光國卿も浮喜悅あり予が存考も速とせ且又流石ハ謙政守殿も計ひしもの誠と浮喜悅願りなく程なく紀州大納言浮父子浮登城ありければ目出度浮對顔も相濟て上下万々歳とを稱へける（因ふ云く抑々紀州家の浮判とヤハ虎の丸の内ハ横井卿の顔の一字なるよしなるが賊徒が偽り造りたる浮判の文字ハ屈番共一つづつ振てあり是正雪が紀州家へ後日浮腫の爲ふ斯致し懸たりと見えたり大納言横井有て何とも別な仰せなく謙政守に向ひ給ひ徳川の天下ハ万々歳たるべしとの仰せを謙政守殿浮腫心中を察して浮腫やわけ浮登城を頼りせしハ尋常の及ぶべき處に非

なく聞べしと仰謙政守殿有難さ旨浮腫上られやまされけるハ愚臣事年久しく大老役を相勤めハ段賊に君の浮腫光故と心魂ふ徹し有難く存じ奉つり只今臨終ふ及上ハ外に何の望みも是なく愛ふ一つの心懸りハ愚臣勤向浮役儀ハ十ヶ年間と浮定遊ばし其年限ハ相成らバ浮免有て又別人ハ仰せ付られ此の如く致す時にハ此天下ハ益々太平ハ浮腫あるべく此浮役向ハ尋常の者に仰せつけられなれば得違ひの儀も出来致すべくと存じ奉つりハと懸々ぞやけるお光國卿浮腫の中に思召横井前より然様の浮腫定ハ是なく謙政守年久しく勤し跡なれば餘人ハ此浮役仰せ付られ十ヶ年位相勤め又新役に相なりてハ只々浮役向を存せしまでめて一向に馴て浮用を勤る者ハ是あるまじと思召此儀も疾より浮賢慮を廻らし給へと昔しより浮定めなき事なれば其儘になし置給ひしが謙政守を安心爲んと思召仰せ有様貴殿の心勞いたさるゝも天下の政道を重んじての誠心なれば委細の旨ハ此光國が承まこと届けた

りど高麗の宣ひければ、讃岐守殿も重さ枕を上られて、さる、機懸臣が死ぬ、夫のみ黄泉の心懸りに、い處只今君、み其事を、や上し上ら、い心懸る事更になしと、近習の武士、あや付られ、料紙硯箱を取寄、あつて書殘されし、い

八十年來一睡夢 壯身自若爲迷昏

暮て行秋のかたみ、み置もの、い霜枯の虫の聲、い

と辭世の詩歌を認めたり、光國卿、い歸館の後、終ふ慶安四年、十月四日八十四歳にて、卒去ありし、い急ぎ其旨を上へ、言上、あ及、い程なく葬式を、管されける、諸家督の儀、い嫡男、酒井修理太夫殿へ、滞はりなく下し、置れ、若州小濱に、於て十一万三千石、領し給ふ

○酒井雅樂頭殿、大老の事

井根、右衛門の事

斯て、大老、酒井、讃岐守、殿、卒去ありし、い大老、職、關たる、故、光國卿を、始め、諸役人、い評議ありて、跡、役、い何れ、い仰せ、付らるべき、い容易、事の、決し、難く、然るに、酒井、雅樂頭、忠清、殿、い此

し、召に、適、い片、時、も、雅樂頭、なくて、い成、ぬ、様、に、思、され、給、いし、程、の、事、あ、て、時、として、い夜、中、に、雅樂頭、い如何、あ、い尋、問、あ、り、し、い、い、城、外、あ、役、屋、敷、あ、つ、て、い急、い、い、召、い、問、あ、合、さ、る、事、故、い、城、内、へ、雅樂頭、い、休、所、ど、て、泊、り、屋、敷、い、取、違、に、相、成、た、り、斯、急、々、大老、職、の、威、勢、強、く、い、達、し、等、の、事、有、時、い、雅樂頭、斯、様、い、と、其、旨、言、上、あ、及、ば、る、れ、い、上、意、あ、つ、其、方、い、如何、存、せ、る、と、い、尋、問、あ、雅樂頭、殿、愚、臣、い、斯、様、い、の、存、い、寄、な、り、と、い、上、れ、い、又、上、意、あ、い、成、程、道、理、な、り、然、ら、い、然、様、致、せ、よ、と、仰、せ、付、ら、る、皆、何、事、も、斯、の、如、く、の、上、意、に、て、天、下、の、政、道、一、よ、り、万、あ、至、る、迄、皆、是、酒井、雅樂頭、が、心、次、第、あ、相、成、け、る、因、て、此、節、將、軍、家、を、勿、体、な、く、も、下、々、あ、て、左、權、爲、様、と、唱、け、る、斯、の、如、き、の、有、様、故、い、老、中、方、始、め、と、して、其、餘、の、諸、役、人、い、猶、更、に、天、下、の、政、事、あ、關、係、る、人、い、只、重、役、人、と、云、名、耳、あ、て、皆、雅樂頭、殿、一、人、の、捌、ど、な、り、し、を、光國卿、い、雅樂頭、殿、大老、職、あ、成、れ、し、其、翌、日、より、一、向、に、天、下、政、務、の、事、あ、い、助、言、少、し、も、遊、ば、さ、れ、る、是、い、心、中、あ、最、深、き、思、し、召、有、こ、と、い、後、あ、を、思、い、合、さ、れ、け、る

折節、い前、あ、召、され、居、たり、ける、が、上、に、い、上、け、る、や、う、今、日、酒、井、讃岐守、跡、役、い、大老、職、を、い、評、定、の、い、評、定、是、あ、る、旨、を、い、上、是、い、雅樂頭、心、中、あ、一、物、有、て、の、言、上、な、り、時、あ、將、軍、是、を、聞、し、召、あ、て、思、し、召、に、い、叶、ひ、た、る、雅樂頭、故、仰、せ、あ、い、讃岐守、跡、役、い、幸、い、同、家、あ、も、是、有、事、故、雅樂頭、へ、い、付、然、る、べ、し、と、上、意、あ、り、し、あ、い、側、用、人、あ、加、賀、見、出、雲、守、是、を、承、ま、り、元、より、雅樂頭、殿、負、の、事、故、早、速、い、表、い、評、定、所、へ、右、の、旨、趣、上、意、の、旨、い、出、し、け、れ、い、大老、中、方、始、め、其、座、あ、列、な、る、諸、役、人、此、儀、如何、あ、る、や、ら、ん、と、皆、無、言、あ、て、扣、居、たり、し、い、光國卿、暫、時、の、間、い、思、案、あ、つ、て、仰、せ、ら、る、い、や、う、何、様、上、意、の、輕、ら、い、せ、殊、に、雅樂頭、い、年、頃、ど、い、い、家、柄、な、り、旁、々、大老、職、も、然、る、べ、し、此、上、い、今、日、召、狀、を、下、され、明日、召、出、し、い、前、あ、於、て、大老、職、を、仰、せ、渡、され、然、る、べ、し、と、い、評、議、有、し、い、評、議、是、に、て、一、決、し、其、翌、日、雅樂頭、を、召、出、され、諸、役、人、い、列、座、の、上、い、前、あ、於、て、大老、職、を、仰、せ、付、ら、れ、ける、程、い、是、より、威、勢、日、を、追、つ、て、隆、盛、あ、こ、そ、い、な、り、あ、け、れ、斯、て、酒井、雅樂頭、殿、日、を、追、つ、て、將、軍、家、の、い、覺、え、目、出、度、思、

然、い、い、登、城、も、一、月、に、一、兩、度、ぐ、ら、い、あ、て、只、其、時、も、い、大老、中、諸、役、人、あ、い、評、議、あ、り、て、當、時、い、力、事、雅樂頭、が、政、務、を、都、て、取、行、い、殊、あ、何、事、あ、も、行、届、さ、た、る、者、故、に、予、も、此、比、い、安、心、致、す、と、い、物、語、り、有、せ、ら、れ、け、れ、い、雅樂頭、い、是、を、聞、心、中、大、に、歡、喜、け、る、然、るに、い、大老、中、の、一、人、なる、稻、葉、美、濃、守、殿、い、光國卿、の、仰、せ、を、聞、て、眉、あ、皺、よ、せ、溜、息、を、吐、居、られ、し、い、是、い、心、中、に、深、き、思、し、召、有、て、の、儀、ど、い、夢、あ、も、知、ら、さ、る、故、な、る、べ、し、扱、も、大老、酒井、雅樂頭、殿、い、彌、々、い、己、が、威、勢、を、逞、し、く、して、阿、諛、あ、者、い、重、く、採、用、い、潔、白、忠、義、の、士、と、雖、も、鑑、さ、る、者、い、是、を、遠、避、益、々、依、估、の、勢、汰、耳、な、れ、共、誰、一、人、と、して、此、善、惡、を、云、者、な、く、追、々、年、月、も、移、り、行、て、延、寶、元、年、と、成、に、け、り、此、時、將、軍、家、い、三、十、二、歳、あ、成、せ、給、ふ、然、る、い、元、來、い、病、身、あ、て、未、い、世、繼、の、若、君、と、て、在、ま、さ、い、連、枝、に、い、甲、府、宰、相、綱、重、卿、館、林、宰、相、綱、吉、卿、の、い、二、方、の、在、ま、し、け、る、が、い、づ、れ、も、二、十、万、石、づ、の、い、賄、ひ、料、を、進、せ、ら、れ、たり、然、る、い、甲、府、綱、重、公、に、い、い、短、慮、に、して、殊、更、大、酒、を、好、ま、せ、給、ふ、故、二、十、万、石、に、て、い、勝、手、い、取、損、な、り、繼

きに因公儀へ十方兩の御拜借金を御願ひ有し處雅樂頭豫
 て心中に思ふ子細ある故ふ此事あつた何となく御上へ
 上げるの甲府様にも内々の御企ても是有様に相見え由
 中上夫に就ての館林様にも御連枝故に内々仰せ合られた
 る事も是有べき何れも御油断の相成まじと御上上げれ
 ば將軍家も以ての外御憤怒あらせられ甲府様の御拜借
 金の初置で御不審の慶もこれ有との御内意ありけるにぞ
 甲府様大に怒せ給ひ是皆雅樂頭が取計ひにて予が事を何
 くれと上へせし故なるべし我の天下の連枝なり然るを
 右体の次第にて今今生て詮なしとて光國卿へ御手づり
 ら御書を贈られ果敢も御生害お及ばせ給ひけり光國
 卿の御書を御一覽有て早速御人を綱重卿方へ遣はされ
 し最御早生害の跡なりと聞し召されて御涙ふくれ給ひ
 しが思し召もやありたりけん其儘御出仕もなく入せられ
 けり尤も此以前雅樂頭より豫て甲府様御行跡荒々敷まし
 く殊の大酒を好み給ひ御短慮にして御附の重役共も殊

の外難儀お及ぶ事のよし御上置たりしとぞなん然れども是
 の雅樂頭が讒言のみならずして世間の噂に相違なく御酒
 興の上種々荒々しき御行跡もあらせ給ひし趣きなり其頃
 甲府様御近侍御根津守右衛門と云者あり祿三百石を給と
 りて御小性頭を相勤め忠心無二の者にして然も武道の嗜
 み深く若年より思し召に適ひし故人々も大い御用ひら
 れたるが甲府様の御行跡の荒々敷をうち嗟歎折々御諫言
 を御上上げれと御酒興の上の中々御用ひ少しもなく却て
 荒々しく御叱り有ども夫をも厭せ兎角御諫言を御上し
 或時然のみ御御機嫌と云にも非ねと一体御益々御氣性ゆ
 る御近習を何故か大い御叱り給ひし處へ根津守右衛門參
 り合せ種々御説教せしに漸く御機嫌直り給へば守右衛門
 の御折なりと思ひ又御段々御諫言を御上けるの最御大切
 なる御身故御行跡を第一御御謹慎あらまはしと御上上げれ
 ば綱重卿御せらるゝやう其方毎度予が身持宜しうらすと
 異見に及ぶ事夫の臣たる者の役ゆゑ然も有べき事なれば

夫を用ひぬぬの非ねども然様に日々目通りへ出て口癖の
 やうお事御聞飽たり餘りといへば御過る却て無禮お當
 るぞよ向後一言たりとも御見だましき御無用なりと
 以の外御憤怒りあて御叱りありけれ共守右衛門更に懼れ
 せして御上る御怒れ乍ら小臣が言上の儀を御道理と思し
 召され以來の必お御憤み有るゝやうとの御意の有なから
 今お一向御用ひなし夫故御耳喧しき様お御上りなり御行
 跡だに御直し遊ばされなば小臣の如何様お相なり給へ
 厭ひいへお何卒此段御聞入下し置れ給と度偏に願ひ奉
 つるぞお上げられ綱重卿の御身置を改め給ひて仰に其
 方如何様お相成共予が御行跡の直りなば厭ひいせじと
 せしなと御度仰せお守右衛門の御つと御伏仕つり假令御
 手討に相成て御羅の奴と相なる共御行跡だお御直り遊ば
 されなば臣が身お決して厭ひいせじと詞も終らぬ其うち
 に綱重卿のつと立給ひ然らば願ひの通りみなし此世の
 暇を得させんと仰せ尖鋭御脇差を御手も見せお飛懸り給
 ふと見えしお忽ちお根津守右衛門が首を打落し給ふとぞ
 御近臣の人々の大いお驚き早速御家老長谷川淡路守同じ

小笠原美濃守御用人建部主膳同く石川監物等其外の役
 人へ知らせける故皆々御前へ罷出時お御側御用人森井宮内
 の君の御手を取て其席を改め御次へ立せ給ふにぞ皆々御
 前へ相話て如何なる事おて御手討の御遊ばされしや守右
 衛門御のかねく思し召も御叶い且小臣共も渠の忠心事
 と未頼御敷存せしおと御上上げられ綱重卿假令人目お忠心事
 見ゆるおもせよ予が家人予が心お叶ふ奴の不忠の者と
 思ふなり因て手打お爲たりと仰せ給られ奥深く入らせ給
 ふと是非もなし皆々今今詮方なく内々死骸を普提所へ送
 りて厚く葬りける此守右衛門今年廿八歳おて根津左門と
 云者の子なりけるが兄弟もなく又妻の同家中小林氏の娘
 なれども子なき故お親元へ歸しけれお愛お至りて根津守
 右衛門の家断絶に及ひしお歎きても猶餘りあり綱重卿の
 是よりして彌々大酒お慕り給ひ御行跡の以ての外悪敷な
 り給へとも誰一人御諫言お上る者もなく斯て五六日も打
 過て或る夜更闌るまで御酒宴に及ばれて漸々御近習夫々
 お御介抱を御上御遊所お入給ひしお暫く有て御目を覺さ
 れ御枕を御上御覽あれば向ふの方お誰やらん麻上下にて

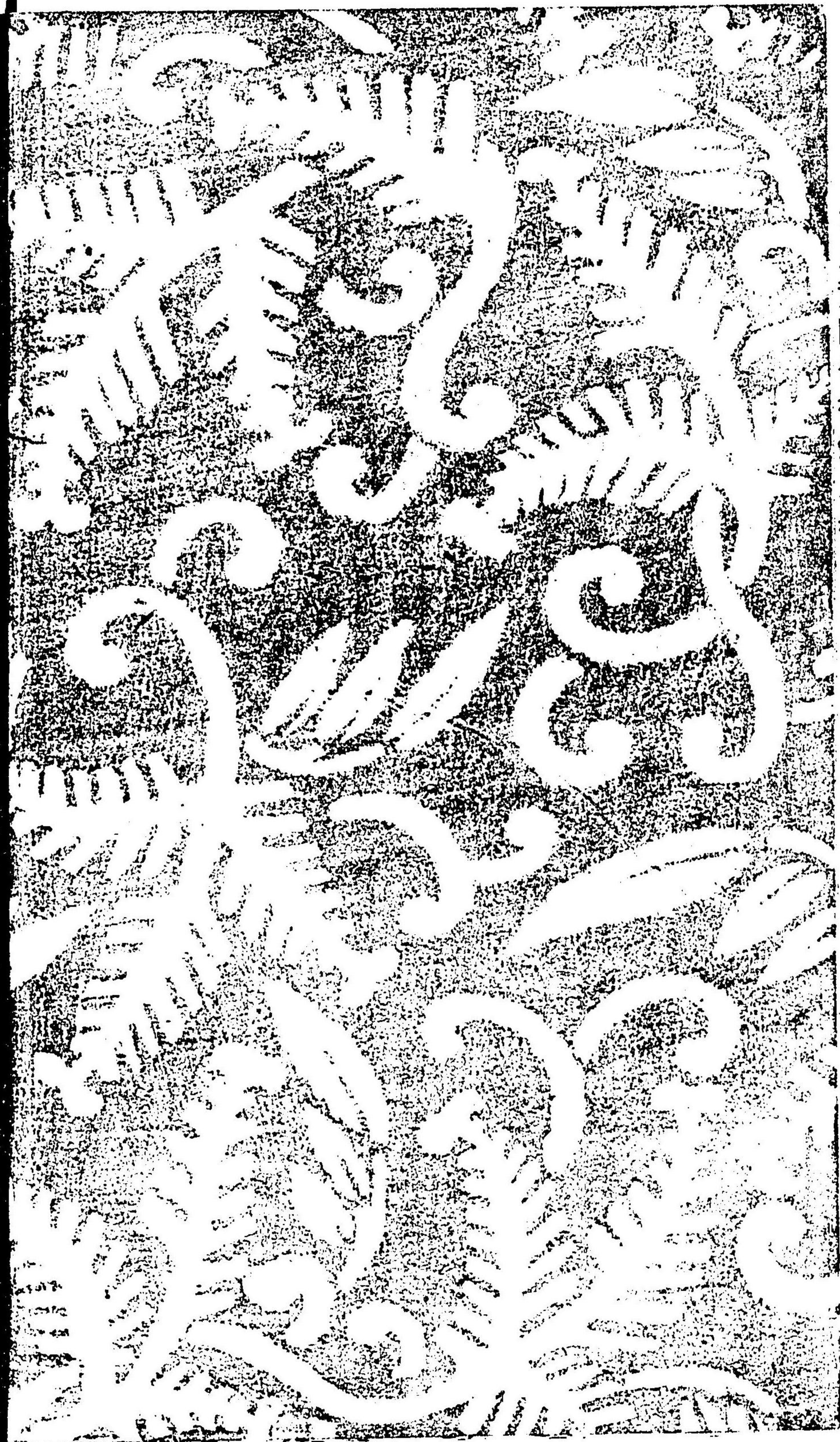
平伏成居者あり宿直の者も麻上下を着し居り不審なりと
 思召何者にや物々敷体なりと浮聲掛られ給ひし其時彼
 者頭を上臣層ならぬ一命を君に差上り諍言や上れど今以
 て浮行跡直らせ給とぞ何卒浮約束の通り浮行跡を直させ
 られ下され度とすける君の不測も思召能々浮覽せらるれ
 ば根津宇右衛門にてありけるおど己れ不届者と仰られ乍
 ら浮枕刀を以て抜打に切付給へば空然と姿の消失なりり
 けり綱重卿の忙然とし給ひ浮物身の汗流れ浮心地も常
 ならざれば宿直の者を召せられ水を取寄給ひ香終られ是
 より眠りあつた給ふ斯の如くなる事の都合三夜及びけ
 る愛お於て綱重卿嗚呼過てり古今を得難き忠臣とい
 實お宇右衛門の事なりけり我志の狂き儘に惜し忠臣
 を手討せし事今更後悔千萬なり假令後れても是よりし
 て急度禁酒をなすのみろ猶行跡を正しくなし忠死たる
 宇右衛門が其誠心を空しうせせ忠臣の名を後世に傳へし
 ひべしと仰有夫より浮行跡直らせ給へば諸人大いお安堵
 し宇右衛門が忠義を人々感止さりけり是に因て綱重卿
 浮座の間の浮庭前へ二間四方の社と建宇右衛門が靈魂を

神お祭りて根津權現と稱へ給ひて祭られける斯て此後綱
 重卿の浮公達將軍綱吉公の浮養君となり給ひ寶永元年六
 月西丸へ入御在り給ひ正二位大納言に任せらる是を六代
 將軍家宣公と稱し奉つる因て甲府權津館の跡浮取拂ひあ
 りて此所を根津と号し一社を浮建立に及ばれ社領三百石
 浮寄附ありて氏神とわがめ給ひ寶永五年四月中の酉の日
 お祭禮仰付られ江戸町中より残らず練物を出すべき旨仰
 せ付られければ神輿通行の日數の二日間にて浮族所ハ四
 日市賣小路へ仰付られ根津權現大神事と仰出され花やう
 なる神事執行われける是全く根津宇右衛門忠道が忠誠心
 の爲所なりと諸人大いお其徳を稱して今も云傳へり
 水戸實門實記上巻終
 明治十六年五月八日御届 定價一冊金二十錢
 印刷費免所 編輯人不詳 榮泉社
 東京々橋區三十間堀二丁目一番地
 出版人 東京府平民 山内文三朗
 東京々橋區三十間堀二丁目一番地

今古實錄書目	
大搦平八郎傳記	上下二冊 定價金三十錢
天一坊實記	上中下三冊 定價金四十五錢
眞書太閤記	全部三十六冊 內第廿九卷迄出版 定價一冊金廿五錢
伊達顯秘錄	上中下三冊 定價金六十錢
佐倉義民傳	上下二冊 定價金四十五錢
三郎傳 大丸屋騷動之卷	全二冊定價金廿五錢
赤穂精義參考內侍所	全五冊定價金一圓十錢
護國女太平記	上下二冊 定價金四十錢
慶安太平記	上中下三冊 定價金六十錢
寬永箱崎文庫	全部五冊 定價金壹圓
寬政秘錄夢物語	全壹冊 定價金十五錢
名譽長者鑑	上中下三冊 定價金四十五錢
參考天草軍記	全部四冊 定價金八十錢
北雪美談金澤實記	上下二冊 定價五十錢
大久保 武藏鎧松前屋五郎兵衛傳	上下二冊 定價四十錢
同宇都宮騷動之記	上中下三冊 定價金六十錢
增補柳荒美談	全部五冊 定價金一圓
○次出版之分	
黃門實記	元書 三十冊
眞田三代記	元書 百五十冊
豐臣鎮西軍記	元書 三十冊
楠廷尉秘鑑	元書 三百六十冊
東京三十間堀二丁目一番地 榮泉社	



今古
寶錄 水戸黃門仁德錄 中之卷



水戸黄門仁德錄

卷之三

水戸黄門仁徳録中巻目録

○酒井雅樂頭隠謀の事

并諸役人増加増の事

○四代將軍家綱公伊他界の事

并光國卿雅樂頭へ尋問の事

○雅樂頭遺言を述べる事

并光國卿雅樂頭問答の事

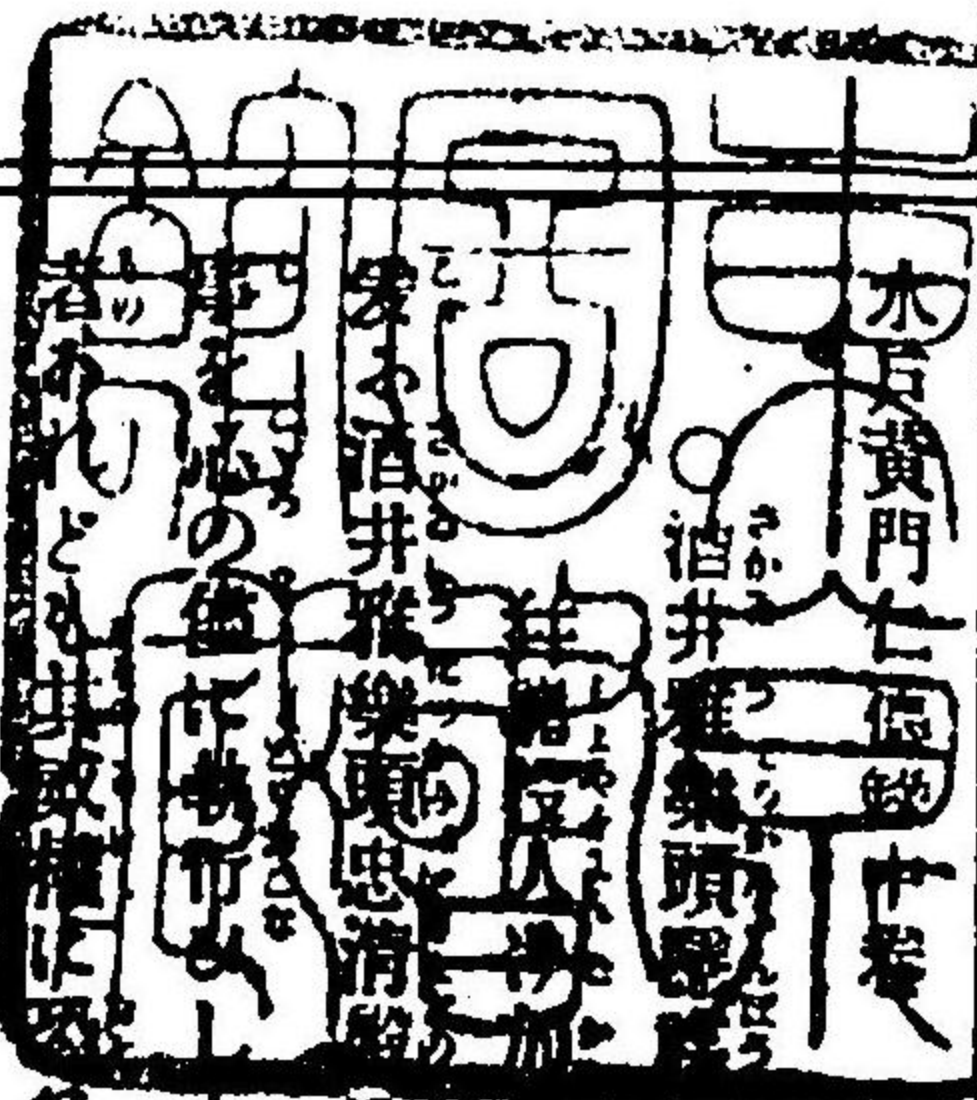
○館林宰相將軍の嗣君となりたる事

并雅樂頭其儘出勤の事

○雅樂頭へ不審十五ヶ條尋問の事

并大老職免の事

○雅樂頭十五ヶ條返答の事



水戸黄門仁徳録中巻
酒井雅樂頭隠謀の事

然るに延寶八年三月橋子河内守と何事もなきに
上京致させし故此事光國卿の尋問を達しければ初
樂頭京都に立入り堂上方を取繕ひ何れを爲すぞ覺え
たり併ながら何程の事をなし得べきや唯何事も知らぬ体
お拾置て渠が振舞を見んものと思し給へ一向に携ひ
なく在せられ只扇時歌香茶の湯成ひに蹴鞠なを弄ひ給
ひは政道の事に付て少しも指圖爲給を悉く世上の
形勢を感しありて或時一首の和歌を詠じ給ふ
見ばたい何の苦もなき水鳥の足も原なき我思ひりな
此歌の水鳥の水面上に浮びて何の苦も無遊ひ居る様も見

并雅樂頭切腹の事

○酒井河内守藤堂大學頭安藤右京亮上使へ不禮の事

并梓巫子の事

○酒井河内守藤堂大學頭安藤右京亮閉門の事

并打手替の願書を差出す事

○稻葉美濃守殿仁慈の旨言上の事

并光國卿急登城の事

○水戸光國卿仁情の事

并那須家由來の事

水戸黄門仁徳録中巻目録終

れど油断無足を遺て働けぬ其身も遂に沈み溺る事を
詠給ひしなり人の身の上も其如く難渠の富家故身の上に
何の苦勞も有まじと餘所目に見ゆれど心の内の苦勞の
如何多うらん然れば光國卿も此歌の如く外より樂
の様に見ゆれども心中に片時も天下の政道方端の
苦心遣ひ水鳥の足も原なき如くどの浮意なり夫之扱置
酒井雅樂頭殿が子息河内守を上京させし内容ならぬ
る大望の下捨へにして其次第の當將軍家後年も早三十餘
才も成せ給へ元來病身お渡らせられ政務の元より諸
事一向苦心を寄給之を其上に伊他所伊他界の後ども女
中方を伊他愛杯と云事更になく夫故伊他世繼の伊他達在ま
さねバ雅樂頭熱々思慮を廻らす斯病身おての中々伊
年四十の浮船のども越させ給ふべうら老然らば天下の
伊他目河内守藤堂より伊他定め通り尾州紀州伊他家の中を
迎へ参らす又伊他連枝館林甲府伊他兩卿の伊他中何れお
もせよ此四家の伊他中より伊他嗣君を伊他定在せらるゝお相違

水戸黄門仁徳録中巻

なし然あるふ於て此方の威權は是迄の通りに登夫の
 るまじ數ふれば二十餘年の其間尾州紀州の兩家ととむ
 天下の諸侯等も我威を示したりしを伊代替りの後ふ至り
 我威權を人に奪これん如何も残念の次第なり因て古
 昔を考ふるも鎌倉幕府の時執權北條時政の子孫の繁榮を
 願ふ爲遠く計りし故終つ九代の其間天下の威權を掌握せ
 り是を思へば我今天下の大老職となり上の伊代愛度し
 て万事心の儘なれば此時を失なり何卒子孫の榮を計ら
 んものと思ひ立種々お思慮を廻らせども彼の北條が先蹤
 を逐より外に良策なしと決心し夫を爲んふり今よりして
 事を謀り置んに如じ其計策の萬一の時に將軍家伊代言
 と立書付を差示し是と云張て事を爲ん其書付の旨
 趣に五代將軍深き存じ寄是るに付尾州紀州の兩家と
 甲府館林の兩人とを俱く斥け伊内縁是る京都親王家を
 呼迎へ參せ是を將軍家の養子とし五代目將軍立參らせ
 天下の政事の雅樂頭是迄の通りに執行し執權の職と相勤

めよ然れば家祿官位ども是迄通りふての勤に對し少なき
 故祿高の儀ハ上總下總上野下野の四ヶ國の内都合百萬石
 の職入ふて官位ハ三位の中將お任じ天下の政道を補佐す
 べし尤も將軍職の儀ハ其一代を限として時の宜さふ隨
 ふなれば親王家を呼迎へ將軍職に立參せ雅樂頭万事政
 務を執行ふべき者なりとの旨を認め伊代言状とし伊判を
 捺置万一の時お出しなば誰一人違背する者有べりらとて
 工夫を爲し先伊代家方を始めとして親王家を取捨へ夫よ
 り傳奏方其外へも取入ん爲めて子息河内守を差發せり
 又京都にての諸卿方此事を聞給ひ天下の政道古昔へ復る
 べしとて殊更に雅樂頭少心入を歡び給ひける加之雅樂
 頭の後日を計り女子多く所々へ縁を組れたり先大身の藤
 堂和泉守殿を御頭にて松平讃岐守殿大久保加賀守殿中川
 修理大夫殿板倉周防守殿水野和泉守殿水野日向守殿安藤
 右京亮殿酒井左衛門尉殿同修理大夫殿同駿河守殿同大和
 守殿仙臺中將殿の分家老臣伊建兵部少輔の子息市正等夫

々へ嫁せしめたり殊更自分の心お叶ひし者とのみ昔重役
 お取立つ世お恐ろし威勢を振ひ伊代事向ハ万端心の
 儘に取計へども權威お忍れて誰一人雅樂頭殿少許を背く
 者なき中お只伊代老中板倉内膳正殿のみ時として其威權を
 壓へられしう雅樂頭殿一存めて板倉殿の伊代役をバ召放
 せし上些少の儀と落度となし伊加増の分ハ伊取上お取計
 以三万石となし下野國鳥山より奥州の福島へ國替仰付
 られ跡役ハ雅樂頭殿心お叶ひし堀田筑前守へ仰付られた
 り筑前守ハ伊代伊用人を勤二万石の處一萬石伊加増あり
 て伊代老中を仰せ付られ上州安中の城主お取立らる斯の如
 く何事も己が心の儘おなし味方お爲んと思ふ者ハ頻に手
 懐置れつゝ世の動靜を窺ひ居られけるお年月経て延寶八
 年となりしに此年將軍家綱公四十歳お成せ給ひし故三月
 廿三日初老の伊賀を祝ひ奉つる時ハ雅樂頭官上なすハ年
 來滞はりなく相勤めし諸役人中へ此度伊賀の伊代儀とし
 て夫々伊加増下し置れ然るべしと申上げれば將軍家の伊

上意お其の當然なる事なり其方宜お計らふべしと仰付ら
 れ老中始め諸役人へ殘る伊加増下し置るゝ雅樂頭自分
 勝手の能儀お取計ひしうバ伊加増高お甚だ高下ありしと
 りや是皆其身の大望を行ふ時の爲なれども争う道お狭ま
 たるエミを天の容さんや却て是々人々の恨の種となりた
 るハ是天罰と云べきなり既に三月廿三日上意なりとて諸
 役人殘らる伊召お相成て伊賀の伊代儀を濟せられ夫々へ
 伊加増下し置るゝ旨仰出され先第一番お伊代老中稻葉美
 濃守殿を召出され年來の勤功且此度の伊賀を兼伊加増禮
 万五千石下され稻葉殿ハ相州小田原の城主おて八万五千
 石の處此度の伊加増ども都合十萬石となり次に大久保加
 賀守殿是へも壹万五千石伊加増下され大久保殿ハ下總佐
 倉の城主にて六万五千石の所伊加増を合せ八萬石となり
 次の戸田山城守殿是へも壹万五千石の伊加増あり戸田殿
 ハ下野宇都宮の城主にして五万八千石伊加増どもお七
 万三千石となり次に土屋相摸守殿是へも五千石の伊加増

才月書甲在領録中巻

なり土屋殿の常州土浦にて八万石都合八万五千石となり
 次ハ堀田筑前守殿是へも五千石の増加増にて上州安中に
 て三万石の處三万五千石となる爰に於て土屋堀田の兩増
 老中以ての外心中怒れ是皆大老雅樂頭ヲ取計ひに依怙
 ある故なり我々の同じ加判の列なる外三人（稻葉大久
 保戸田）ハ壹万五千石宛の増加増あり我等二人ハ只五千
 石同じ役儀を勤め乍ら斯増加増高下の有ハ常々我々兩
 人々勤め方難き故あらんなど他に思これんも残念なり
 軍一向増加増なくバ宜しければも兩人も同じ増加増あり
 と云れ乍ら外三人の三分一といハ是偏ハ雅樂頭ヲ我々二人
 へ恥辱を興へしなりと忿快らき思ひし今増加増を辭退
 せバ思し召に背くんとて増請ハ致せども是より心中ハ雅
 樂頭を深く恨みしとぞ此時同じく若年齊衆ハ井上大和
 守殿加藤越中守殿稻垣對馬守殿本多伊豫守殿此四人ハ三
 千石づゝの増加増めて其外増加増小性頭取へ二千石宛三
 番頭三奉行等ハ高み増加増ハ八百石宛其他諸役人へも五

百石より二百石までの増加増を下し置れたり凡今日下
 れし増加増高ハ三十餘万石なりとぞ總て増加増下さるハ
 時ハ水戸家増立合在せらるハ例なるハ此度の増加増の際
 ハ右様の事ハ決して是なく只雅樂頭一人ハ萬事を計ひ
 行ひし其身の吹擧ふ因て増加増下し置るハなりと思儀
 を被万一の時ハ荷擔せんとの慮工みふて有しとぞ

○四代將軍家綱公増加増世界の事

井光國卿雅樂頭へ増加増の事

時ハ延寶八庚申の年正月下旬より將軍家にハ病氣の由
 めて漸次重らせ給ひ一向増加増へハ出御在せられ然バ
 老中中方を始め諸役人方ハ皆目見之致されし者一人
 もなく將軍家にハ只大奥ハのみ引籠られ諸醫師方ども
 唯一人として増加増を調進せしと云者なく親世金春賢生君
 多の四座の者を召せられ増加増なぞ有のみなり是ハ因て
 老中中方よりハ増加増伺ひの爲雅樂頭殿まで其旨をハ入れ
 ハ雅樂頭殿下さるハ機然のみ増加増の病氣とヤ程ハハ

非され共兎角病氣とぞして入せられ雖にても増加増面
 倒なる由めて一向増加増是なき故猶此上の増加増を見合せ
 中上へしと而已めて更ハ心も懸ぬ様子に見えたりけり
 斯て三月三日上巳の増加増も増加増へハ出御なく諸役人
 一同の増加増伺ひも松平肥後守殿名代めて相濟けるハ
 其後ハ増加増へハ出御ハ一度もなく且諸役人等へ増加増も更
 是なく然るハ三月下旬の頃よりして病氣殊ハ重らせ
 給ひ早増加増一命も危く見えさせ給へども雅樂頭殿ハ此事を
 老中中方ハ云に及バオ女中へも少しも知らせ是迄通り
 毎日増加増役者召れて増加増子等を致されけるハ是雅樂頭
 下下必有ての事と知れける斯て四月お至りてハ芝居狂言
 など迄も折々大奥へ召るハ事有し程に諸役人中ハも病
 氣の増加増切及バせ給ふといハ一向知らせ諸醫師方も雖ハ
 懸りとも云ものなく明暮奥へ召切ハ杉山繪校と云盲人壹人
 のみ大奥向ハ何となく取繕りなき有様なり然るに四月廿
 六日に至り増加増容体最危篤ハ見えさせられども雅樂頭殿

にハ愈々諸人ハ包み隠し置是を知らせ折々退出ありて
 休息所へ藤堂大學頭殿安藤右京亮殿を密に招き何やら
 ん密談ありてハ又々登城致され晝夜増加増側に相詰けるハ心
 に深き工ありとい誰知る者も無りける然るハ將軍家の増
 加増病氣ハ日ハ増重らせ給ひけるハ遂に四月廿八日申の刻ハ
 りりに増加増界に及バせ給ふ然共雅樂頭ハ此事を秘し隠し
 たる故誰人ハ是を知る者絶てなく廿九三十日の兩日ハ
 相變ら大奥めて増加増狂言等も有此様の大事を斯許り深
 く隠し置るハ豫て企て有故なり是ハ全く増加増遺言狀増加増
 物未だ調ハざりしものと見えたり扱五月朔日となりしが
 此日の増加増名代ハ松平讃岐守殿是を勤められたり斯て
 追々ハ暑氣強くなる程に増加増骸ハ日を重ね自然と臭氣を
 發せし故殿中何となく懸ハ臭氣の洩るのみ何處ともな
 く寂寥になりたるハ人々の奉仕たてまつる君ハ増加増界ハ
 りしなれば然も有べきと思これハ雅樂頭殿ハ如才なく一
 兩日ハ名香の薫に紛したりしが今ハ中々隠し難く五月朔

日の夜九ツ時過る頃初めて上様病氣急に浮大切と相見
えの間各々出仕是有べしと諸役人中へ達せらる是も因て
浮老中始め諸役人早馬早駕にて深夜に及び惣登城相成け
るが浮病床ふの雅樂頭殿登人相詰浮老中方の云ふ及バサ
浮醫師と雖も浮容体を伺ふ事も叶とせ浮大切と浮達し有
し程の事故早速に浮評定有て浮三家方并ふ兩浮連枝へも
上使ふて急の浮病氣殊の外浮大切の由を申進せられけれ
バ其儀の明方浮三家にの尾張中納言殿浮登城あり當時紀
州家ハ浮在國故浮橋子中將殿并に水戸中納言殿館林甲府
の兩浮連枝方追々浮登城にせらる、中も水戸中納言光
國卿より松の大廊下上の浮都屋へ浮詰り早速浮老中稻
葉美濃守殿大久保加賀守殿土屋相摸守殿戸田山城守殿堀
田筑後守殿并ふ若年寄稻葉石見守殿井上大和守殿加藤越
中守殿本多伊豫守殿又溜の間浮詰り井伊掃部頭殿松平肥
後守殿其外の諸役人あ至る迄皆光國卿浮前へ獲らせ召出
され光國卿の浮老中方に浮向ひ有て仰せにの上にの昨

夜浮急症浮大切との浮事仰せ出され我々驚く所なり尤も
浮幼年の頃より浮病身あ入せらるれ急浮病氣ふて浮
大切との儀の實ふ以て輕く先此程の浮容体の如何在
せられたるや且又昨夜浮夜詰の浮退迄の事柄と只今の浮
容体如何在せられて浮醫師典藥頭ハ誰々なりしや委細ふ
申聞られよと浮尋問有しうバ浮老中方始め誰有て二月餘
りも浮目見えだみ致さぬ事故昨日迄も浮能な迄の浮催は
し有て昨夜より急浮病氣浮大切と仰出されたる事皆雅樂
頭殿登人の知所にして老中方の知ざる事なれば今如斯浮
尋問有と雖も古老の稻葉美濃守殿を始め其座の人々更あ
浮受も成難く皆々此浮尋問ハ顔見合黙然たる許りにて座
席白けて見えあける是も因て光國卿大いハ浮心中懸らせ
られ仰らるゝの只今是に相詰たるの何れも天下の重役に
て等閑ならぬ浮上の浮不例殊に浮大切と仰渡し有ながら
一言の答もなく黙然として居らるゝの近頃其意を得ざる
事なり先第一に浮醫師當番を是へ招きすべしと仰付られ

ければ是以て弄付許りあて更に取替りの無りける時に土
屋相摸守殿堀田筑後守殿の兩浮老中進み出られ上る様
水戸殿の浮不審如何ふも浮道理至極ふ存じ奉つる我々共
浮目鏡にて重々浮役目を勤め居ながら浮上の浮大切と是
有と浮容体も存せざる段如何にも重役の甲斐もなし然し
から我々等儀日々浮目見え仕つり浮機嫌伺ふべき處なれ共
別して當春より浮氣結ばれ諸事浮氣むづり敷入せらるゝ
由て雅樂頭殿差扣は故當二月下旬より一度も浮目見え
仕つらぬ尤も隔日の様も同役共より雅樂頭殿迄申入いへ
共兎角機を見合て披討ふ及ふべき由申され今日迄浮目見
え迎も仕つらぬ處昨夜中より浮大切と申程なるを昨日
晝過る頃迄の浮能役者共を大奥へ召れ浮離子等遊ばさる
れバ指て浮大切の浮病氣とも存じ奉つらぬ居たるに夜中
の仰出され故大に驚き早々に登城仕つりいへ共何分雅樂
頭差扣は故未だ浮容体も伺ひ奉つらぬ典藥頭も誰々あて
誰々浮樂調進と申事も承知せし只此上の雅樂頭を召れて

委細の事どもを浮尋問遊ばされ然るべき儀と存じ奉つる
と申上られける程も續て土屋相摸守殿席を進みて申さる
機只今筑後守殿上し通り總じて雅樂頭が取計らひの上
同様あて我々共の重役の任を蒙り相勤いひの申ながら何
事も皆雅樂頭が心の儘の取計ひにて決して内談評定と
申儀杯は是なき事にて當春より只一度も浮目見えをだふ
仕つらぬ此程浮病氣といふせ共日々大奥にて浮能上覽
これある由然るも昨夜浮病氣俄に浮大切と仰出されしガ
一向浮醫師の沙汰もなく我々始め一統昨夜登城仕つれ
と只今以て雅樂頭對面さへも仕つらぬ然すれば上の浮容
子の彼登人ハ承知なし居らるゝ事故何分も雅樂頭を召
せられ浮尋問の上我々共も此度の儀ハ迄もなく平生心
得ざる儀もいへば相尋ね度存せると血眼に成て申上け
る光國卿ハ兩人の詞を熟々聞し召れ暫時浮勘者の浮様
子なりしガ何れにも雅樂頭を召と仰られければ日頃威勢
あ取掛られし役人の面々聲々雅樂頭殿水戸殿の召ます

召ますと呼立る中にも大目付彦坂登城守の前々よりの中
 悪なれども所詮及ばぬ事と常々不平の心を堪居られしガ
 此時なりと大音揚て雅樂頭殿水戸殿の召れいなり何故の
 運參にいとど呼とりける時漸々と奥より彦坊主頭二人馳
 來りて彦前に平伏し中權雅樂頭儀只今彦病室に於て彦大
 切の上意を蒙り罷在いふ付程なく是へ参り彦對面仕つる
 べしと申述べたければ光國卿聞し召少しく彦思案の体なりし
 ガ尾州紀州館林甲府の四卿も彦向ひ有て急彦病氣もて死
 更も彦大切と是有儀なれば緩々とい相成まじ率彦立あれ
 彦病室に罷越て直々に彦容体を伺ふべし年寄中參れと
 彦坐を彦立有ふを皆々も共立上る處へ又い奥の方より
 彦同朋頭市川三阿彌外も彦坊主三人馳來り雅樂頭只今是
 へ參上と申上續て後より彦坊主三人先を拂ひ其後より酒
 井雅樂頭殿徐々として出來り諸役人中列座の前を時宜受も大
 風おして彦三家兩彦連枝の彦前へ最悠々と着座して中央
 小平伏なし其後水戸光國卿も向て申出る様先刻より數度

の彦召なれ共折柄彦病室に於て上様より彦大切の彦遺言仰
 せ渡され是有しに因て運參ふ及びいど左右を見廻し申け
 れば光國卿の昨夜宵の程迄い彦安泰お渡らせられ急お
 彦病氣差重らせ給ひしのみ殊の外彦大切と仰出されし
 小付三家兩彦連枝を始として諸役人共斯の如く相語居れ
 自分儀早速年寄共を相招き彦容体の旨趣且昨日の彦様
 子等を尋問しお誰一人存せし者はなきい如何なる事ぞや
 彦目録を以て一天下の重き役儀を勤め居乍ら上の彦容体
 を存せざるとい一圓其意を得ざる事故其段糺すよせし
 お總じて當春中より年寄共を始めとして誰一人彦目見え
 だお彦彦雅樂頭一人萬事を取扱ひ彦目見え願ひ申上れば
 其方差止せし由尤も其方思召お深く叶ひて諸事を取計
 ふ事おの有べけれ共彦病氣も彦大切なと、是有時い假令
 何様の上意ありとも餘の事ならぬ大事故其方一人の心を
 もて取計ひい成可らお總じての事只今お相なり勘考なす
 時い其方諸事の取計ひ三家兩彦連枝お於て不審の摩少な

井光國卿雅樂頭問答の事

くらせ且彦子々家へ神祖東照宮よりの彦庭のどはり天下の
 副將軍の事なれば一大事の是ある時い第一番お其事お興
 からさればならぬなり然るお是まで彦子々取事お關係らせ
 等閑に差置しい心中お存せざる旨おつての事なり然る上の
 彦容体急彦病氣彦大切と、是ある上い尾州紀州兩彦連枝の
 勿論先陣一も彦子々方へ上儀と以て相知らせ彦子々連枝の上彦
 容体を伺ひまつりて年寄中を始め諸役人を召集め篤と評
 議をなし一統の編出しも彦子々指圖致すべき筋なり假令上
 意なればとて彦子々家も他同儀お心得たるい其方も永々重
 き彦役を勤め居ながら何故お右様の取計ひをなせしぞや
 然ながら只今お至り此儀を彼是申に及ばせ先第一お即今
 の彦様子如何お典藥頭も皆々相語居るか誰彦藥を調進致
 せしか又彦大切の上意とい何様の儀を仰出されしや委細
 申聞べきなりと詞を正して宜ひければ並居る人々雅樂頭
 が返答如何にと片唾を吞静まり返つて居たりけり

去程お彦大老酒井雅樂頭殿の諸役人中列座の中お水戸光
 國卿より互細彦尋問有ければ其時左右を見返りて膝を進
 め申さるい光國卿の彦不審のい一應彦道理おいへせも
 我君仰せらるいお病の故敷何事も五月蠅思へば誰一人
 控へて相語せし相成まじの仰なり然る共彦病氣に在せらるれ
 ば彦容体を伺ひの爲典藥頭を召せられて然るべしと申上
 しお上意おい否幼年より多病にて別して此度の病病こそ
 なりく本復なすべうらせ無益の事に騒がせるも必苦し
 と有て彦承引是なき故愚臣とて上意を背きし附ひも成
 難く且又彦大切の上意おい實お天下の要用一大事の儀な
 れば是の別して他の者を召加ふるお及ばぬ故其方一人さ
 し心得後々お能取計ふべき旨上意これ有いお付愚臣言
 上仕つるい此の勿体なき仰の女實に天下の一大事愚臣
 一人此處にて伺ひ奉まつりいども後日異論を相生ざる基
 と存し奉まつる何卒立合人を彦召これ有儀願ひ奉つると

○雅樂頭彦遺言を述る事

ヤ上しお上りの否々後日異論なぞ起らざる様子が直筆を以て書面を認め印形を捺相渡し置べしとの仰せめて書付に伊直判を捺せられ愚臣へ伊渡下し置れいと云つ、懐中より伊書付を取らんとしけるを光國卿伊聲を掛られ其伊書付拜見なす、後刻の事扣し雅樂頭と屹度仰られ扱只今其方々事おて思慮すれば最早上りの伊閉眼在せられたる事なるかと伊等問有けれ、伊雅樂頭伊權仰の如く是非もなき仕合にいと慈傷の体おて平伏す愛お於て尾州紀州の伊兩家と兩伊連枝を始めとし伊老中方諸役人はツと驚き頭を下其席上お列なる者一同慈ひを催はしたり、光國卿も暫くハ伊目を閉られて伊嗟嘆の体なりしが漸有て伊目を開かせられ左右を屹度見給ひ扱も是非なき仕合なる故と宣ひて伊老中伊業美濃守殿を近く召れ只今承まへる通り上りの伊閉眼おらせ給ひし由然しなごら予み於て思ふ仔細も有、伊重て指圖致すまで伊他界の儀を深く秘み伊沙汰なしお致し置、伊病氣とナ立下々へ伊達すべし

兩連枝を省さ幸ひ伊先代の内縁も有る親王家の我等が爲お甥にも當れ、伊五代の將軍職を讓るべし然れハ先規の定めにて係らせして尾州紀州并に甲府館林の恨も更お有べうら老然し乍ら友仁親王の聰明の聞え有るも今年漸やく十四才の幼年なれ、伊天下の政務を執行し事變東なし幸ひ雅樂頭數十年重き役儀も格度なく勤めし功お因此度の天下を補佐の役となし是迄勤続さるる役々の者と相用ひ萬事の政務を執行しべし、天下補佐の役なれ、伊小祿小官にての中々に相勤らざる事なるべし故お上總下總上野下野の四ヶ國お於て總高百万石の役料を此度其方お遣すべし、官位ハ三位中將に昇り能々天下を補佐すべしとの上意を下し給ひ、則ち伊遺言狀お伊直判をも据させられ伊渡し遊ばされしと申述るおど其伊席お列座ある尾州紀州館林甲府の四卿を始め伊老中諸役人等お至るまで伊遺言の上意と云殊お伊直筆お伊判おへ据させ給ひし伊書付お大お驚き相互お顔見合て暫時ハ一同忙然と無言お扣居ら

と仰付られ扱雅樂頭お向いせられ右伊大切の上意と、如何なる次第にや是にて申聞らるべし、尾州殿紀州殿兩伊連枝を始め諸役人等お至る迄、只今雅樂頭お出す伊大切の上意の趣き篤と承知奉つるべしと仰渡さるれ、伊一同のツと頭を焼おつけ謹んで是を承まいる、其時雅樂頭威儀を正し申出さる、機只今と相成て、伊遺言お相成し上意の旨趣ハ予今年四十歳幼年より多病にして殊に今急病お害迫られ此体おてハ全快も中々思寄らざる事最早此世の限り成べし、因て今終焉お及ぶ共悔へさし、有ねざる只心懸りの將軍職相續さすべし嗣子もなく然るお於て、伊日光機伊定の通り三家の中に相續すすべし、勿論なれども心苦しき事こそあれ、尾州へ譲らば紀州是を怨んども言難し、紀州と有、伊尾州是を怨ん事あらん是お因て兩家を省さ予々連枝たる館林甲府の中へ譲んお是とて又一方お取、伊一方必お憤ららん若此儀お付て一家一門互ひお憤りはを合ひ時ハ天下の騒動も相成べし、然れ、伊尾州紀州

れたり、其時日光國卿官ハ様如何に雅樂頭お承まられ、只今其方々お狀餘人の免もあれ、此光國ハ一圓得心致し難し、假令將軍家伊直筆お伊判形据させられ正しき伊遺言あるに、もせよ人の將お死せんとする時、水火木金土の五行の假物を一行くお返して後お終焉に及ぶと聞、伊必お心お神惱亂なし、假令將軍の尊跡にもせよ人と生れし上柄ハ上下の隔て有事なく、所謂最期の空言とて又迷言共云成べし、因て將軍家伊臨終の際魂亂の伊遺言ハ更お用ゆべき儀に有らざるに、其方高官高祿を賜りて、天下政道補佐の臣として其威を立んと欲する條、一圓以て其理お當らる身不肖なれども、予が家ハ天下の副將軍お任せられし、是日光神靈の定め給ひし處おて取も直さる、徳川の天下を補佐の家柄なり、假令前將軍の伊遺言おもせよ何ぞ日光神靈の定め給ひし誓規を捨んや、伊養君伊事とて、其通り、伊遺言お重しとて、誓き伊掟を破る事お成べし、右伊遺言を用ゆる時、是昔時鎌倉將軍三代にして亡び北條權を弄ひ補佐を勤めし

古例お髣髴たり何ぞや日光神靈生誕心勞にて漸く治め給ひたる此徳川の天下を故なく他家へ附屬さす道理の是有んや正しく血脈連綿たるを捨て空敷天下の權を他に譲るべき筋ありや其方杯々遺言を任せて天下の補佐たらば夫こそ鎌倉北條の權を弄せし二の舞なり代々の髣高恩を思ひ自ら恥べきなり決して此遺言を限りて用ゆべうらま光國斯て在うちの中々以て存じも寄せど威猛高に宣まひけれども雅樂頭殿の少しも勳せど水戸殿の仰せらるゝ處一應道理どの存せれども只今前將軍の遺言を取捨どこれありて世の決定め首反古となり天下の決定法の相立すべうらま尤も某甲強ち好みて政道補佐の儀を駈上たるに非ず只台命の重けれバ一應此段相違す迄の事あていすも恐れ多けれど臨終の苦痛を厭せ給ひて遺言め遊ばされたる遺言状を覽に入んと存せらるゝ一覽もなく遺言押へ遊ばさる然すれば心を通られし遺言状と空しく反古と相成のみか下として



上を蔑如なるゝとすもの此の髣不禮どやすべき能く心を通られ髣勘考こそあらまはしと云せも果て光國卿宜ふ様如何に雅樂頭只今其方に尋ねべき事こそあれ假令如何なる貴賤の者もせよ一應の主人たるべき者を取彈取の縁を取結時の相互に吟味をなし其上線者を集め幾度も相談致せし上にて相定むるを以て天下普通の法とす然るを況んや一天万乘の天子より一大國土の政務を髣預け置せらるゝ征夷大將軍の髣嗣君決定の事ならずや中々容易ならざる一大事は過たる重き評定の有べうらま然るを何故を以て斯る一大事を三家兩連枝へも一向み其沙汰なく別して自分家の儀の斯る事に猶更ふ關係せして叶ざる事なるを其方の深く包み隠し置只今髣大切あ及ぶといふ時あ至つて遺言状はあるなとす立此期に及んで髣大切の遺言なれば背き難しなとす髣偏に天下を其方一人の爲あなすと相見えたり猶夫あても徳川の天下の重役とすべきやと仰有れば雅樂頭も進み

出て是の水戸殿の仰なれ共右様仰これ有てい當代の髣事ハ雅樂頭一人の上の思召お叶ひし儘髣體を蔑如になし奉つり今度の髣大切を幸ひお私し心中お不正の儀有て天下を仰預けまつる様にも知々へ相聞え甚だ迷惑仕つり然様お仰聞らるゝうらま何ぞ確かな髣見認の証據あても是あるや三河以來酒井の家筋數十代髣門葉に列なりて髣高恩を蒙りし須彌滄海も雷ならず何卒數代の髣高恩千方が一も報ひ奉つらんと髣忠節筋の事ハ晝夜片時も怠らざ心お懸て是迄に相勤めたる雅樂頭故忝けなくも前將軍に此事を奇特お思召れ身不肖ながら小臣を以て天下の重役に仰付られたる事なり此處を能く髣勘考下されて天下へ對し遺言なき様髣賢察成下さるべしと少し促したる顔色あてやされければ光國卿も髣膝を立直して否々雅樂頭其の相立まじ先此度第一將軍家髣大切に入せらるゝ迄如何なれば其方深く包隠し最早應すに隠されぬ時あ及びて是非なくも火急髣大切の儀お沙汰せしぞや

水戸黄門伝

〇

元來多病おて入せらるれば此度の病氣の最初より天下の名醫を擇み診容体を伺へせ醫案に醫案を盡せし上にて診察しをバ圖進なし奉つるべき事なるを決して其儀に及ばせ只一人の盲人を診側に付置奉つり勿体なくも診閉眼を待奉つるが如き致し方下々の者も例し少しは是を則ち其方々手を以て上を弑せしと同様にて其罪の中々輕くらす逃れ難き大罪なり猶是めても中障ありや如何か雅樂頭と診顔色を變給ひ威猛高み成て仰せ有る雅樂頭殿も屈せき此の水戸殿の仰せ共存せられき小臣身取て輕からざる大罪の旨趣近頃以て事情なき仰せとこそ存じ奉つる小臣典樂頭のみ及ばず諸寺諸山の加持祈禱に至る迄皆先例も是有事故其由を沙汰仕つらんと致せし處上意にハ疎て覺悟の上の事故決して其沙汰に及ぶ可らざるを仰せられ何事も御用ひ遊ばされまじき御様子故然あるに於てハ無益の沙汰も及ばんか如何致さんと彼是心を痛居へハ其診三家兩診連枝を始めとして諸役人へも沙汰

無用との仰せゆゑ上意を背き沙汰にも及び難き小臣一人心を勞しし處存じ懸なき診急變斯診大切と相成て諸事上意を重んせし小臣が不調法思ひぬ工みも是有難き診不審の診詞を蒙るも皆小臣の不肖にて是非及ばぬ事ながら只此上は是迄の儀を御用捨ありて診遺言相立ハ續診評定おらせられたく存じ奉つると少し詞を濁らしてサされければ席お並居る諸役人一同顔を見合せ手お汗握り光國卿の仰如何やと扣たり光國卿ハ雅樂頭を磔と白眼給ひ宜ふ様此期お及んで別段に評定なすも及べからせと診座を直されて一同を見渡給ふ診威權ハ威に徳川柱石の診家お生させ給ひ診方と後々迄も威せぬ者社なうりける

○館林宰相將軍の嗣君とならるゝ事
井雅樂頭其儘出勤の事

初も酒井雅樂頭の理を非曲て云なせとも水戸光國卿中々其意を得給ひて列座の面々何れも拳を握り息を詰問答如何お扣らる斯て光國卿左右を見渡し給ひて又雅樂頭

お向ひ宜きふ様添けなくも東照宮一代の其間千辛万苦遊ばされ此世を治め給ひしより徳川將軍の診血脈連綿として今既お四代お及ぶ今日お至り他に診血脈はなきならバ又評定評議も致すべけれを第一お前將軍家診連枝たる甲府宰相綱重卿ハ先年診手元不如意に付公儀ハ拜借金と仰立られし處其御其方々被診の旨趣懸き故何とやら上にも甲府殿の内々の診企ても有様に思召れて拜借金ハ扱置診不審を蒙られ遂お診生害お及べられたり其診嫡子二代の甲府宰相殿此處お在又診舍弟館林宰相右馬頭殿も在せらる是ハ此前將軍家第三の診連枝則ち三代將軍大猷院殿の診三男にて是天下ハ一統三才の童子も能知る處なり東照宮の診血脈を以て五代の將軍職を診相續なされんに何の不可なる事有べきや然るを何ぞ他門より診嗣君を乞求べきや若又甲府館林の兩連枝はなくバ其時の豫て東照宮診遺言通り計ひて尾州紀州の兩家の内より是を繼べし然とも尾州紀州の兩家の内おも繼子はなき其時の光國

征夷大將軍の補任を預り奉つる是光國が私言ならせ東照宮の診遺言たる事皆人の知る所なり然して其後將軍お取立登らる診血脈を見立まつりて其君を將軍となし奉つる是我家の職にして天下の副將軍たる所以なり是東照宮が診附屬の診遺狀に明瞭なり若當時我目鏡お叶ひされバ將軍職の補任の何十年なり共此光國が預り奉つり其器量の有診血脈を相待べきに何の憚かる事かあらん是東照宮よりの診証おして大老職を勤むる其方の身として此儀を知ざる事有べからせ如何に〜と仰せあるハ雅樂頭ハ少しも屈せず一段聲を張上て水戸殿只今仰せられしハ診自身の診威光を診震ひ有とすものみて理もなく非もなく只一國の仰せおて夫ハ無体とすものと云せも果は光國卿何雅樂頭光國が言葉無体とす條如何なる故か夫聞んど仰せ有バ雅樂頭憚り乍ら診無体とす解を申上ん尤も神祖東照宮の診証を守らせらるハ診道程ふハ得共然ある時ハ前將軍家の診遺言ハ水の泡と消ひなり恐れ乍ら將

軍家の上意を干に一ツも用ひざる時天下の式法何を以て立すべしや式法の立ざる政事は何を不法とやなり身不肖たりとも雅樂頭將軍家の目録を以て是迄天下の重役を相勤來りし處は閉眼の後み至ては遺言の水泡の泡と消失て天下不法の政事となり小臣甚だ迷惑至極備り乍ら一國の賢慮を捨せられは遺言の相立權の評定こそ有まほしと申述べれば光國卿仰せ如何に雅樂頭上の遺言立ざる上の其方迷惑なすどり總じて迷惑と云詞の其身愚にして邪道を行ひ人お覺るゝ時み至りて迷惑と云詞此處お發す總て萬事正直に事明白執行の迷惑と云詞の嘗て有べうらす然るのみ今其方迷惑なすどりの事お隨んで法を擧へ舌頭をもて勿体なくも數代連續たる徳川の汚血脈を失ひせ自家お威權を棄んとすの企ておてあるならん彼鎌倉の北條が奸惡の聲に傲りんと能も味しもの能是數十年來の深き工夫と相見えたり然すれば此度の一大事は皆其方一人の謀計おて定めて親王家の

迎へに其方の縁有藤堂大學頭なるべし其時三家兩連枝の和田島山の如くおなして只天下お榮えんとする者の酒井一統なるべし今予お甥なる松平讃岐守も其方お聲お相成居る上の定めて是も隠謀お組せしならん事新しき事ながら當時大老の權威お懼れ邪欲お眩む面々皆雅樂頭が味方致すも天下太平の基を存じ徳川家お忠を盡さんと思ふ面々皆光國お同意せよ永評定も時にこそよれ無益の論を盡すお及ば徳川五代の將軍の前將軍の汚連枝たる館林宰相右馬頭殿を伊藤君に立參らすお誰人お是を遮らん如何お雅樂頭其方何様奸計を廻らすとも此光國お在る中の此徳川の天下を押領なさん事存じも奇らき何れお今光國お言ふ從ふや否や今日七ツ半時迄に我小石川の館中で有無の返答お及ぶべし若又其刻限過る迄お有無の返答是なき時右馬頭殿を守護なして光國紅葉山へ精籠らん篤お勤者なしたる上有無の返答致せよと仰せお俱お座を立給ひ館林殿の汚手を取れ右馬頭殿いお俱

ふ下城有べしと仰られ餘々退出遊ばされければ光國卿に引續て松平讃岐守殿立上り遊ばされ雅樂頭に向われ我等の汚邊と妻の縁おて是迄の望もなれども今日只今離縁致す斯の如く殿中にて我等直々汚邊へ對し相違る上の重て應對すお及ばせ自分退出仕まつらば早速妻を離別なしお渡しやさん其段心得られよと大音聲おすされて餘々退出ありけるが汚邊の上奥方を汚離縁あり酒井殿へお歸されける此の如くの有様なれば列座の面々暫時の言葉お發する者もなく光國卿の汚邊を見送りてのみ居られし雅樂頭の體更に只呆たるばかりなり然るに古老の汚老中稻葉美濃守殿席を退まれやさる權先刻より雅樂頭殿實門公との汚問答委敷承知仕つりぬ何れも一理有事なり然りと雖も神祖たる東照宮汚定の汚旋は天下の普ねく知る處只今雅樂頭殿の仰せらるゝ汚邊狀の旨趣の言は此座限の事おして多くの人の知れるおあらせとやて汚邊言を背くに有ねども熱々愚案を巡らすお天下國家を治

るの其君お因すして其家臣の爲事を善とせし強らお黄門公の仰も侍れお及汚邊言も相立權何れも評議すされよとすされければ共謀おつて詞を出す者おなし若年寄の稻葉石見守殿席を進みてやさるゝ様美濃守殿の仰なれ共水戸殿右様仰の上の別お評定に及ぶまじ直様上使を立られて將軍職汚邊りの儀を仰せ道はされ天下一統へも汚觸出し有て然るべき儀と存するなり其上にて前將軍家汚邊狀の相立權何れも是有べき儀と存する事もなげおぞやされければ老中土屋相模守殿堀田筑後守殿詞を辯へ只今稻葉石見守殿のすさるゝの道理なり此儀お於ての別段に評定なすお及ぶまじ急ぎ上使を立られて然るべしとぞやける松平肥後守井伊掃部頭も一同お其儀然るべしと仰せあり然し乍ら大老職の事なれば雅樂頭殿汚邊挨拶是なき内の評定一決おいなされお如何おやと口々にすられけるお雅樂頭年來工みし隠謀も諷の聲と喰違ひ今更何と返答も爲し難きや差傳向て居られしお稍有てやさる

成程水戸殿の短氣なり愚臣一大事の浮世言を承ま
りし故を以て其旨を出しに只一人承引なく尤も浮
先代の浮世言を守らせ給ふ事故に愚まといふに非されど
も又先君の浮世言を曾無ふの致されぬものなるを斯浮世
一致の上の假令如何様かすとも中々承引の是有まじと
存じらるれば各々宜敷浮取計らひ是ありて然るべし某し
此度の儀ふたての決して口出しささむと苦りさつてや給
直ふ退出及ばれて病氣と引込けり是に因て井伊掃部
頭殿松平肥後守殿の浮世二人尾州家紀州家の浮世前進み
館林卿を將軍家の浮世君に成事つるの浮世評議及られけ
るふ兩卿とも豫て神慮の浮世定め置れ給し事なれば異儀
及びやまじとの浮世故早速浮世老中永井右近大夫殿を
小石川なる浮世屋形へ遣され右の由を申上られければ光國
卿も浮世笑ひ有て然らば館林殿の先規の浮世定め通り將軍
家より上使を以て召せられ浮世座の間ふたて浮世君の式を
取計ひやべしと夫より又々浮世登城ふて彼是万端の浮世指

咎とも仰付られ然るべしと光國卿申上られ光國卿も昔
時の間浮世思案有て仰せぬ何れものすさるゝ處の道理至
極なり然し乍ら只今浮世代改まり殊ふ前將軍の浮世柄も未
だ立ざる其中に重き役儀の其者を浮世付ん將軍家へ
對し奉つり餘に浮世先代の浮世目録達の儀も相聞之下々の
取沙汰も如何と存する故先其儀を差置べし重ては又如何
儀共浮世沙汰是有事ならん何事か寄らす此度の浮世代替りの
初めなれば見角浮世仁愛の浮世沙汰ころこれ有度ものなりと
仰せ有ければ一同何れも寛仁の思召有難く存じ奉つる
と浮世返答をア上我々共其心を以て万端取計ひやべしと
申されければ光國卿も新將軍へ此事をア上られ何事も浮
仁取奉一の浮世取計ひを願ひければ綱吉公も其事を浮聞
濟になりたりける然るも酒井雅樂頭ハ日を経て出陣致さ
れ前々の如く大老職を勤め居られける依て人々へ暫時
の那樣致され直に浮世役免の願ひとも差出さるゝ事な
らんと思ひ居けるに左になくて以前の通り勤居ければ人

あり浮世老中稻葉美濃守殿を浮世名代として館林殿へ遣され
延寶八年五月三日館林宰相綱吉公を浮世養君ふ立させら
れ此段京都へも奏聞なし夫より一統へ浮世觸出し有ければ
在府の大小名ハ申及ばせ在國の輩らも皆夫々浮世祝儀
を申上られ則ち正二位内大臣ふ任せられ其翌日前將軍浮
世世界の浮世觸出し有て其浮世葬式等の浮世定め通り滞りなく
相濟て慶有院殿と稱し奉まつる此ふたて諸役人一同に安
堵の思ひをなし光國卿の浮世指圖ふて諸役人の其儀に前將
軍浮世在國の時の通りに在ければ上下一同歡こひて万々歳
を稱へける斯て月日立たるふ浮世大老酒井雅樂頭ハ病氣と
申引籠り代替りの其時モ只名代を以て浮世祝儀を申上られ
しのみなれば是も依つて浮世老中若年寄とも一統内評定
の其上あて酒井雅樂頭儀先遣てより存寄ふても是有事ハ
や病氣ハ託し一向ふ出陣致しやさぬハ水戸殿仰せ有し如
く深く奸計を工みなし天下を押領致さんとの心底ハ相違
はなくと存じらるゝ上柄ハ諸役人への見せしめ重き浮

々の曾不審か思ひける將軍家も光國卿の浮世意見も有事
なれば先其儀を差置れしを能事にして勤められしうた
てかりける事どもなり
○雅樂頭へ不審十五ヶ條浮世尋問の事
并雅樂頭浮世大老職浮世免の事
時ふ延寶八庚申年七月七日ハ七夕の浮世祝儀ふして且ハ新
將軍の浮世代も至り初めての浮世規式なれば大小名ハ一同ハ
浮世禮目見得相濟て夫より大奥ハ入せられ水戸光國卿を
浮世招き有て將軍家の浮世相伴ふて浮世料理調進めらせられ浮
世膳も終り四方山の浮世物語りの節上意にハ雅樂頭尋問てよ
り浮世意見等も入れ有故諸事打捨て差置し夕彼今以て先代
通り日々出陣致し居り中々其身ハ心付て身を退き子更ふ
なし然れば此儀差置も如何夫ども老公ハ外に思慮せし
事ふても是有やとの浮世尋問ハ光國卿ハ懐みて上意の旨趣
浮世道理ハハハ共假令惡計目論見しも先君思召に叶ひし
者殊ハハ家柄なるを以て旁々彼より心付浮世役免も相願

ハ仰付られ方も是有べしと只今迄ハ見合しテ彼ガ心得違ひにて今日迄出動致し居を其儘打捨置時ハ此已後諸役人共も心得違ひ是有べき最上ハ是非なき次第故二十餘年間勤役中の我意不用を相答なバ中々ハ限りなき事ふハ共先大略ハ彼をして連れ難なき條々を撰て認め置たりと仰せられつハ傍中より傍書付を取出され上覽に入らるハに因て將軍家ハ操返へされて傍覽有る其傍書十三ヶ條其文の概略ハ

雅樂頭不審書十三ヶ條の事

一前將軍家傍重病ハ入せらるハ處其方一人の了簡を以て萬端取計ハ傍三家傍連枝表役人等へも深く包其身隠謀を企つる事
一前將軍家傍重病の際に臨みて上意と號し大興ふ於て日々々々龍嚙子等を相備し或ハハ輕き狂言師を召集め専ら自分の樂みを極めし事
一前將軍家傍重病ハ入せらるハ朝興雅樂頭へ付早々傍書

一其方梓河内守を故無事に上京致させ種家清華等へ取入位官の儀を取計ハ一段上の朝廷を蔑如致し中ハ將軍家を輕侮下ハ我意を震ふ其罪過れ有べうらざる事
一前將軍家傍病氣傍大切の砌早速三家傍連枝方へ上使を以て相通せべき處決して右様の儀はなく傍連命も傳へ奉つらば諸事其身の勝手とのみ計る隠謀の段其罪過れ有べうらざる事

一先年松平龜十代復見たる伊達兵部少輔と謀し合彼本家を押領して兵部少輔梓河内正へ相續致させんと相謀るの條右市正ハ其方の聲たる故彼是最負の取計らひをなし天下大老の重役ハ似ざる段其罪過れ有べうらざる事
一先年松平越後守執政小栗美作と謀し合せ傍大切の傍家門自分奴僕同様の取計ハをなし騒動及バせ利ハ斷絶の有様ハ立到らしむるの條其罪過れ有べからざる事
一前將軍家傍入棺の儀傍評定の砌増上寺より賄賂金を請上意を破り増上寺へ傍入棺なさせ奉つらんと計る其罪

体と伺ハ奉つらせ傍藥圖進仕つるべきの處其儀ふれなく打捨置與女中共へも深く隠し盲人一人傍枕元ハ付置偏に傍閉眼を相待体其罪尤も過れざる事
一先年甲府宰相傍勝手向不如意ハ付拜借金傍願ハの處其事傍實疎略にして却て傍不審を購られ違ハ傍生害及バれハ事是其方の取計ハハ因て生ざる處なり抑々將軍の邊枝として金銀の儀ハ付落命ハ及バれたるハ君子の笑ふ處にして小人の嘲り其罪其方一人ハ歸し還れ有べうらざる事

一前將軍家傍閉眼を待請親王家を呼下し徳川五代の將軍ハ傍奉つり其身永く天下の執權として高位ハ登り大權を拝領し天下ハ我意を震ハんと爲す其罪過るハ處有べからざる事
一抑々其方家の徳川傍代々の傍高恩を蒙る事大山の如し是を一時ハ忘却し天下を親王家へ譲らんと爲す其罪過れ有べうらざる事

一其方備前將軍家傍寵愛と幸ハとして万端我意を振舞東照宮より以來例なき傍城内に居所を普請致し休足所と名付夜中も是に相泊りハ段天下の傍式目を蔑如致し乍ら水戸光國と問答の節傍式目をす立なぞ致し其身の罪を存せせして大言を吐諸人を輕むる條其罪大ハして還れ有べうらざる事

右の通り十三ヶ條明細に認め是有を將軍家ハ傍認せられ大いに傍感心遊され仰有様此上ハ予も今ニヶ條差加へ度の上意有ければ光國卿も尤も宜しからんと傍挨拶有ければ則ちニヶ條を傍加へ遊バされける其ニヶ條ハ
一其方備前將軍家台命と號し下野國ハ於て十万石押領し其方氣ハ應じたる者ハ忠不忠の差別もなく依怙最負の

一其方梓河内守を故無事に上京致させ種家清華等へ取入位官の儀を取計ハ一段上の朝廷を蔑如致し中ハ將軍家を輕侮下ハ我意を震ふ其罪過れ有べうらざる事
一前將軍家傍病氣傍大切の砌早速三家傍連枝方へ上使を以て相通せべき處決して右様の儀はなく傍連命も傳へ奉つらば諸事其身の勝手とのみ計る隠謀の段其罪過れ有べうらざる事

取計ひを以て加増と立差出す天下の浮徒を破る
其罪通れ有べからざる事
一 浮家督評定の砌予と水戸殿が對し謀叛の企てをなし
城内に於て合戦及ぶべくと内々其用意を爲せし條是
其罪天下に週れ有べうらざる事

右十五ヶ條の明日彼登城の節浮徒に於ては袖書仰渡され
其上にて浮徒召放さるべしとの内談にて光國卿へ浮徒
を告られ浮徒城におとされれば明れば延寶八年七月八
日の事なりしが例の通り浮徒大老酒井雅樂頭殿を始め浮徒
中若年寄の面々諸役人殘る浮徒城ありける程ふはや四ッ
の浮徒大老と打初めし頃水戸殿におとすべくと浮徒城あり
暫時有て大目付横田備中守へ浮徒と有備中守の差心得
浮徒屋を立出諸役人へ向ひ浮徒大老の浮徒筋是有付役人
殘る只今より浮徒前へ浮徒有べき旨仰出さると浮徒しける
ふぞ浮徒大老始め浮徒中若年寄大小目付其外の浮徒人中
一統殘るは浮徒前へ相續るるに程なく將軍家にお上段の

守進み出雅樂頭殿浮徒しと頻にすされける程に暫く有
て雅樂頭漸く恐れ入奉つると浮徒あれば登城守付
を悉納む斯て又上意に右十五ヶ條の不審の儀を尋ね
有らば明九日を始として一日毎に一ヶ條づつ尤も浮徒の
次第に寄筒條の前後の免す間返答書を差上べし又上使と
して大目付十人目付其外小人目付等と差遣さん問答書
へ返答書其折々あ渡すべし今日より大老職を召放し城内
の休息所へ及ばせ一ッ橋役屋敷大手先上屋敷右三ヶ
所今日暮六時迄に殘らば明渡すべしと仰渡され入浮徒なし
給ふ依て光國卿も宿の間浮徒諸共あ浮徒立われ浮徒老中
始め諸役人も一同あ浮徒立有て芙蓉の間へ浮徒入ある其中に
雅樂頭のみ忙然と死灰色で難一人言葉と掛る者もなく悽
々立て浮徒下へ下れとも浮徒主あ至る迄目遣する者一人も
なく心柄どの云乍ら最笑止成有難なり扱浮徒召放され
の仰渡され相濟や否浮徒中の口へ張札出る其書付の旨趣の
一今八日酒井雅樂頭大老職召放され三屋敷共召上ら

間へ出御なし浮徒座在せ給ひける左の方の水戸光國卿右
の浮徒座の溜の間井伊掃部頭殿松平讃岐守殿着座あり此
時大目付彦坂登城守上段の前あ着座ありて上意なりと
すされければ皆々はッと平伏す時に將軍家の上意に雅
樂頭はへと仰有雅樂頭はッと浮徒前へ進み平伏なす此時將
軍家にの浮徒書付を彦坂登城守へ浮徒し有て雅樂頭へ讀聞
すべしと仰せ渡さる是ふ因て登城守の浮徒書付を押開き日
頃よりして中懸ければ一段調子を張上げて高らかお讀上る
是十五ヶ條の浮徒不審なり役人中是を聞て一同に驚き然
たり雅樂頭殿も始めの程の顔を上て居られしが次第く
ふ色青さり更ふ浮徒もなく後にの疊を而て指付思も爲さ
して居られける登城守の十五ヶ條の浮徒書付を讀終れ共雅
樂頭更あ何とも浮徒をす上せ居られ彦坂の浮徒書付を悉
納むる事ならは例座役人一同の片唾を吞て雅樂頭が浮徒
如何と知らる(因ふ云何事あ寄す浮徒是なき其内の浮徒
付を悉事ならぬが式法なり)爰あ於て大目付横田備中

七月八日
此の如くなれば雅樂頭も退出されて後々大老の下屋敷
へ立歸り重き閉門の事故表門の云々及ばせ窓を破らす
物裏にこそ相見えたり斯て浮徒城内休息所請取として
十人目付荒木重左衛門浮徒小人兩目付を召遣られ
漸々日暮前請取相濟一ッ橋役屋敷の十人目付駒木
根長三郎浮徒小人召遣られ漸々夜の五ッ時に請取相濟
大手先の上屋敷の事なれば一家中大勢あて中々火急あ家
財雜具を引取歸るも相成難く是の漸々九日朝引取相濟た
り此屋敷請取の十人目付永田傳三郎にて其旨官上に及
べられける扱翌九日と相成れば返答書を請取の浮徒上使とし
て大目付近藤備前守十人目付の能勢宗十郎浮徒目付
兩人あ浮徒小人目付兩人を浮徒添へにて大老の屋敷へこそ
の參られける夫より前あ上使として浮徒中若年寄山田守殿

れ當分大老下屋敷へ還差仰せ付らるる旨上意を以て
仰渡されは諸向共に右の旨趣承知これ有べき者なり

大塚の屋敷へ参向致され雅樂頭河内守父子を召出されず
渡さる、機昨八日上意を以て仰渡されたる通り、沙汰中
嚴重相詰懼罷り在又、不審の御書十五ヶ條の寸分返
答これ有み於て、今日より一日、一ヶ條づつ、前後の御用
捨是る間、宜敷返答書差上へし、廻付請取上使として、御目
付これへ参るべし、其心得を致されよと仰せ渡され、山城守
殿の直み歸宅を致されける、將軍家并、光國卿に、雅樂頭
所詮返答相成まじ然すれば、急病と立返答の儀、日延を
願ひ切腹なして病死なりと披露すべし、其時、ふり爲べき要
こと、あらめと、御慈悲の思召を以て、上使を下し給ひし、うき
腹切の事、ふり心付き、叶いぬ迄も、寸分致さんものとの心な
り、是雅樂頭も、老年まで、永年、御役を相勤め、榮花の夢の覺や
らで、天理を致さし企ても、元より、家の榮を思ひ、隠謀を思
ひ、立れし程、故成丈、寸分を致さんとの心、さしもありける、が
餘りと云、御書、まじし事、でもなりと、心ある者の思ふも、多か
りける、斯の如く、の心、思なれば、少しも、恐る、御子なく、返答

書請取の上使の入來を相待し、の深ましくもまた、愚なれ
○雅樂頭十五ヶ條返答の事
井雅樂頭切腹の事
斯て、酒井雅樂頭、大塚の下屋敷へ、上使として、沙汰中、戸田
山城守殿を遣はされ、御書を委く、探られけるに、返答書を差
出すべきとの事なれば、早速、其旨、御達しに、及、七、月、九、日
四、時、御返答書請取の御上使として、大目付近藤備前守十
人目付能勢宗十郎、其外、御徒、御小人の、兩、御目付を、差添、御
大塚の屋敷へ、参られければ、雅樂頭河内守、兩人、早速、出迎へ
書院へ、案内をなし、返答書、只、今、差上奉るべく、いへ、御書、く
御待下さるべしと、雅樂頭、御退きし、御時、九、時、過る頃、返
答書を持出て、御前、宜敷、御披露を、願ひ、存する、と、渡しける、備
前守、御見れば、是、御甲府宰相、御一件の、御返答書なれば、雅樂
頭に、打向ひ、此、通りに、相違、是、なく、や、と、念を、入て、尋ねける、が
雅樂頭、少しも、相違、是、なき、儀に、御座、い、どの、返答、御備前守
の、其、儀、御中、致され、早速、御城、相成りて、右、返答書、を、上、覽、御入

奉つる此時、沙汰老中、始め、諸役人、御前、相詰たり、將軍家、御
與、御祐、御頭取を、召れて、夫、御上、へ、し、どの、上意に、則ち、讀
上げる、其、返答書、の、概略、御義、御甲府宰相、御重、御公、御生、御害、御
及、御せられたる、御儀、御小臣、御將軍家へ、言、上の、旨、御趣、御言、言、ま
しく、相聞、之上、にも、御不、御審、御あら、せられ、此、度、御尋、御相、御成、御事
恐れ、御入、奉り、御綱、御重、御公、御の、常々、より、御心、御荒々、御敷、御御、御大、御酒
御在、せられ、御酒、御乱、の、儀、御入、せられ、し、御昔、御諸、御人の、御知、御る、御處
御い、御然、御れば、御如何、御様、御なる、御思、御召、御あて、御生、御害、御遊、御ば、され、し、故、御此、御儀
一、御圓、御相、御分明、御す、は、恐、御れ、乍ら、御何、御事、御無、御あ、御生、御害、御の、御乱、御心、御同
御様、御く、御存、御し、奉、御つり、御此、御段、御能、御々、御聞、御召、御分、御させ、られ、下、し、置、れ、御
御儀、御偏、御願、御ひ、上、奉、御つり、御以上、御七、御月、御九、御日、御雅、御樂、御頭、御謹、御上、御宜、御く、御
御前、御沙、御披露、御と、高、御ら、御り、御讀、御上、御けれ、御將軍、御家、御大、御さ、御怒、御らせ、御玉、御
御不、御届、御至、御極、御なる、御返、御答、御書、御の、御前、御の、御宰相、御殿、御御、御乱、御心、御杯、御の、御沙、御汰、御の
御限、御り、御なる、御不、御社、御なり、御沙、御汰、御あり、御し、御拜、御借、御金、御御、御願
御ひ、御な、御三、御年、御以前、御の、御事、御あ、御して、御近、御臣、御根、御津、御宇、御右、御衛、御門、御が、御御、御言、御す
御上、御思、御召、御に、御叶、御と、御き、御て、御手、御討、御ふ、御相、御成、御し、御後、御毎、御夜、御深、御更、御に、御及、御んで

御沙汰所へ、出生、御前、の、通り、御御、御言、御せ、し、故、御渠、御無、御二、の、御忠、御心、御を
御感、御せ、られ、是、より、堅く、御禁、御酒、にて、御行、御跡、御直、御にな、られ、せ、られた
り、然るに、御御、御手、御向、御不、御探、御ふ、御付、御拜、御借、御金、を、御願、御ひ、の、御處、御此、御時、御雅
御樂、御頭、御の、御是、御の、御内、御の、御御、御企、御ても、御有、御て、御要、御用、の、御手、御當、御金、御杯、御よ、御
御言、御上、御あ、御及び、御し、故、御上、御も、御御、御不、御審、御在、御せ、られ、し、御宰相、御殿、御
御此、御事、御を、御無、御念、御あ、御思、御くれ、御生、御害、御に、御及、御れた、御り、然、御す、御れば、御雅、御樂
御頭、御手、御を、御以、御て、御書、御し、奉、御つり、御し、より、御猶、御重、御し、然る、御と、御御、御乱、御心、御の、御
御生、御害、御な、御き、御御、御開、御く、御と、御致、御す、御條、御其、御罪、御輕、御ら、御す、御此、御儀、御退、御て、御乾、御度
御亂、御明、御有、御べ、し、御返、御答、御書、御差、御返、御し、御ひ、御て、御早、御速、御沙、御汰、御老、御中、御堀、御田、御筑、御後、御守
御を、御上、御使、御として、御水、御戸、御光、御國、御卿、へ、御此、御儀、御を、御仰、御せ、御進、御せ、られ、然るに、御水
御戸、御光、御國、御卿、御の、御七、御月、御八、御日、御の、御夜、御中、御より、御御、御急、御病、御あ、御して、御御、御熱、御氣、御強
御く、御尤、御も、御御、御暑、御氣、御中、御の、御御、御様、御子、御相、御見、御ゆ、御れ、御共、御此、御一、御朝、御一、御夕、御の
御御、御病、御体、御に、御あ、御ら、御す、御當、御四、御月、御下、御旬、御より、御天下、御の、御御、御大、御事、御の、御儀、御御、御付、御書
御夜、御片、御時、御も、御御、御安、御心、御の、御体、御なく、御數、御十、御日、御の、御御、御疲、御れ、御旁、御々、御甚、御だ、御御、御大、御切
御に、御入、御せ、られ、御由、御な、御れば、御筑、御後、御守、御殿、御の、御驚、御くれ、御早、御駕、御籠、御めて、御乘
御返、御され、御右、御の、御御、御旨、御を、御言、御上、御あ、御及、御べ、られ、御けれ、御將軍、御家、御にも、御大、御い、御

驚りせ給ひて早速典藥頭を召て小石川の汚屋形へ罷越し
 汚屋形を伺ひの上汚屋形進仕つるべき旨仰せ付られけ
 れば平井大和守上意を承り小石川へ早駕籠にて参られ
 汚屋形伺ひの上汚屋形抱病者と汚屋形を評議有て汚屋
 形進み及ぶる、其跡より大目付横田備中守を上使とし
 て汚屋形相成汚屋形を明細を承りて歸城なし其段
 言上に及びける是より晝夜上使として汚屋形又大目付
 汚屋形衆等を遣はされ汚屋形を汚屋形ね及ばせらるゝあ
 何角と汚屋形の汚屋形旁々汚屋形大切に見えさせ給ふ由なれ
 べ將軍家にも甚く汚屋形配あらせられ汚屋形の上意ふて諸寺
 諸社ふけて汚屋形持祈禱を仰せ付られける斯の如くなれば
 汚屋形中始め諸役人まで心を痛めざる方々の無りける併し
 乍ら雅樂頭事拾置べき儀にあらざれば十日の上使とし
 て松平親負介十人目付高野庄三郎汚屋形小人の兩目付
 を差添られ返答書請取に参向われ雅樂頭河内守出迎へ
 是れ何れも汚屋形苦勞千萬ある存存候汚屋形下さるべしと

うせ給ひ今日の中譯も不届の至りなり松平越千代後見伊
 達兵部少将市正の雅樂頭を認むる由因て己れを彼の本
 家を押領せんと計り兵部甲斐と諸事合せ兩人が悪事
 の後續と相成天下重役の權威を以て不届の差圖を致した
 り然るも伊達安藝少輔に依て内膳正題りとなり正道の
 裁許も依て兵部甲斐が悪事露顯に及ばんとする時己れが
 役備の權威を以て内膳正を退け自分役宅へ引上甲斐に内
 々付訴訟人安藝と及ぼし及ばせ其上下重役の列座へ
 能く踏込せ諸侯を害し幾千代が家名も理を付んと謀る此
 大罪を犯せし甚く雅樂頭一人を誦する處と知らざるう然
 るを此様の中譯の予を始め天下の重役を誦す餘言同
 断の曲言なり後日此事も陰度糺明ふ及ぶべしと又書付
 を汚屋形遊ばされ以外の汚屋形色にて頼て入御なし給ひ
 ける是に因て諸役人互に目と目を見合せて退出せられし
 夕其翌日十一日第三日目の返答書差上べしと仰付ら
 れける酒井雅樂頭成へば或や譯せばやと思とれ兩日

是より奥に入又々九ツ時過る頃返答書を出て宜敷汚披
 露汚屋形成頼み存せると差出さるゝを親負介披き見るも松
 平親千代家の一條なりければ親負介のすさるゝの彌々
 に相違なきや昨日返答書の旨趣の甲府殿の一條なり此す
 譯の甚だしく無禮の儀も是有由ふて上の汚屋形嫌々なり
 是も又其類にてこれ無やと尋ねられければ雅樂頭決し
 て相違汚屋形なくと答へけるに親負介立歸られて返答
 書を上覽み入奉つる早速汚屋形筆頭取を汚屋形前に召れ以前の
 通り諸役人相詰返答書を讀上げる其概略の左の通り○先
 年松平親千代が家の騒動を悉皆く小臣の罪なりとの汚屋形
 審の旨趣恐れながら甚だ迷惑至極存存候事まつる小臣大
 老役を仰せ禁れ此儀の汚屋形中板倉内膳正題りて其善惡
 を相糺し兵部少將原田甲斐が悪事相顯れいひしが小臣等
 く此儀を取扱ひすすべしや恐れ乍ら此段汚屋形下置れ汚
 屋形疑念を散せられ候儀願ひ奉つり以上七月十日雅樂
 頭謹上宜しく汚屋形前汚屋形披露と讀上れば將軍家以ての外も驚



先で返答書差上られしよ上ふり以ての外の汚怒りふて後日重罪にも仰せ付られんやとの風聞を聞今ハ陸方なく且術計も計たりしよや十日の夜の五時自分の居間に引籠人拂ひを付常お汚氣ふ入の近習頭岡村兵七郎と云當年廿三歳の小性あぐりの若者を只一人側に差置れ一首の和歌を遺されて遂に切腹お及べれる岡村兵七郎の介錯爲し其身も直に其座にて腹撞切て相果たり然るも鱗子河内守ハ五半時頃なりし夕父が籠りし一間の内餘りお静なる儘に一人手燭を携へて機嫌を聞んと這入て見れば此の如何に父が自殺お及べし側に岡村兵七郎も腹撞切て相果居たれば大いに驚き早々お家來の太田伊兵衛石田彌兵衛等をお呼び此始末をお聞直大年寄松平宇右衛門河合勘解由左衛門等をお出し種々密談ありけるが兎も角にもお縁者たる藤堂大學頭安藤右京亮中川修造大夫板倉周防守等を夜中なぐらも内々お汚來瀧川お相談遊ばす方お宜らんといふに早速右方へ人を内々遣はせしに一同直

死去の次第を明りに申上り其上の汚下知を相待べしと事もなげにぞやされける元來此右京亮殿ハ今年二十七歳大才無双の壯士にて血氣お逸る人故に兎角不法の廣言をなさるゝものと相見えたり此時何れも更お挨拶なく無言お居られし藤堂大學頭おさるゝ右京亮殿の今の仰せの酒井家お取潰しの汚下知下りし時の事唯今氣短なる儀を申出して自分よりして禍災を求むる道理と存せるなり先何事も穩便お取計ふよを願ひしければ上使參向これ有らば自分應對仕まつり何分事を好まざる様お致すが專一なり最早夜明お問もなければ諸事大學頭お任せられよ元此方より荒立て事を好むべし譯なら上使參向有る上ハ臨機應變お取計らひすべしと云ふに何れも是お同意なし兎角何事も穩便に相濟事こそ願としければ何分どもお然るべくぞやさるゝ故大學頭重ねて申先何れも夜明さる内一旦お汚歸り有て然るべし人目お立ての如何なり委細の事ハ後よりして逐一お進せし自分と右京殿と相残り上

お参られける其時河内守ハ一座に向られ豫て此儀ハ自分共覺悟の儀ありしへども先差當り明十一日又ハ返答書請取に上使參向是有べし就てハ此儀陽おハ難しと存せれども又やさるゝ其時ハ返答書差上ねば相成まじく然らば病死と云にも有せして生害ありし事なれば上使其儀を推量有らば事大變お及ぶべし如何致さんと先此儀を汚内談お及ぶなりと眉に皺寄するれハ一座の人々是を聞上使へや上方の如何なる方が宜らんかと一同甚だ當惑なし無言でお居られたり其時安藤右京亮殿座を遷されて中川新なる上の中々お容易の儀おてハ相濟まじ斯やハ如何なれ共此度の儀ハ酒井家の一大事おて汚抽書のハ譯假令相立ども落着なきハ滅地など仰せ付らるゝハ必定なり然れば汚生害の儀ハ明りにこそやさすとも昨夜急病おて相果たりと申上り汚下知を相待て万一家お取潰しとすす汚抄汰も是あらば其時こそハ是非もなし汚縁に繋る我々共家滅亡を致すとも義み因り何う惜むべき兎角上使へ

使へ應對すすべしと申されければ一同ハ何れも宜敷汚取計ハ只管頼み存するに中川板倉水野殿等の夜の明ハ内立歸らるる是依て藤堂大學頭安藤右京亮殿ハ此處に止まりて上使の來るを相待けり
○酒井藤堂安藤等上使へ不禮の事
井梓巫子の事
明レハ七月十一日返答書請取として彦坂登賊守十人目付駒木根長十郎汚徒汚小人兩目付差添へて參向あれハ則ち河内守安藤右京亮兩人出迎され先書院上段の間へ案内し引續て藤堂大學頭立出て上使に向ひ平伏なし互お挨拶事終り扱其上おて大學頭お出すハ雅樂頭上使の汚出迎ひも仕まつらま拙者名代仕まつる不禮の段ハ嚴重にも眞平汚用捨下さるべし扱雅樂頭儀昨夜より急病甚とぞ氣強く目汚存じの通り老衰の身故危篤と相見えしお付上兼ハハ共同卒今日差上へば汚返答書ハ汚日延仰付させられ下されたく何分どもに汚上使の汚執成めて寛大の汚

沙汰を願ひ奉つると言はれければ引續て河内守右京亮も
 上使に向ひ只今大學頭が上へ通り何分前迄執成宜し
 く願ひ奉つると言はれければ登殿守推量致しける様昨
 夜中より急病にて殊ふ大切に相見ゆるとの事三人の
 さるゝ事なれば相違とて有まじ然し乍ら只今の事断
 り計りあてり立歸りて上開の達し難し万一登殿守が
 忽の取計ひの上を始め年寄中の思召も是有てり自分
 役儀にも關する事各々方々さるゝ處相違はなくバ寢所へ
 案内下さるべし見分の上見届けし旨趣言上へ及ぶべし
 中ければ大學頭さるゝの仰修道理に存せられ共寢所も
 甚だ取亂し見苦しき体は是あれバ其段の思召を以て修用
 捨を蒙りたし少しも臆言はなくと言中々登殿守更承
 引これなき体にて各々方の仰せの趣き相違もこれなき事
 なれば乞や寢所へ案内われ取亂せし病床故少しも苦
 しうらざるなり容体を見届けざる其内立ち歸る儀の相
 成きと言て身動きも致さぬバ大學頭も機我々共も縁者に

連なり假初ながら上使へ修答す上けるの身引請ての
 事なれば何偽りのいへき假令偽りと思召すとも我々身分
 に關る儀を修推量あらバ修賢慮も有べき事何れも斯修
 断りやせし上の右の旨趣言上有て修執成給へるべしと少
 し色立て言はれければ登殿守も氣色を變て大音に
 さるゝの大學頭殿も右京亮殿も能聞かれ縁者の故に今
 日の修身分も懸断り是る由の私事おして上へ決
 して修取上これなき事と思され各々方々此席にて修談
 話の内内事なり上使の關る所ふらさいで河内守殿寢
 所まで修案内これ有べし但し返答書を差上らるゝ急
 病危篤と有らる返答書の相成まじ然らバ容体見分の上
 上へ言上へ及ぶべし言修案内有と立上れば大學頭と
 迫立ち荷且ながら大廣間席の藤堂大學頭が身の上懸て
 修断りやふ是非とも容体を見届けんと云るゝの假令上使
 の言葉にもせよ餘り無体の言條聞分のなき登殿守い寢
 所へ通られて容体篤と見届けられし拙者出したる詞を

立せに置まじと血眼になり脇差の扣口くつろげ反打て膝
 立直し詰寄れば彦坂登殿守も同様刀に反を打ながら上
 使に向ひ不禮の振舞いさ來られよと身構へたり右京亮も
 又共に刀の柄を懸て眼をくばり驚破と云バ飛懸らん
 ず有様あて巴ふ斯よと見えければ河内守の大きに驚き大
 學頭右京亮を引立て無理ふ次へ追立やり懸懸ふ上使に
 向ひし機扱兩人の無禮の段何共忍れ入奉つる就ての老父
 雅樂頭事最思絶ひ容体に以へバ此儀修推量下されて何
 分俱に修作客の程偏に願ひ上奉つると言はれければ彦
 坂登殿守中々承引もなき處に修目付駒木根長十郎進み出
 て言はれけるの雅樂頭事最思絶たりとの事なれば事落着と
 言者なり然上りら見届るにも及び言はる事なるべし
 大學頭の言ひ只危篤と許りや故慮の言上も相成難く
 然るも河内守斯上る上の修断りあら右の由を言上に及
 べしと然るべしと言はれけるも登殿守も當然の事と領略
 て事切たりと決定の上如何も見届るも及ぶまじ然し

乍ら大學頭右京亮 兩人の上使へ對し不禮の段の言上に
 及ぶべし其修沙汰を相待べし此段心得召れよと拾られ
 登殿守の直機其場を立歸られ次第一々修老中稻葉美濃
 守殿へ達しければ則ち修老中方修評定の上へて大學頭
 上使へ對し無禮の段其儘あてり拾置難しと委細言上へ及
 べれける是に因て將軍家おの彦坂登殿守駒木根長三郎を
 修前へ召れ修直に様子修尋問の上不禮の段を修怒りあり
 雅樂頭切腹なせし格別なり大學頭右京亮河内守三人
 際て合せ置無禮をなせしと相見たり將軍職を繼て
 より未日も漢事なれば子を蔑侮るふなすと覺えぬ然あ
 らバ早速沙汰ふ及び先三家ども嚴重閉門付べしと仰
 せ渡されありければ修老中方評議の上藤堂大學頭方へ上
 使として大目付近藤備前守を遣はされ今日雅樂頭死去
 付河内守宅へ於て其方儀上使へ對し不禮の段甚だ不屈に
 思し召れ修吟味中嚴重閉門仰付らる此旨心得らるべしと
 言聞れば大學頭恐れ入奉つるとの修請あて嚴重閉門あ



及バれる同じく酒井河内守安藤右京亮方へも使番を
 上使として浮吟味中藏敷閉門仰付らる斯ても將軍家の
 憤怒強くましますと相見えて浮老中御番土屋相摸守殿
 を召され猶又仰付らるゝ右三家の儀今日より嚴敷閉門
 ナ付くるも尋常おて只一通りの閉門のみ心得て等閑
 お思ふべし然れば右三屋敷の外廻りへ公儀よりして板圍
 嚴敷致し戸を爲し門の處の堀地門を携へ番所を立て晝
 夜も徒目付并お平小人共に監番致させ夜中たりども嚴
 重お出入決して致さすべからせと仰渡され有けるよぞ三
 家へ右の趣きを浮達し有て中々お唯一通りの閉門ならず
 古今珍らしき重き閉門なりけりと其頃世上お噂しける此
 節水戸光國卿お大病おて斯様の事一向に浮存じな
 く若浮病氣お是なくバ如何に重き閉門なり共斯迄お有
 まじと専らや合りとなん此時水戸光國卿の浮病氣の甚だ
 浮大切に入せられし日を追ひ漸々に浮快方の方ふ越り
 せ給ひ十月末より段々お浮全快お相成て霜月中旬頃お至

り近々浮床上の浮祝儀有べき由故一家中一同悦びあへり
 とぞ然るも此頃世上ふて専ら梓巫子と云者流行て此處彼
 處めて招待なし或ひ先祖の佛を寄せ又ハ妻子の先立し
 其亡魂と呼び寄ると府内元より近在まで取沙汰なして
 何處でも大方ならせもてとやし此事隠れなりけり爰ふ
 水戸殿浮出入の浮坊主寺町三哲と云者あり或時此事を
 聞如何成者おや試し見んと彼梓巫子を打招まけるに彼巫
 子の先座敷お通り座を占て些少箱を前お置梓弓を取出し
 斯て後三哲に指圖して口寄をする者を念じて水向といふ
 を致させたる上巫子の神下しの法を行ひ目を閉居し夕段
 々口走て云様ハ其方事一向お信心の意薄くして何事
 にも我慢強く且邪見なる事多し斯てハ此家滅亡も近き
 に有べし然し乍ら我を口に寄る事其方の身の幸福なり是
 より後の心を改め家の榮を計るべし深く信心を以て祈り
 たらと其功德お因て諸事の災難等も遇れし上家運長久の
 基を開き現當二世とも安樂たるべし努々疑ふ事勿れと云

りと思へバ忽地お神の上らせ給ひしか巫子の其儀倒れ伏
 良有て我に返りいさ浮殿をすすべしと云を三哲暫時と引
 止め我數年來養生を好み迷ふ神佛お手を合せたる事もな
 し是の常々朋友の人も能く知る處なり然バ只今の口寄お
 後世を顧へと言たるハ其方日頃我所業を聞知る故お出る
 儘の空言を者吐しなるべし斯様の事を試し見るおわら
 ね共今一ツ寄見度物あるなり暫時夫お相待べしとて勝手
 へ立山大なる火鉢を八重十文字に繩にて縛り是を二階に
 差置て其後座敷お出来り又々己前行なひし如くに水を向
 しりバ巫子も亦前の如く神下しの法を行ひ暫時有てや様
 扱々貴殿の疑念深き人なるうな我等お何の罪ありて此様
 お繩を掛られしぞ素より口も無物なれば斯辛き目に遇な
 ぐら自由に相成居る者の罪なき者を苦しむる法もなければ
 早々お繩を解けて給ひるべしまた右様なる心おてハ先
 祖の苗裔を立ん事心元なし扱も疎ましさ心やと云乍ら巫
 子の其儀打伏ければ三哲を聞よりも大お驚き早々お二

階へ上り彼火鉢へ掛たる繩を解放し初めて疑念を散せし
 うバ菩提の心を起しけん夫より先祖の法事坏なし又神佛
 へも参詣し非人乞食貧乏者へ施しをなし一心を晝夜佛名
 と唱へつゝ誠以前と替りたる信心者となりなりける此
 三哲の光國卿兼々修験の者なれば此度修不例と聞より
 も早速小石川の修屋形へ参上致し修容体を伺ひつゝ日々
 修機嫌を取ける内段々修肥立及せられ此程まで修
 座敷の内を左右歩行も遊ばざる程ならせ給へば此
 上ハ修氣鬱れ有て如何なりと三哲の毎日修前へ出四方
 山の修物詰りをや上或いは落し語などに時の興を添へ
 かけるが其序が彼巫子の事をや上げれば光國卿の聞し召
 夫ハ一段興ある事なり今より其方路宅なし其者同道致し
 来るべしと仰に三哲畏まり直機宿所へ立戻り彼梓巫子を
 呼寄て今日新機くめて水戸修屋形より其方を召るゝ間
 早速参上致すべし尤も我等同道なさんと打違立て小石川
 の修屋形へ参上なし此段や上しりバ若しよなし是へどの

仰ふ即時三哲の巫子を誘引修前へ出れば光國卿の修喜
 悦めて予も口を寄て見るべしと仰有て三哲がや上し其通
 りに修水向をバ遊ばしければ彼巫子の畏まり例の通り梓
 弓を張神下しの法を行ひ暫く目を閉て居たりしが頼て兩
 眼を見開きて光國卿不禮なりと入打と白眼付しりバ光國
 卿も暫くハ彼巫子の顔色を修覺有しが暫く有て宜ん様我
 ハ昔時を慕ふの餘り武藏坊辨慶を寄たりしに不禮といは
 何事ぞや我連も從三位中納言なり汝ハ無位無官おして我
 に向ハ不禮とい汝が言社不禮なりと仰ふ彼巫子の少しも
 隠せず如何にも我ハ無位無官なり然共古昔の勇者の靈な
 り然るを假令從三位中納言あるせよ病床に於て我を招ぐ
 ハ是不禮ハ非せして何ぞやと大音聲おやけるおど流石に
 光國卿も道理と思召けん最能と宣ひければ巫子も其儀法
 を解バ神の上り給ひける扱夫より光國卿の梓の法を聞し
 召修心みや路給ひけん此梓巫子を國中へ修免遊されける
 ハ深き思召も有事なりと其頃世間に言しとぞ

○酒井河内守藤堂大學頭安藤右京亮閉門の事
 并打手替の願書を差出す事

扱も藤堂大學頭安藤右京亮殿酒井河内守殿の三家に
 於てハ嚴敷閉門仰せ付られ一同憤み居られしハ一家中
 の難儀の言葉盡されず然し嚴敷閉門の仰渡されなれ
 バ永くも百日位なるべし然バ十月中旬にハ修沙汰も有て
 修免も相成べさう例なき閉門の事なれば定めて修此
 りめて相濟べきやと一同思ひ居し處に十月中旬過れども
 一向修免の修沙汰なく依て十月廿四日の夜藤堂大學頭殿
 ハ斯計り嚴敷閉門を如何してう忍び出られけん密にお大塚
 なる酒井河内守殿方へ参られける此大塚の屋敷といふハ
 下屋敷故表通りハ竹敷にて人目も少けれバ大學頭殿お
 ハ最易々右の竹敷より遣入れ河内守殿お對面致され夫
 より安藤右京亮殿方へ密お使を遣として相招ぎければ是
 も亦密お屋敷を忍び出大塚の屋敷へ参られ相互に此程
 の憂を慰りられ其上にて三人内談有けるお大學頭やさる

ハ我々三人斯嚴重なる閉門仰付られし日數百日も相
 立バ假令滅地り然もなくて取潰しお相成る共最早沙汰
 の有べさ處然を百日の過れ共今に何の修沙汰もなし然れ
 バ何時と限りもなく終ふハ此後三家共修取潰しおならん
 も知れ是是も今更悔べさおもあらを因て今日参りしハ各
 々存寄を述べ修沙汰なる内此方も覺悟致さんと思ふなり
 拙者愚存を述べ進んふ人ハ一代名ハ末代とやす事のハハ
 斯なる上ハ是非及及在所表へ退くんとするも遠國なれ
 バ詮方なし是に依て密々お國元へ使ひを遣ハし頭立たる
 者許り呼下し河内守殿修在所なる上州前橋の城へ楯籠り
 天下の軍勢を引受て尋常お防戦なし其上おて花々敷討死
 ます共又腹切て相果る共致さんと存するなり修兩所の思
 し召如何おや大學頭が分短慮ひりとの思し召も有んが
 兎お角家の滅亡を手を束ねて相待んよりハ潔く事を計
 らんと存するなり人死す時お死なせんバ死に勝る恥有と
 事の内ハハ斯ハ決心致したり然も修兩所の思し召も

一應領承より度存せりと顔色變てすされければ河内守是を聞てすさる、様大學殿の仰せ委細承まより、權現様御取立の藤堂家を拙者家内縁わればとて斷絶ふ立至らしむる、我等身取て何共、毒の毒存せざるなり抑此度の事、父雅樂頭少勤役中の、御答ふて當家の滅亡の豫て覺悟の事なれば此儀を他家へ及ぼし、何共すべし、様なしと許りすされて指傳向て居られける、此時右京亮殿氣色を變られ日頃、似合ぬ云甲斐なき河内殿の仰哉如何も大學殿のすさる、通り此様に永引事なれば、迎も三家の御取潰しに相成り相違なり、上三三人とも心を決し、沙汰なき内、此方にて覺悟をなす事は武士の魂ひとこそすべし、因て我等も大學殿に同意致す所存なり、然し乍ら、在在所より、御人數を呼下し、給へん事、餘りも迂遠くして斯の如き事を爲す、早く、御願の基ども成べし、然すれば如何も、残念なり、今、三家の人數を集合、江戸表許りも六千の有べし、其上河内殿と我等の兩家の、在所の人數四五千も是有

べしと存すれば此人數を以て、矢玉等十分用意し、橋籠らバ日數少くも五十日の籠城、及び、なん又大學頭殿も右の旨趣、在在所の老臣中へ、下知有、是又人數を集め、籠城有べし、然、東西に事起りて、公儀も容易に、計ひ難く、其内に、此方にも、又如何様も、計略を巡らすべし、然し、三家の人數一所、前橋、橋籠る、計略最も拙き、似たり、因て前橋を根城とし、自分の在所、高崎の城へも分れて、橋籠らば、是を、倚角の勢ひ、増々固く、公儀に、放ても、亦、攻難く、容易に、合戦の有、べうら、と、圖り、乘て、すされければ、大學頭殿、是を聞て、何様、此謀計尤も、然るべし、と、すけるに、河内守の無言、暫時、勘考、有ける、が、御兩所の、御論如何も、勇し、然し、乍ら、愚案、の、斯、永々の、閉門の、公儀に、於ても、捨置べき事、有、まじけれ、共、當時、天下の、御代、初めに、第一、水戸殿、御大病との、由を、傳承、仕まつれば、御評定も、決せざる、事と、推察致すなり、因て、我等、案、せむ、右、京亮殿の、御言葉、通り、御覺悟致し、先、一應、大學頭殿と、拙者と、御打手替の、願ひを、右、老、中、方

迄、差出し、其、模様を、伺ひ、し、上の、事、致すべし、只、今の、評議、の、皆、此、方の、推量、と、す、の、奇、且、なら、ぬ、三家の、浮沈、粗、怨、の、計、ら、ひ、の、爲し、難く、先、の、事、種、便、致し、其、上、破れ、も、至ら、ず、覺悟、す、る、事、なり、此、處、の、何、處、迄、も、平穩、の、計、ら、ひ、社、武、士、の、本、意、と、す、もの、成、ん、と、す、され、けれ、ば、大學頭殿、是、を、聞、如何、様、河内殿、の、念、者、故、大、事、を、取、ら、る、の、御、道理、なり、然、ら、ば、一、應、自、分、方、よ、り、老、中、方、迄、願、書、を、出、し、河内殿、より、御、打手替の、願、書、を、差、出、し、す、さ、る、べし、と、愛、お、評議、一、決、して、大學頭殿、右、京亮殿、の、密、お、歸、邸、せ、られ、ける、茲、も、水、戸、光、義、殿、の、豫、て、より、江、戸、市、中、へ、隱、密、の、探、偵、人、を、出、し、置、れ、し、其、者、共、に、御、賄、賣、又、は、御、字、の、す、げ、替、など、御、案、を、掛、せ、諸、方、の、事、を、何、と、なく、窺、く、せ、け、る、ゆ、ゑ、光、國、卿、の、居、下、ら、ふ、して、何、事、も、御、存、じ、在、せ、られ、け、る、が、此、度、の、三家、の、一、條、は、光、國、卿、も、御、大、病、故、隱、密、の、者、も、差、扣、へ、只、己、れ、の、手、帳、を、御、印、し、置、の、み、に、未、だ、御、前、へ、上、ね、バ、光、國、卿、に、も、此、事、の、一、向、御、存、な、く、居、ら、せ、られ、し、と、夫、の、御、置、酒、井、河、内、守、殿、藤、堂、大、學、頭、殿、の、日、限、を、御、合、せ、御、老、中、方

用、番、戸、田、山、城、守、殿、へ、兩、家、留、守、居、役、の、者、罷、出、て、御、取、次、を、以、て、件、の、願、書、を、差、上、げ、る、故、て、山、城、守、殿、御、覽、有、る、藤、堂、家、よ、り、の、願、書、に、〇、恐、れ、乍、ら、書、附、を、以、て、願、ひ、上、奉、つ、り、一、先、總、而、縁、者、權、儀、頭、儀、大、病、殊、も、大、切、お、及、び、御、故、御、上、使、に、對、し、日、の、儀、願、ひ、上、の、處、御、承、引、是、なく、其、御、不、敬、の、所作、是、あり、無、禮、の、段、御、答、に、て、嚴、敷、閉、門、御、付、られ、恐、れ、入、奉、つ、り、謹、み、罷、り、在、此、上、私、し、家、の、御、御、取、潰、し、御、付、られ、し、も、少、し、も、上、を、恨、み、奉、つ、ら、ず、何、卒、河、内、守、御、閉、門、御、赦、免、の、上、是、迄、通、り、家、名、御、立、置、下、し、置、れ、御、願、上、奉、つ、り、是、等、の、旨、趣、宜、敷、御、執、成、御、披露、願、上、以、上、延、寶、八、年、十、月、廿、五、日、藤、堂、大、學、頭、御、老、中、是、有、又、河、内、守、よ、り、の、願、書、の、〇、恐、れ、乍、ら、書、附、を、以、て、願、上、奉、つ、り、一、先、總、而、父、雅、樂、頭、大、病、殊、も、大、切、に、及、び、御、故、御、上、使、に、對、し、日、の、儀、願、ひ、上、の、處、御、承、引、是、なく、其、御、同、席、の、縁、者、と、も、上、使、に、對、し、不、敬、の、所作、これ、あり、無、禮、の、段、御、答、に、て、嚴、敷、閉、門、御、付、られ、恐、れ、入、奉、つ、り、謹、み、罷、在、此、上、私、し、家、の、御、御、取、潰、し、御、付、られ、し、も、少、し、も、上、を、恨、み、奉、

つらすい何卒大學頭備閉門沙汰免の上是迄通り家名沙汰
 既下し置れば機願上奉つりは是等の旨趣沙汰成沙汰
 願上以上延寶八年十月廿五日酒井河内守沙老中どわり
 是も依て戸田山城守殿の取次を以て先今日の上置くべし
 廻て沙汰有べしと返答あり其翌日沙老中登城有て沙老事
 部屋にて右兩家の願書を出し沙老席に披露の上する
 斯の如き書付を以て願出たり夫に付自分存せる兩家
 の未だ閉門中なり沙老評定の上相當の沙老をも仰付られ
 い其節社此願書の差上へさる然りなく餘り
 ナセバ借越の儀なり利さへ兩家にて打手替の願書を出
 したるの上へ對し甚だ不埒の至りなり是も依て愚意を以
 て一先差扣へ付置し各々方如何思召さるやと
 沙老内談ふ及られける此時稻葉美濃守殿静りお席を打見や
 り如何なる山城守殿の沙老なる通り閉門中此願書の
 を差出す段上へ對し沙汰の催促とや者此儀言上ふ及
 時ハ更沙老怒りを増却て兩家の爲宜しりるまじ兎角沙老

井光國卿急沙老の事

去程に兩家より願書の儀付沙老中方沙老評議有けるが稻
 葉美濃守殿の何處迄も沙老の取計ひをなさんとす速ら
 れけれ共何れも更無言あて沙老の儀なりしと此時
 堀田筑後守殿進み出されける美濃守殿の思召召免角
 沙老代始めの事故沙老第一との沙老評議然り存され
 ども沙老慈悲の事に因以上を謀るハ曲事なり上を慮如に致
 す條不屈至極の事なれば沙老なく天下の沙老威光澤さ
 ん似たり殊に雅樂頭數年來重役を相勤万事心得在なぐら
 上使へ對し無禮せし段不敬なりとて閉門仰付られしお各
 中をも憚らせ此様の願書を出すハ上を輕侮致し方重々
 不屈の次第なれば是非とも沙老はなくては沙老威光相立
 やすまじ因て今日評定の儀先上聞お達し上の思召を
 伺ひ事つり其上の儀と存するなりとすされしハ美濃守
 殿又さるハ機願上も不屈の願ひ差出せし段沙老の
 是當然の事乍ら某し所存ハ雅樂頭ハ權現様へ沙老節の

初めの事なれば何事も沙老慈悲を第一とし穩便取計ひ
 度ものなれば先是ハ兩家へ沙老返し有て此上共沙老
 有迄神妙に相誦み罷り在る機願付られ然るべく存じらる
 とすされける此美濃守殿の思召ハ兩家の願ひハ上へ對し
 甚だ不埒の儀なれば共夫ハ何時も沙老易し只何事も
 穩便取計らふ太平の本と沙老心に思召されて斯ハ沙老
 たりしとぞなん願に沙老先代より數年來此沙老役儀を沙老有し
 古老禮達の思召いと有難き事どもなり然ながら沙老評議ハ
 霜區々あて美濃守殿の沙老言棄り餘り沙老機願過たりと何
 れも沙老勸者わられける此稻葉美濃守殿ハ後お至りて淺野
 内匠頭一件の節も只口を閉て沙老返答なりし程の沙老慈悲
 深き沙老中ふてありけるが後沙老隱居有て泰應軒とすされ
 ける今猶相州小田原任長光山常立寺ハ沙老木像を獲され
 佛事怠慢なしとや故に此美濃守殿事ハ水戸光國卿も
 沙老心に叶ひ給ひて諸事とも深く沙老用ひ有しとなり

○稻葉美濃守殿仁徳の旨言上の事

家柄なれば何卒沙老の沙老沙老宜しうらんと存せる故斯
 ハ沙老の儀ハ左様にすさるハ上の何れ上聞お達し奉つり
 思召を伺ひて其上にて沙老評定然るべしとすけるも沙老用
 番沙老中戸田山城守殿若年寄加藤越中守殿大目付横田備
 中守殿十人目付能勢宗十郎一同打揃れ右の趣旨上聞お達
 しけるハ將軍家ハ委細聞し召以ての外ハ沙老怒りあて沙
 表へ出御あり諸役人を残す沙老前へ召れ仰出さるハ酒井
 藤堂の兩家ハ子存じ寄有て閉門付未だ沙老及ハ
 さる處大學頭河内守兩人谷中をも憚らす右様の願書
 差出す條重々不屈なり利さへ大學頭右京亮兩人河内守
 方へ集會なし密談致せしと聞及女總て酒井雅樂頭が不審
 の廉を糺せしより彼等ハ夫を不審に思ひ諸事致し方公儀
 をも憚らさると覺えたり因て此儀用捨する時ハ猶我意
 ぶ募り向後公儀の沙老威光も薄く相成べし子代初めの事
 なれば成丈仁徳の沙老をこそ付たき物なれば此度の
 不屈ハ捨置難き重罪なれば以來天下の見せしめに三家共

お取潰し三人が首を烏木お架末世の者お思ひ知らすべし
 三家へい手分して井伊掃部頭松平護政守松平肥後守三人
 を子少陣代と致し三番頭を藤差遣とし早々三家を取潰す
 べしと仰出されけるにぞ老中始め諸役人衆外殿しき
 下知ふ何と執成やあぐべき言葉もなく忙然と互ひに顔
 を見合て扣られしは稲葉美濃守殿前に進みすされける
 の上意の旨趣畏まり奉つる三家の者共雅樂頭が一條より
 上へ對し奉つり重々不届の致し方と有て取潰しの思召
 御道運至極なり然し乍ら彌々取潰しとあらば上の御人
 數と御差向ふる及ぶまじ天下の御威勢を以て致さんふの
 假令何程の國主大身成共事忽地お相濟べし恐れ乍ら前將
 軍御代も最上源五郎又福島左衛門大夫加藤肥後守等御
 取潰しの例もこれあり又三代將軍御代も加藤左馬介本
 多上野介平岩主計頭などの御取潰しもあり其際も皆上使
 を遣はされ御威光を以て事故なく相濟たり此度の儀も先
 例通り御取潰し遊ばされ何程の儀り御座あるべきや恐れ

乍ら此處能々御勘辨遊ばされ兎角天下の御威光輕くらさ
 る様仰出され然るべく存じ奉つるを憚りもなく言上有
 れば將軍家に何れもあれ兩家より打手替の御書の儀
 の取上なき旨兩家の者へ申渡して差戻すべしと山城守へ仰
 せ付られ直にお入御遊ばされける跡にて諸役人中内評議
 及べれる時稲葉美濃守殿前されけるの兩家の願ひの趣
 き上を憚らざる致し方不届といや乍ら今上意の通り御取
 潰しは上意なき旨申聞なれば必だ大事お及ぶべし夫を懼るふの非
 され共何卒事穩便お取計ひ天下太平お致したし我々御先
 代の御目録を以て斯重役を勤居れば世の變亂を取鎮るが
 天下へ對して忠節なり然るを事の起らんと知りつゝ上意
 お任せんぬ我々重役を勤むる甲斐なし因て某し存せざる
 旨も有れば先願書を差戻すの暫時見合す宜しうらんとす
 されしうべ一同此儀當然と承知なし我々共歸郷の上為と
 思案を仕つるべしと何れも退出致されけるが稲葉美濃守
 殿へ獨り下城より直にお水戸家御屋形へ參上致されける此

節光國卿の御病後追々御全快に趣ふ給ひ近々御床揚
 の御祝儀も有べき由なれど美濃守殿の老臣中山備前守
 に對面せられ酒井藤堂兩家より御谷中とも願見を願書を
 差上しより將軍家の御怒り強く是を因て云々の上意あり
 と其旨趣の大略を物語り老公にのたまはれ病後御出動
 も是なきを存じながら右の様子を申上りと推して參上仕
 つりぬ如何の者や上意の通り取計らぬ如何成變を生
 せんも又計難く此の極めて大切の儀と存じ御伺ひ申上奉
 つるなりと申されしうべ備前守承せり如何様是の大事
 の儀に以上意といや乍ら大學頭河内守の兩人の俗にお死物
 狂ひと申す御言も有り何様の儀を成んも計り難く存せら
 なり幸ひ今日御屋形に御機嫌も克在せられ只今庭など
 御見物遊ばさるれば先某しは御様子も伺ひし上貴所様
 御出の趣き披露致さんと備前守の挨拶して與御殿へと行
 にける此時光國卿の御庭の御茶屋お入せ給ひ御近習と
 四方山の御咄しなど有ける所へ備前守罷出しうべ光

國卿の御覽有て其方はへ來りし何れ急ぎの御事にて
 も有やと御尋われば中山好機會と御側近く進み只今御
 年寄稲葉美濃守殿參上あり私しへやされし御様くの
 儀なりと申上られ光國卿大いに驚らせ給ひ夫の一大事
 なり先々美濃守を是へ案内すべしと備前守へ仰あり御自
 分より御附敷の御着座有て待給ふ斯て備前守の美濃守
 殿へ斯と申通じ同道して御前へ出られ光國卿の美濃
 守殿を近く召れ先日より子少病中度々深切の尋千萬満足
 せり子も此節の大方の先常体お全快せり然るも寒氣に向
 ひ老齢の病後故用心をなし出動も致さる御在しお唯今備
 前守へ申通せし趣きの大學頭河内守兩人より不埒なる
 願書を出せしを因て將軍家の御憤怒強く嚴敷仰出され有
 由然とも上意の通り取計ひなれば其方の察しの通り此上如
 何なる大事お及んぬ知れ難し因て寛仁の御所置あらねば
 後悔むじも其詮なし其方の先歸られ子も大事の儀と存
 せらる故直様登城致すべしと仰お美濃守殿畏まり有難き旨

内守の兩人が家を捨身を捨ての願書を上意の儘に取計の如何なる大事か及ぶも計られず何ぞ静謐の仕方もあるものぞ存せしに屋杉様登城在せられんどの御儀を承まひり兎角代初めの事ゆゑ御機嫌の沙汰こそ願ひて存じしと上て美濃守殿に早速歸られける其跡もて光國卿の御意も流石年来御役儀をも勤めし者且生質直實もて仁慈の心懸ゆる美濃守末頼母しと御稱美わられ扱此度の一件の誠お等閑ならぬ大事なり急ぎ登城すべしと御用意有て御駕籠を急せ平川口より登城され俄に諸役人方追々登城なし給ひ光國卿久々の御登城故何れも御機嫌伺ひの爲御話の間に御全快の御悦を御上らるは是する内御奏者當番御側御用取次中光國卿御登城の由披露す上ける御將軍家聞し召され病後俄く御出仕なす如何成急の事やある何れ兎もあれ早速對面すべしとの上意もて御表へ出御せし御對顔遊ばされける此時光國卿上らるゝ病中の上使を以て度々御懇の御見舞を下され實御有難う申上られければ御將軍家上意も誠にお病後

久々もて御意得ず子も於ても満足せり扱此様の御即時も如何なれ共彼酒井の一條餘り我を侮りて不埒なれ御拾遺難く所置を付んと存せる所幸ひ登城有し故内談すなり其次第の酒井雅樂頭死去の後藤堂大學頭安藤右京亮酒井河内守三人の者共上使へ對し不禮を働きたれば殿重なる閉門す付置いまだ何等の沙汰もせざるお大學頭河内守兩人より打手替の訴訟書を差出し上を輕侮お致す事甚だ不埒お思ふなりと始終の御物語遊ばして此後諸大名への見せしめも藤堂酒井安藤の三家を改易す付んと存せざるなり此儀如何御所存有やと御尋問お光國卿の御返答す上ける様某しも此儀に付病後快氣の御届も仕つら推て登城仕つりしなり久々病氣に引籠り御政事向立さたらぬと内々何事も承知致し罷り在し此度の御計りの少しも承知仕まつらせ尤も是等御溜の間其外年寄中の評議おて然るべき御取計ひ有べき事と存じ奉つる然のみ御心勞お思召事おひのすと上られ扱御老中方諸役人を殘らせ御前へ召れ唯今光國卿將軍家へ言上致すを何れも方能々承知致さるべし此度の御儀の中々以て容易の事にあらせ某

し御と勘者致すお上の御威光も相立二ツの御役人の不行届も無やうに事穩便の計ひを爲んと存され御委細の儀是にて言上致すべしと有る一向平伏なし光國卿言上の旨趣如何おと知らる

○水戸光國卿御仁情の事

并御須家由來の事

斯て水戸光國卿の御役人一同列座の上にて將軍家に向ひ仰上らるゝ様上意の御旨熱々愚案を廻らしはあ一言天下の規矩となる尊き御身假初にも御憤怒を晴さんと我意お察りて何事も命じ給ふに宜しうらせ總て物事向に宿せ寛仁大度を旨と遊ばし此度の如き一條も一旦上の御憤怒りにて閉門仰付られたれば是あて上の御威光も相立諸人へも能き見せしめなり依て百日も過たる上の御許難有て雅樂頭中譯の死去なれば三家共に御仁恵を以て御代始め恐悦旁々御免仰付らるべき事と存じ奉つる凡罪ある者ありて差扣を仰付らるゝも十日前後の内をもて御免の御沙汰有べきなり又遠慮を仰付らるればとて日數廿日前後の内に御免の御沙汰有べきなり又一通りの閉門の日數

三十日前後の内重き閉門とて五十日過れば御免あるべき事なり此度の御儀の嚴重の閉門とあれ故三月にて御免の御沙汰これ有てこそ然べきお百日過ても其御沙汰これなき故彼等より打手替の願書を差上たるは是元より御咎の身も顧みせ上へ對して不届の致し方と申すなら能々勘者仕つれば敢て上を輕侮お致すと筋おも相當らる然すれば右の願ひを幸ひ寛大の御沙汰有せられ御仁徳の思召を以て御免仰付られて然るべき歟と存じ奉つるとア上ぐれば諸役人皆平伏して承まこる此時將軍家の上意に御老公の御言さるゝ處然る事なれ共差扣遠慮閉門お日限の有る事天下の定法と申すおあらせ扱其次第の御父君大猷院公の御代お下野國那須の城主那須遠江守祐道と奥州津輕の城主たる津輕越中守忠爲の兩家養子の事お付御定法を背き内々もて事調ひしが露顯に及び吟味中兩家共此度閉門仰付られ度々御評定有と雖も事落着お及び難く出入三ヶ年の閉門を仰付られたる事あり是等の事を考ふるに假令百日過たりとも何ぞ天下の定法欠たる儀と云へりらぞ殊も御老侯の御病氣と謂ひ子も亦相續の始め故諸事

不案内の事も有り尋常の仕儀ならバ年寄共評議致させ
 落着付付べしなれ共雅樂頭が勤役中の我意是輕き事に
 らせ河内大學右京等が上使へ對し不禮の段例なき曲事な
 り免み角光國全快有り出仕せらるゝを待て沙汰も及
 んと思ふ處谷中をも憚らせ打手替の願書を差出す杯
 實は是子を輕侮致す不届者なり然バ其儘に差置難き故
 評議あり及ふなり仰有れば光國卿又申されける様須
 津輕兩家發子の一件に付出入三ヶ年の閉門の此度の一
 どの大相違仕つり先三代様代初め今とい異り中
 々に天下の人氣定まらせ此時は是諸事定らんと爲の始
 めて何事も末世の事本と相成事外様柳の問語の各
 の右兩家が最初なり其上兩家共差出し高めて權現様へ
 願なし三代様の代初め迄天下の客大名など下々に
 てやとせし家柄と官殊も手始の仕置故前あて
 度々の内評定もあらせられ那須家の取置し相成
 千丸の生涯預け津輕家の國替仰付られ差出し高を
 上西國にて四方石餘の新領を下さるべき評定大方決
 せし處津輕越中守閉門中大病の由御届付上使を以て

汚しありしに相違なき趣きなれば若越中守病死致
 小跡もて名跡を傳立下さる傳仁恵の神君代の掟な
 れば是ゆゑ沙汰を相延されしなり然るも一ヶ年程の長
 病なれども越中守途全快お及びたれば其後の評定
 以前と變り傳仁恵の思召を以て大相違く仰出され尤も三
 代様上意あり那須家の鎌倉時代より普く世上お知る、舊
 家殊先祖與市高西國合戦の砌り扇の射落したる
 大功の世の三才の小兒も知る處斯様の名家を予が代取
 置さんも歎くとしく是に依て持高の内にて小領千石を與
 へ遣し家格の矢張大名格ふ付交代寄合の内お加へすべ
 し且舊領の差置彼が家の規模も成べし又津輕越中守
 の我子を發子お遣して公儀へ届べきの處其儀はなき
 則ち那須と聯合に相當れバ那須より其罪大に輕し是に
 依て其家に障りなく當座の答お上屋敷取上お相なりて
 本所三百ツの沼地を下され是を埋立て普請を致し住居致
 す様にと付是の過息の傳谷あて外への見せしめ仰せ
 付られしなり又其上お那須千丸の居屋敷の地も下され
 越中守へ仰付られ那須の屋敷の其方の手心を以て沙汰致

し遣し住居致すべし猶又内閣取置の儀も其方より
 相賄ひすべき段仰付られ津輕舊領の取上なく是迄通り
 其代りとして屋敷替仰付られ那須家をバ長々津輕へ任
 せありしは是十分の過息を仰付られたる儀なり此度の一
 件は是等の儀とも相違あり酒井家の權現様先代なる親
 氏公代より連綿相續仕つり其以後大樹寺殿(徳川廣忠
 公なり)代より三州傳代の初席あして格別傳代切の
 家柄なり然とも先代の傳目録を以て大老職お仰付られ
 し雅樂頭我意横道を働き万事依怙の取計ひ少なうらねと
 是お依て十五ヶ條の傳書を差出されしなり然るも一ヶ
 條も中譯なく自殺お及びいへは是あて萬の譯し立どす
 ものなり其子河内守父の罪通れ難く嚴重の閉門仰付られ
 りが百日にも及び免の沙汰有せらるべき處なり又
 安藤右京亮の祖父より傳取立の傳家來にて雅樂頭と内線
 も有れば旁がた其席に居合せ上使へ對し不禮の段一旦嚴
 重の閉門を仰付られいへは是あて傳免仰付らるべき筈な
 り又藤堂大學頭事の祖父和泉守高虎權現様へ傳忠節を盡
 せし格別の忠臣おして三州已來の傳代同様お思召され

大威をも下し置れ國司大名同様おはあれと傳一字の拜
 領までも仰付られたり然れば是も雅樂頭お内線是有故を
 以て河内守の名代もて上使へ日延を願ひしなり上使へ對
 し無禮を働きし段の嚴重の閉門を仰付られしあて天下の
 傳威光お立しなり是あて傳免お相ならバ宜き儀と存じ奉
 つる閉門中を顧みお上を計ひ打手替の願書を差出す不埒
 の段傳憤怒の傳道理おいへども其處の寛仁大度の傳仁政
 を施し給ひ傳慈悲を以て三家とも傳免仰付られな實
 大慶のいたりなり總ての事堪忍ならざる處をわとす
 傳堪忍おていと思ふと傳諫言お上られける程お列座の面
 々一同に光國卿の傳心中の傳仁恵の程を感じ奉つり將軍
 家おも暫時の傳言葉もなく居給ひける諸役人の心中に
 誠に天下の礎といひ水戸老公の傳事なりと思ふぬ者いな
 うりしとぞ

水戸黄門仁徳録中巻終
 明治十六年五月八日御届
 定價一冊金二十錢
 出版人 編輯人不詳
 山内文三朗
 東京々橋區三十間堀二丁目一番地



今古
実録
水戸黄門
の
怪談
下
之
巻

水戸黄門仁徳録下巻目録

○津輕家本所沼地拜領の事

并藤堂大學頭閉口の事

○將軍綱吉公水戸光國卿稻葉美濃守鎮守御給御評定の事

并堀田筑後守大老となる事

○稻葉石見守伊大老堀田筑後守を切害の事

并夏目條右衛門少事

○水戸光國卿任官御辭退の事

并光國卿水戸西山へ御退隱の事

○江戸淺草三軒町出火の事

并西山公伊仁徳の事

○水戸西山公平川口より御登城の事

并鎌倉開田來の事

○下總國八幡の敷を八幡知らせと云ふ事

并光國卿西山へ御歸りの事

○西山公鹿島の要石を堀給ふ事

并寶夢の事

○西山公伊難風を逢給ふ事

并世界の果を見給ふ事

○光國卿水戸太田西山に於て御逝去の事

并御辭世御歌の事

水戸黄門仁徳録下巻

○津輕家本所沼地拜領の事

并藤堂大學頭閉口の事

○將軍綱吉公水戸光國卿稻葉美濃守鎮守御給御評定の事

并堀田筑後守大老となる事

○稻葉石見守伊大老堀田筑後守を切害の事

并夏目條右衛門少事

○水戸光國卿任官御辭退の事

并光國卿水戸西山へ御退隱の事

○江戸淺草三軒町出火の事

并西山公伊仁徳の事

○水戸西山公平川口より御登城の事

并鎌倉開田來の事

水戸黄門仁徳録下巻

津輕家本所沼地拜領の事。藤堂大學頭閉口の事。將軍綱吉公水戸光國卿稻葉美濃守鎮守御給御評定の事。堀田筑後守大老となる事。稻葉石見守伊大老堀田筑後守を切害の事。夏目條右衛門少事。水戸光國卿任官御辭退の事。光國卿水戸西山へ御退隱の事。江戸淺草三軒町出火の事。西山公伊仁徳の事。水戸西山公平川口より御登城の事。鎌倉開田來の事。...

差出しの高八万五千石下野國那須郡那須の城主柳の間。誥那須遠江守小川町猫又橋の上屋敷を召上られ本國那須領地の内千石だけを下し置れ交代寄合お仰付られ津輕越中守の小川町上屋敷新し橋中屋敷等を召上られ本所三ツ目茅原の沼地を下し置れたり然ハ津輕家おて此沼地を二丈餘築上げる其地形の入り用をかりて金六万兩餘掛りしとぞ又那須の其方へ取續方致させよと仰付られ今石原の屋敷を三千六百坪五千兩おて買求め那須家へ引渡し事濟ける實に三年の閉門故兩家の家中一統の兩便の捨所お困りし如く如何のせんぞ案じ煩とれしお其頃神田永富町の千菜商人お三右衛門と云者あり常お津輕の屋敷へ出入をなし少しく用をも達けれ幸ひなりと是へ頼みけるに三右衛門の心得て夫より近在を馳廻り人夫凡六百人程集め一荷づゝを汲取せて荷ひ出させけれども夜中の事故思ふ様お抄取せ然ハ晝の内右の人夫を三右衛門が賄ひ置夜中おなれば前夜の通り汲取せたる其日數ハ五日程お

て漸々淡ひ終れば三右衛門又近在へ懸合て右兩便を八
 百兩を賣渡し、うへ存じ寄らせ一時大金を儲けしとぞ
 (因ふ云此三右衛門の夫より日に増て身上の都合好なり
 しが津輕家あても家中一統難儀せしを三右衛門が心能受
 合一同の難儀を救ひし事故此一件落着の上三右衛門を助
 人出入頭とせられ屋敷の用達を付られ家号を津輕屋と
 改めて湯島に住居榮しとぞ) 扱此一件の落着せし寛永
 八年の五月あて是徳川家にて外様衆の移谷初めなり此事
 は此度の儀と云泥の相違なりと光國卿仰せ上られ只々
 移仁慈を願ひ奉つると上られければ此時將軍家にハ
 残念の汚顔色あて入せられしが願て上意を老功なる光國
 卿の仰せを破るも如何なれば存念を任すべし宜敷取
 計ひ有べしと仰有れば光國卿殊の外の汚喜悅にて何れも
 も移代初めの事なれば兎角寛大の汚沙汰有て移仁徳を施
 するべしと仰せ上られ移老中方始め諸役人へも一應汚内
 評定の上三家の落着を仰出されたりし是を依て酒井河

内守へ上使として大目付近藤備前守に目付駒木根長
 三郎を汚差添へなされ大塚の屋敷へ遣こさる其汚書付の
 概略の酒井河内守へ其方父雅樂頭先將軍家の目録を以
 て大老職を仰せ付させらる、處二十餘年の勤役中諸事我
 意を以て依怙の沙汰のみ取計ひ目録を差ひ天下の汚定
 法を相破り刺さへ前將軍家汚病氣汚大切の砌り一人の取
 計ひとして万端押隠す條年來内々の企ても是有故めて其
 節に本望を達せんと相計る、偏に謀叛の心懸に相當り其
 罪中々輕くらす是を因て十五ヶ條の汚袖書を以て糾明致
 しし處右の汚譯一ヶ條も是なく閉門中急病あて相果し由
 且其砌り返答書請取の上使へ對し其方并ふ藤堂大學頭安
 藤右京亮三人日延願の儀に付不禮の振舞これ有段其罪最
 も輕くらす因て家汚取潰し汚改易仰付らる、者なり延寶
 八年十一月右の通りの汚書付を以て仰渡されければ酒井
 河内守の縁てより覺悟の事なれば上使に向ひ謹んで汚請
 書を撰み父雅樂頭年來の不屈を付閉門仰付られ、處急病

にて相果し折上使へ對し私儀不禮の所意あ及びし段汚各
 として汚改易仰付られ儀謹んで畏まり奉つりいど汚請
 せしうへ上使近藤備前守并駒木根長三郎座を改め河内
 守を打向ひ是ハ表向汚改易と譯あり有ねと我々共々内々
 の汚心得違ふやなり當家汚取潰し仰渡されいども先當分
 の何事なく神妙な當屋敷に汚謹み是在れよ近日の内何様
 うの汚沙汰も有べく其節の又我々より内々に汚知せや
 事有べしとやされければ河内守も如何の儀くの存せねど
 も汚兩所より内々あて汚知らせ下さるとの儀添ひけなく
 存じ奉まつる仰の旨趣委細承知仕つりぬとやされければ
 上使の直機座を立歸られける斯て同く霜月三日近藤備
 前守駒木根長三郎兩人より内々の知れせ有其日晝過る頃
 上使を以て明四日河内守を召出され其日汚前の上意に
 其方若年といや下ら父雅樂頭と事變り忠節の志さし厚く
 上聞み達し神妙な思し召され因て上州鹿橋にて前持高の
 通り其儘下し置く、段仰渡され有ければ翌五日汚禮をす

上し其節大手先角上屋敷も以前の通り下し置く、由仰
 渡され程なく是へ引移られ家中一同の歡び何あ當んく
 たもなく万々歳を祝しける同く十一月三日の藤堂大學
 頭へ上使として彦坂登賊守目付能勢宗十郎参向ありけ
 るに大學頭汚迎み罷り出廣向へ汚案内すされければ上使
 の上段へ汚通り有て上意の旨趣汚書附を以て讀上らる其
 文言の概略、其方儀酒井雅樂頭と内縁これ有然るも雅樂
 頭儀先將軍家の目録に差ひ二十餘年來天下の政道に我
 意のみ相働き刺さへ前將軍家汚病氣の砌り諸役人へ一
 向沙汰もなく汚大切を押し隠し天下を汚領せんと企て以段
 重々不屈を付役儀召放し嚴敷閉門仰付られ汚袖書十五ヶ
 條を以て汚亂明仰付らる、の所一ヶ條も返答これなく急
 病あて死去なせし折線者故其方と安藤右京亮兩人雅樂
 頭河内守の差添右の返答書日延願の事付上使へ對
 し不禮これ有故先達て嚴重の閉門仰付られ鹿度汚所置も
 是あるべきの所其方祖父和泉守高虎權現様へ對し奉まつ

り年来伊忠節上儀を思召され一等輕く閉門伊免仰付
 らるゝものなり延寶八年十一月是より依て有難き趣旨伊請
 まれ有翌日ハ伊禮として登城あり且伊老中廻り相濟て小
 石川の伊屋形へ伊禮として参られければ伊取次の者を以
 て暫時伊加あるべしとの伊沙汰ハ大學頭も氣味悪く加居
 られる程お頼て水戸黄門光國卿の伊前へ召出されければ
 ハ大學頭何となく手持無沙汰にて扣られたり其時光國
 卿の仰せに其方此度上へ對し奉つり不敬の次第も是有
 嚴敷閉門仰付られし處又格別の思召を以て閉門伊免仰付
 られたり此段有難く存じらるべし予に於ても満足に存す
 るなり夫に付て能折柄故尋ねずべし其方祖父和泉守高虎
 事ハ權現様へ召出され格別の伊取立に預り當時其方至
 る迄世々重んぜられ世榮も神祖の伊蔭お依ものり其方ハ
 祖父ハ履歷をバ委細存じ居るなるべし其處めて一ムヤベ
 しとの仰なれども大學頭ハ平伏致され一向お伊返答なけ
 れバ光國卿に其方返答なきの委細知らぬと覺えたり然

らバ大器子ケ語らん其方祖父高虎ハ三州牛久保の鏑鍛治
 みて源介トナ者の愷源之介トナ者なり五歳の時父源介ハ
 病死なし母ハ江州佐和山領中原村の百姓與右衛門トナ者
 の妹にて父病死の後母方に在て養育請しガ中原堤の地藏
 堂の土臺損せし事有其折源之助ハ十一歳傾く堂の柱を上
 諸手に餘る大石を一人で据て礎を致せしを見て磯野丹
 波守願見の折召出し姉川合戦の其砌り苗字を藤の堂と名
 付しハ其辻堂を藤の堂トナせし故是も其方祖父の高虎
 ガ名付し所ト聞及ハ姉川合戦過ぎて後三百石を領せしガ
 磯野丹波守信長へ降参致せし節信長ハ其方祖父を賞ひ
 請け始めて足輕五十人の頭トナして五百石其後段々取立ら
 れ五千石と相成しガ信長本能寺あて伊落命の後太閤秀吉
 に従ひて山崎合戦の勳功ト因一万石に加増有て伊舍弟小
 一郎秀長の附家老トナりたるなり後朝鮮征伐の時播
 州龍野あて八万石然るに慶長三年八月秀吉公伊他界あ
 付て朝鮮國ハ在陣ナす日本勢十八万餘人他國の土と成さ

る様子揚度と我神祖甚だ伊心と痛給ひて此引揚の大將ハ
 器量の有る者ならでハ成難しと思召され種々お心を巡し
 給ひ諸大名の其中にも藤堂佐渡守高虎こそハその器量有
 べき者と思召し伊目録を以て引揚仰付られしハ高虎謹ん
 で伊請ハ二千餘りの人数を召具し早速朝鮮國へ渡海なし
 總人數引揚の伊下知を傳へしガ扱こそ伊目録お違とせし
 て唯壹ハも損せせして同年十一月下旬に至り日本へ歸國
 せり神祖も伊目録に鑑ひしことを深く感賞遊ばされ右の
 伊恩賞ハ七万石伊加増を成下され都合十五万石お相成し
 其高恩を高虎も有難く存せしハ彌々無二の伊忠節を盡
 して慶長五年の秋關ヶ原合戦に別して大功を立伊忠節を
 盡せし故を以て伊勢國阿野の津にて二十三万石を下し置
 れ是より猶又ハ秘藏遊心され伊譜代並に仰付られ慶長十
 五年大坂冬伊陣ハ神祖の伊先陣を命せられ翌元和元年
 夏伊陣ハ河内路の伊先陣を相勤無二の伊忠節を感じ思
 召天下泰平の後勢州阿野の津伊質の上野あて三十七万

石餘を下し置れ其方叔父左近將監ハハ分地として伊勢國
 みて五万石餘を下され其方家の格式ハ國守大名同様にて
 大廣間詰と仰付られ官位ハ少將に任せられ其方迄ハ三代
 の伊高恩を蒙りながら今度の閉門日限重なれば伊免の
 伊沙汰是なき内藤兼閉門中をも顧みせ密に邸を忍出内々
 河内と會合なし天下へ對し奉つり不軌を企て上州高崎の
 城へ籠城致さんなどとい不法とや言ん不埒とや言ん祖父
 高虎の千辛万苦を無み致すのみならず第一我祖神君より
 代々請し伊高恩をも忘却なし大切なる其家國を失はんと
 ハ公儀へ對して不忠の至り祖父へ對して不孝の段末世ハ
 惡名を流す事沙汰の限トナすもの最早此方も四十餘り智
 恵も分別も有べき筈然るハ此度の閉門も莫大の伊仁恵を
 以て何となく伊免を仰付らるゝ儀伊高恩の上の伊慈悲な
 り是を感じ奉つり有難く存じなば不了簡を恥入て能分別
 を致し見られよと仰ハ大學頭殿ハ惣身に冷汗を流して赤
 面致され只々恐れ入ると計りあて顔を上兼伊暇も忽々ナ

上直に立歸られける是より隠居願ひ有て子息左近將監へ
伊家督をこそ譲られける是を則ち藤堂家四代の大守和泉
守高吉とすされたり

將軍綱吉公水戸光國卿稻葉美濃守鉄輪御評定の事

并堀田筑後守大老となる事

扱も安藤右京亮の酒井家藤堂家との事替り伊老中伊用番
戸田山城守殿伊役宅へ召出され老若智松平支書頭殿大目
付横田備中守殿十人目付高野甚三郎伊徒伊小入兩目付其
外掛りの伊役人列座みて山城守殿伊書付を以て仰渡さる
其文旨の概略は安藤右京亮へ其方儀父對馬守家督其儘下
し置れ上州高崎の城主お差置れ所酒井雅樂頭と内縁こ
れ有る付先達て雅樂頭伊役の内死去致しし嗣り藤堂大學
頭と共に上使へ對し奉つり不禮の所行及びしゆえ乾度
閉門仰付られし處日限重り由めて酒井河内守宅へ罷り
越大學頭河内守へ内殿の節公儀へ對し不軌の企て致さん
杯と申出し上州高崎の城へ籠城致すべき旨趣兩人へ勅し

付置し今以て其器量の者を待さると覺たり然るお堀田
筑後守の才智も傑し者なれば彼を取立重役を付んと存
せるが此儀如何有んや光國の思召も是有べくと存するな
り如何計ひやべくと伊老ね有ければ光國卿のやゝ愛時
伊勘考の体なりしが伊老仰上らるゝ機成程上意伊道理お
存すれとも拙者も愚者なり此伊役儀の大切なる上り將軍
の伊側近く下り眞民の刑罰も取扱ひ諸役人の上に立万事
心の儘なる故才氣計りめて成難し仁義を旨も忠信を主
とする者も非されバ兎角權威を弄とび我意に驕り竟り又
雅樂頭が如き非分の望みを起す者なるとも言難し我人共
ふ初めの程の如して邪道なる心持のなき者なるとも次第
くど權威の隆盛なるお從ひ我意の振舞の出るなり前車
の覆へるを見て後車の戒めど雅樂頭が能手本然し堀田
筑後守の其身能仁政を施して慈悲の心なきも有ね上
の思召お叶ひしならん然下り下世話お通り容易お心の
許されぬ人の上なれば如何に將軍家の伊心お叶ひし者

由重々不届至極お思召はお依て嚴敷伊仕置の上家をも伊
取潰し仰付らるべき處祖父空之助權現様へ伊忠節上遠
州味方ヶ原にて忠死を遂其後父對馬守相變を數年來伊忠
節を申上し事思し召出され旁々伊仁慈を以て一等輕く八
万石の高の内三万石召上られ高崎の城を召上られ奥州岩
城平の城へ所替仰せ付らるものなり延寶八年十一月と仰
渡され且又大名小路の上屋敷伊取上りて音羽町中屋敷住
居と仰渡されければ右京亮殿恐れ入りて伊請申上られて
即日所替萬端共お相濟たるが是も隠居願ひを差出され家
督の安藤内藏介へ相續を願われぬ是を安藤四代目の對馬
守とい此人なり斯て天下の大老職其跡役へ誰とせんと
日毎に伊内評定有ければ一向誰と事一決致さる有り
けるが其頃の伊老中堀田筑後守殿の万事發明なる人にて
天下の政事お私しなく一器置有れしりバ彼を大老職に爲
れんどの思召にて或時水戸光國卿伊出仕の節將軍家より
上意お申出て大老職の儀お付て年寄共へ十分の評議を申

とて此大役を迂闊お仰付られなれば後日天下の憂いひとなら
んも置り難く是お因て某し少々存し寄も是あるお付此席
へ呼出し申すべき者伊座に其者宜敷とすなバ君の思召の通
りに仕つりやべく是を俗お鉄輪評定とすなりとすされ早
速光國卿伊差圖ありて伊老中稻葉美濃守殿を伊前へ召れ
光國卿の仰お其方を是へ召出せしり天下要用の伊内評
定を遊ばされん爲なり其次第の只今上意お雅樂頭が跡役
の儀を此程より度々評定有と雖も未だ誰人とい事決定
せきはお依て上の伊目鏡もあらせられ堀田筑後守へ仰付
られんどの思召なり此儀の如何有べきや其方事り天下の
政務私しなく取計へバ今呼出し伊前に於て鉄輪の伊内評
定お及ぶなり其方も存し寄是有バ夫て申すべしと仰出され
れしりバ美濃守殿も其暫く伊勘考有て申上らる機成程伊
意の通りにて實に要用の伊評定なり私し愚案お存せるの
今兩三年大老役のなくて此儘お差置るゝとも苦うるまじ
と存し奉つり其趣意の先役酒井雅樂頭伊役を蒙りしり

伊先代の伊目鏡も又筑後守を伊目鏡とすは
 世上の聞えも如何斯様の事の下々の善悪なき口悪評を
 ナものふい得バ暫時伊目鏡に置れ其内彼が心底も能く計り
 其上めて宜うらんと存じ奉つりいどナ上られしうバ光國
 卿も確と伊手を拍給ひ誠美濃守の老功の者なり我も左
 様も存せると仰有て此段を將軍家へ言上有れば上も其
 意も任せられ先當分の伊大老の伊役なくて遇にける斯て
 年月押移り延寶九年お改元有て天和元年と相なりける此
 時將軍家より仰出されにて諸役人伊評定の上伊大老の伊
 役へ急々堀田筑後守へ仰付られたり是も因て上州安中三
 万五千石に七万石の伊加増あり都合十萬五千石もて天下
 の大老職も威勢日お日お隆盛おして屋敷の門前常お
 馬駕籠の絶間なく目覺敷迄お賑ひし夕誠お光國卿の仰の
 通り前車の覆へるを見て後車の戒めと其當座の筑後守殿
 も私しなくて伊勤有りし夕人間の怨の涯りなきものもて
 富で隔らぬ聖旨の守るお難き事おや有けん日に増我意の

邊を夜お入れお通る者おへなくなりける世の暗さに怖き
 物見たしと云る如く好事の者大勢がうち連立て其邊へ行
 て様子を窺へバ夜も丑三の頃と覺しく蓋吹く風おあらず
 して伊船藏の方お當り何處ともなく伊豆へ行くくと云
 慶の正しく聞えたりけれバ扱ひ虚言おていなしと身の毛
 彌立て逃歸り夫より夫と云囉す此事江戸中お聞傳へ不
 思議の事なりとや合り是ど則ち筑後守がや付て彼吉右
 衛門が爲所業なり餘りお評判強き故即奉行より伊達しに
 相成しうバ早速に伊老中始め諸役人伊評定有て此由を將
 軍家へ上聞お達せられける時堀田筑後守お上られける
 の是の誠お珍事なり然とて伊府内の事なれば其儘に捨
 置れ元來安宅丸の伊船の天下の無用物なれば此度を能
 幸ひお取崩し仰付らるべし殊も伊船お是る金銀上へ伊
 取上遊ばさるべし勿論伊取崩しの節お筑後守立會おべし
 と是もて伊評定も一決し彌々安宅丸伊取崩の旨お仰せ出さ
 れ伊掛りの向井將監へ仰付られけるお筑後守殿伊立會有

振舞有しり實お是非なき次第なり爰お先年伊當地へ伊取
 寄せお相成し伊豆の安宅丸と云船有其製造の結構善美を
 盡し飾りお皆金銀を鑲め若此舟を取崩さバ凡九万兩程
 伊益の有んと人々是に心を付種々工夫なしけるが筑後守
 殿も勘者有一の工風を案出し豫て出入の者なりけん兩國
 邊に住居なす船頭吉右衛門と云者を密に招ぎ内々お何
 やらお付られし夕是に至て穩密なる事ゆゑ誰知る者もあ
 らざりしといへ程經て此事の露顯したるの天命なりと
 人々後に噂なしぬ此吉右衛門と云者の元來上州の生れに
 て幼き頃より水練お妙を得或年堀田侯在國の時城の外構
 への堀浚ひお此吉右衛門水練の妙を顯し人々の目を驚う
 し、事ありし夕其後都合おて江戸へ出兩國邊に居たりし
 とぞ夫の扱置爰も又此頃江戸の市中おて奇怪の説の發し
 を夫の如何と尋ねれば雜言ふとなく夜お入と大川橋より
 伊船藏前のおたりおて伊豆へ行くくと云慶の頻に聞えると
 いふ程お次第お其事の評判高くなりけるもぞ後此

ける夕是の其金銀を押領せんとおエみにて此時も夥多敷
 押領有し由なる夕表向の伊上の伊益とナ立ける故敢て不
 審人もなく又此節に京都なる大佛を破却なし其銅金おて
 錢を鑄させしも筑後守が計ひおて是も餘程の金銀を押領
 有し趣きなり其時江戸芝浦へ錢を鑄るべき役所を携へ新
 錢座とぞ言ける夕今所の名お残りぬ斯る事とも有と雖
 も表向の忠節を飾りて見する偽仁義お念々諸人尊敬を權
 威を天下お震おこれける實に譬お云如く滿れば欠るの道
 理にて物隆盛なれば必お衰しお衰ふる事なしとせせと志意
 有人々お疎ましき事に思ひける斯て堀田筑後守の世の有
 權を熟々勘考心の中お思ふ様先大老なる雅樂頭其身の
 權威北條の如くお家の後業を思ひ立隠謀を企てし夕事成
 定して切腹に及ひし餘り大業の思ひ立我の只何時迄も
 重役を勤し上何卒一子を將軍家へ差上伊世繼と爲ならバ
 中々雅樂頭が如き隠謀も成べうらとせ是より將軍家へ
 伊學文を勤め參らせ假初も伊召使ひの女中などに伊

手の付事有るならば我望の成就せしと日々浮世文をのみ勤め奉つるふ元より浮好の道なれば明暮浮世文のみ浮心に移し給へば中々女中なせへ遊戯の事もなく後々の浮病氣も出んうと人々浮囃なす程なり是皆筑後守が表の浮忠節と見せうけて内心己れが子を以て將軍家の浮世繼ど爲ん工みど知られける然る陽に仁義を飾り下を憐れひ事なれば斯隠謀の有ぞとい一向心付人なりけり然る先達て安宅丸浮取崩しの後若年寄稻葉石見守殿本所三ツ目を通られし浮供先へ狼藉なす者の有ければ浮供の面々縛めて浮屋敷迄連來り段々此者糺ゆせしに此者元來酒乱なれば夕方に至り酒の酔少しく醒て大さき驚き扱々天命と云者の世怖しきものぞある我安宅丸の浮船の似せ聲を遣ひし故其船の浮取崩しになりたるが人の知らせと思ひしお斯召捕と相成し誠にて天命の成す處と我を忘れてやけるおぞ人々の打驚きて嚴重に罰べらるゝ此者の彼船頭の吉右衛門といふ者なれば此旨早速石見守殿へ

を窺れしお容易ならざる大望の企て有事明白なれば石見守殿の勘者有是誠お天下の大事なり然りと雖も此事上聞ふ達しなば忽ち堀田家の滅亡お及び天下の騒動お成んも計り難し然ながら捨置難き事となり殊お先役酒井雅樂頭が事いまだ世上お噂も絶ぬお又お大老職お斯様なる隠謀有しなどいふ世間に取沙汰有る時の餘り天下の役人お不取締の様おて外の聞えも宜しうらさ殊更外様の大名などへ聞ゆる時へ我々取計らひの行届りさると指をさへれんも口惜き次第なり斯る上へ此事を本家美濃守へ密々お相達し其上お堀田筑後守を只一刀お打果し天下の禍災を除くべし是先祖よりの浮高恩を報せるの時至りしなり天下の爲お一命を捧奉つるは忠臣の爲所なり日頃認め置たる筑後守が行状記を水戸光國卿へ差上るべし此事私しの宿意を以て爲に非ざる事明白たるべし然なりくと思案を極められ急お本家稻葉美濃守殿方へ参られ浮對面の上にて堀田筑後守儀内々にて企て有事又船頭吉

や上れば直様浮前へ召出され種々浮尋問有ければ吉右衛門も今更に遁れぬ所と觀念なし堀田筑後守殿より浮頼にて斯様くになせとの事故浮頼の通り致したる浮褒美として江戸中の船宿頭を仰付られ全く公儀を詐欺し科が此身に報ひ來しとや上れば石見守殿委細具お聞給ひ先此者を假牢へ入置べしと付られ夫より此事浮仲間へ一向浮沙汰に及れせ只何と無筑後守の行跡をのみ餘所乍ら氣を付られて居られしお數日の後お一書を綴れ堀田筑後守行状記と号け是を光國卿へ密お差上られしとぞ是の後話し成共石見守殿の心中の實感走べき事なりけり

○稻葉石見守殿大老堀田筑後守を切害の事

井夏目餘右衛門の事

去程お若年寄稻葉石見守殿の浮大老堀田筑後守が隠事の次第を密に手術を以て聞出されしお實お禍災の下うら發ると彼吉右衛門が口より露顯るゝこそ是非もなき因て石見守殿の腹心の家來を以て筑後守方へ間者を入段々機子右衛門が白狀の趣お始め終りを具お浮物語り有ければ美濃守殿も是を聞然有べき事なるべし此故にこそ某し再三お大老職の儀お暫く明置れ然るべしと言上せしなり斯の如き企て有て又お雅樂頭が如き事有てへ重役を勤むる我々共の不取締りとするの殊お將軍家の浮目録違ひと相成て餘りお浮政道相立ざる様お聞え雅樂頭の噂いまだ世上に止ざる内又お斯様の儀有て何共お構なれば此上へ密々水戸光國卿へ此由を言上て何れ共事穩便の計ひ方これ有べしとやされければ石見守殿に天下の爲お一命を捧ぐるは忠臣の常おして少しも惜ひに足ざるなり此様なる時おこそ臣たるの道を盡し年來の浮高恩を報じ奉つる爲家國お替て筑後守を只一刀お打果し國家禍災の根を絶べしと決心仕つれど夫共他お宜浮思案も浮座らば承まこり度と思ひ込だる氣色おてやされければ美濃守殿も目を閉られ雲時浮思案の体なりしお長有て石見守殿もやされたり實お戰場にて一命を君お捧討死なす子孫の



聲を懸筑後守殿免れ天下の爲の一命を賜りしへど
 云横左の肩先切先深く助へ懸て一刀お切下られ何うの以
 て堪るべき元より深手の事なれば筑後守殿の二言と云す
 息絶たり是を見るより目付侍目付侍小人目付其外の
 諸役人方大お驚き石見守殿中なりと云横手お手お脇差
 抜打お切懸たれと石見守殿の少しも手向ひ致され其儘
 大勢お切殺され給の如くお成て果られたるハ無慈悲なり尤
 も此時石見守殿自分と小指を喰切りしハ深き所存有ての
 事なりと後に人々やあへり此騒動に大小名の夫々前へ
 相結られ早速此旨上聞お達しけるお此時水戸光國卿に
 將軍家へ何事う内談の事有て未だ前前居玉ひしが
 將軍家も此事を聞き召れ大お驚かせ玉ひ如何致したる事
 やと尋問に光國卿の仰せの通り石見守の當家へ對して
 忠臣なり是筑後守が心中に深き企て是有故石見守の家國
 お替て天下へ忠節を上げしと覺たり然し乍ら殿中おて
 刃傷お及びし事なれば石見守が家國の改易たるべしと

水戸黄門仁徳録

築を思へばなり其の成易き事なれども治世ふ天下の禍災
 と除りんとするの難き事なり假令成得たりとも我家國の
 保難く是爲難き事なるを能も心を決せられたり適れ其心
 を以て侍役儀を勤めんならば政道お私しく上を尊み下
 を憐れ心も深くるべし惜き壯士を殺す事よと歎りしが
 向石見守殿お打向ひ實に天下の忠臣なりとやされければ
 石見守殿の只私しの宿意なりと世の人口おやされんも殘
 念に存せる故斯様にや上るなりと言れし儘暫時美濃守殿
 の涙を締め涙を浮められ實に是が今生の侍殿を以てい
 とやされければ美濃守殿も唯一言の詞なく是只天下の侍
 爲のみとやされて坐泪にくれ給ひぬ石見守殿も諸供お涙
 おくれて居られしが斯てい果しと心を勵し侍殿を告立歸
 らる時天和元年十二月十五日と相なれば式日の侍禮と
 して諸大名登城有此日堀田筑後守殿も侍禮相濟松の間よ
 り侍次へ立出玉ふ所へ跪て覺悟の稻葉石見守殿我長袴の
 裾を踏切家お傳くる正宗一尺二寸の小刀を抜より早く

仰上らる、此時小石川屋形より老臣中山備中守急登
 城おて稻葉石見守より堀田筑後守が行狀記と云書を差越
 急き侍披露の事故取ものも取取お持参仕つりいどや上
 れハ光國卿の早速侍取寄遊ばされ將軍家の侍前お於て
 侍覽有る筑後守が隠謀の事を委細に記したり爰お於て將
 軍家を始めとし奉つり石見守が忠心を深く侍感じ遊さる
 へと雖も殿中に於て刃傷お及びし事故詮方なく石見守改
 易を仰付けられ後お至り少祿を玉とりて稻葉主水とやせし
 へ此石見守殿の家系なり抑斯る騒動の有しなれば下馬先
 の云お及びせ上を下へと混雜なす因て目付駒木根長三
 郎下馬先へ出られて大音に堀田筑後守稻葉石見守兩人刃
 傷に及びしが双方共お相討おて果られたりとやされけれ
 ば是にて一先騒動の鎮まりたり因て早速堀田筑後守家來
 鳥居金右衛門罷り出死骸を請取歸ける又稻葉家へも其旨
 仰渡されければ早速稻葉石見守家來夏目條右衛門(家老
 千二百石)石見守が死骸請取として罷り出條右衛門死骸

を改め後人に向ひ石見守儀兼々筑後守儀事内々の
傍企てもこれ有由推察仕つり家國お替て天下の禍災を除
うん所存なり然るも此れ此骸驚と見分仕つる處全たく相討
ど相見えずは是の外も傍手傳ひの傍方有て石見守を
切害ふ及べれしと相見えぬ其次第の石見守儀生れ立より
不具にては是なくは然るも如何様相改めはても左の手の
小指一本不足仕まつり居以定て傍手傳ひの方此儀傍存
じみてはいん石見守が五脉相糊ひやさき内死骸引取が
たく石見守を切害ふ及べれは傍方に傍目に懸り此旨を承
まより度存と奉つると少しも傍す三日の間死骸の側らふ
付添て食事もなで扣たり光國卿の此事を聞し召され
石見守の遺れ能家來を持れたりと甚だ傍稱美遊ばされ石
見守を切害に及びし傍旗本十三人獲らば傍改易仰せ付ら
れ愛ふ於て夏目條右衛門死骸を引取歸りしとなり石見守
傍改易の後本家へ歸り高五百石あて代々客分と相成し
條右衛門水右衛門折右衛門とて其家今も稻葉侯の傍家に

傍供の面々恐れ入有難く存じ奉つる我々共其心を以
て万事相勤めやべしと傍請や上げるが夫より直に小石川
の傍屋形へ傍歸館相成ける斯て石見守の本家なれば傍老
中稻葉美濃守殿も早速退出致され差扣へ遺慮致されたり
古昔より天下の爲に一命を捨動亂を鎮し者許多有れ共此
石見守殿の如き忠臣は多く得難く實に惜むべき名臣なり
と人々譽て稱美なしぬ然るも東照宮よりの傍淀の通り殿
中あて刃傷に及びし事故其家傍取置しと相成て知行召上
られけるが其知行の直本家の稻葉美濃守殿へ下し置れし
も因て美濃守殿の知行合せて十萬四千石餘相州小田原の
城主たりし代々を重て其後に山城流の城主となられぬ
扱も稻葉美濃守殿の何等の傍名もなく元より忠信の爲す
所なれば早速遺慮傍免あり以前の通り傍老中を仰付られ
相變らば傍勤めの上彌々以て天下の傍政事お私しなく其
頃評判の傍老中にて將軍家を始め水戸光國卿も別して美
濃守殿を重んじ玉ひけるとなん

残りありとや誠ふ石見守殿切れ乍らも我指を喰切玉ひ
其家來まは是を知り傍旗本十三人傍改易に相なり目前の
仇を居乍ら報ひしに適れ武士の鏡なりと其忠勇を感じけ
る此節も稻光國卿に將軍家を種々傍内談遊ばされ万端
の傍取計ひ向の傍指圖有て遅く傍下城ふ及べれし傍退
出の傍途中あて傍供頭を近く召れ稻葉石見守方へ立寄る
べしと仰あり直も同家へ赴き玉ひ直與方へ傍逢なされ最
懇節お傍悔みを仰せられ傍歸り遊ばしける時傍供頭す
上げるの定めて堀田筑後守へ傍立寄る相成べくやと伺
がひけれは光國卿の否々堀田への寄る及べ見よ彼
大老職の皆人權威ふ懼れ常に阿り陥らふ輩アノ那如く
悔の者群集致すなり又石見守方への此ごとく一向も誰一
人間音信る者もなし是の浮世の人心實に淺ましきものぞ
うし其方違の上あも有事人の落目を問訪するは是人情
の常と心得何事お寄せ此道理を辨へ是非の分別なして物
事總て取計ひは我身に禍災な物なりと懇々仰せ有けれ

○水戸光國卿傍任官傍辭退の事

井光國卿水戸西山へ傍退隱の事

時お天和二年と相なりけるが今年の水戸光國卿傍六
十一歳お成せたまふ然るも正月下旬の事なるが光國卿傍
登城わられし處將軍家お光國卿の傍登城を傍待請有て
傍酒宴遊ばされ其將軍家仰せ出さる機最早貴老お當
年の六十一歳おなられ只今迄永々の間天下の傍政務に必
有れし中お別して昨年の老牀の傍厭ひもなく配慮有し
お依天下お變動なく泰平お治る事貴老の力を盡されし仁
徳お寄處なり殊に予が將軍の職を繼ぎ天下の傍政事を執行
ふも皆貴老の傍計ひお因てなり何卒右の返禮申進せ度と
存し乍ら外に心付も之なき故止二位大納言お昇進有様朝
廷へ奏聞すべしとの上意有れは光國卿お傍顔色を變じ
たまひ上意有難くはへども私し家お東照神君傍遺狀おて
副將軍と傍定め置れし事故天下の傍政務の儲に付ては神祖
へ傍奉公を心得又副將軍の事なれば尾張紀州の兩家と

違ひ先般の如く將軍家に伊織子これなき其時私し家より伊相續叶へ其替りに將軍家伊相續の儀ハ尾張紀伊伊連枝方の内何れへ成とも私し家より伊指圖ナク神君よりの伊庭めて今度君へ將軍職伊相續の儀を取計ひいも是私しの依怙ならず只々願道を以て神祖より少しも伊血脈近き方を立登らするが伊庭なり然るを只今の上意ひ恐れ乍ら東照神君の詔を伊破り遊ばされい儀と歎けりしく存し奉つる其次第の私し家ハ伊末子にて尾張紀伊の兩家より領地までも減せられ位官も卑く從三位の中納言を限りとなす伊庭ふして其替り上の征夷大將軍私し家の副將軍尾張紀伊の兩家も及ばざる所なり然るを上の伊吹臺を以て正二位大納言伊昇進なす光國が身ハ此上なく有難き事ながら夫ふて神君の定めたまひし伊遺狀に背くの罪を如何せん神慮の程も恐ろしく又上も神君の伊遺狀を伊破り遊ばされ私しへの任官の伊奏聞ハ神祖の伊神慮も返り見給ひぬ事ふして早將軍となり給へハ伊

先規の伊庭をも破り給ふ伊我儘とすもの歎兎角神祖よりの伊庭例を伊大切伊用ひあらせらるゝが太平の伊基と存し奉つる以來新法を思召の儘伊立遊ばす儀ハ決して伊無用伊存し奉つる夫ふ付て願ひとすハ私し事も年々お老衰仕つれば何卒退隱伊せ付られ在所表へ引籠り度是年來の望お是有以後世菩提の爲佛道ハ歸依致し他念なく來世の事を願ひ度私し領地の中に太田西山とす處ハ入部の時お見立置兼て心に願ひし彼處ハ適れ閑靜の地にして閑居仕つるお最究竟の處なり心の儘に道場を取立是に引籠天然の終りを相待つべく老少不定とす乍ら私し年の最早耳順も越へハ何卒退隱の儀願ひ度又人欲の常として假令神祖の伊庭おハ致くと雖も人臣の高官お昇り度然ある時お右の伊庭の規模として又兩三年の其間勤仕致しすさぞ官位昇進伊せ付られし禮儀相立すさるなり兎角なす内老年故體にも病死致さんも知れ老ての望も空敷なれば死後の残念是に過ぎ扱此上ハ早々お表

向より退隱の願ひ差上奉つるべし恐れ乍ら是今生の伊目見之納ども相成へも歎何卒天下伊政務の儀ハ相成べく又新法を省きて神祖伊庭の伊例を伊守り遊ばされなハ爾々天下泰平ふて國土安穩おいべしと仰上られ料紙硯を乞給ひ一首の伊和歌を伊認め遊ばされ上へさしわけ終る伊暇を告られて伊退出みぞ及ばれける其時の伊歌ハ

位山登りてつらさ老の坂麓の里ぞ住よりりける

是より直お伊橋子へ伊代を譲られ給ひける是水戸家三代目の大主めて從三位中納言公條卿とす奉つる是ハ光國卿十三歳の伊時仰有し通り松平謙政守殿よりの伊猶子にて光國卿ハ伊退隱の後西山公と稱し奉つる愛お於て伊願の通り水戸太田西山へ伊隱居所を營み給ひ漸々二年程懸りて出来なしぬ尤も道法ハ水戸伊城下より北の方太田迄五里にして太田より西へ八町是を西山と云此太田お西町東町肴町と云町あり西町の奥州白川へ出る中通り東町の奥州岩城へ出る濱通りなり肴町の奥州中村より相馬へ出る

海邊なり此海道を西山より一目に見下す伊丁夫なり是お續て學寮を建給ひ其頃豐田とす處お日蓮宗の西光山法相寺と云梵刹の住持ハ日正上人とて名高き名僧なりければ是を深く伊信仰ふて他事なく後世を願ひ給ひけり然るお伊退隱所物体の伊普請大畧出來しける此伊入用金六万兩程なれども少々金子の不足せし故西山公の仰せお暫時普請を休むべしと其儘お有けるが然るに奥州仙代の城主なりける松平陸奥守殿伊馬飼料場下總國龍ヶ崎より年貢金として銀子十二貫目づ十五行季を馬五駄に附率領三人附添て仙臺と云給符を立通りけるを西山公通お伊覽遊ばされ伊近習松平主膳を召ておの馬を獲らせ是へ引おの仰せお主膳おとつと畏まり駈付て西山公より伊用なり其馬はへ引やべしとすられけれ共率領共一向お合點せお是ハ仙臺陸奥守領分下總龍ヶ崎よりの年貢金なり何も胡亂なる者おと嘲り是なくとす越れば松平主膳ハ耳にも懸る西山公よりの伊石を達て其方伊逆ハ一命おも關りす

べしと感しけれ共中々々幸領一同承引せき因て主膳の
此段をす上げれば西山公の仰ふは是の幸領の者の中處道
理なる事なり左様なくして幸領の役目の務度と相成なり
此方より委細の様子を待心なす様中聞ん其者はへと仰あ
りて伊直に幸領ふ向せ給ひ其方共の今日の事の不思議お
思ふべし豫て陸奥守よりも予が方へす越たる事もあり夫
お此度予が退隱所の作事お取掛居る所金子少々不足にて
昨今作事も見合たり豫ての約速もある事故陸奥守へ助力
の儀を頼まんと思ふ處へ年貢の銀子幸ひ今日見掛し儘此
方へ請取置陸奥守への念の爲請取を認め遣とすべしと伊
親箱を召寄られ伊直にさらりと認め給ふ其伊直の其
許豫て助力の事す越れ是有し處今度西山普請金少々不足
を生せし折幸ひ其許領地なる龍ヶ崎より差送る銀子十五
行季止請取置以念の爲予入畢天和三年二月廿七日西山
陸奥守殿へと遊ばし伊直書ふの仙臺へにしやまよりと伊
親めりあり扱又幸領ふ向せ給ひ其方共の是を持て在所へ

と傳へ吳と備々遠路太儀なり何ぞ遣くし度者なれと隠居
の身なれば遣いすべき物も唯今手元おなしと仰られて伊
側お有し紙へさらりと認められし法華一心光國成佛
改も供お佛に成べしと最大筆お遊ばされ是の其方へ引出
物なりと仰せ有て下されし伊達飛彈の有難く恐れ入
是を頂戴仕まつり仙臺表へ立歸り次第具細に言上しけれ
バ又金子二万兩仙臺より西山へ伊直に及ばれける
此時初めて幸領の者の安堵せしとなり又伊達飛彈の拜領
せし伊直書の魔除なること今猶家の寶物となして子孫
へ傳へしと予斯て此年四月下旬松平陸奥守殿參勤の砌り
水戸表へ立寄られ西山公お伊直對面有其時西山公お先達
ての使を以て態々伊直在所表より金子差送られ忝なく存せ
るなり然る右の金子の相残るべしと存せる間金は是
より相戻しやべしと仰有し伊達陸奥守殿答に其儀お
へ及びす又外に伊直普請の思し召立も伊直あらば伊直入
用次第遠慮なく仰せ付られ下さるべしと予され夫より

立歸り重役共より陸奥守へ差出すべし其馬残らる此方へ
引入べしとの事なれば幸領共の只呆何と云へき詞もなく
暫時立すくみの様になり豫て水戸の黄門様と云ひ伊直名君
と聞及びし伊直隠居在れ退落しをなさる様おなり給ひし
り扱く怖ろしき盗人様所詮我々が一命の國へ歸りて取
るゝの當り前の事と云て此儘おの捨置れせと急ぎ仙臺へ
立歸り右の由をす上げ直筆の伊直取書を差出しければ早
速綱村殿の伊直覺有て老臣伊達飛彈を召出し其方備水戸表
太田西山へ參上致し迎も伊直通りハ叶ふまじ取次を以て
我領地龍ヶ崎より差送る銀子此度伊直用金お上納仰せ付ら
るゝ段有難く存じ奉つる然し乍ら小金の儀おへハ猶又
上納仕つり度とすべしと仰せられたる程に急ぎ伊達飛
彈の西山へ參られて伊直取次の林田舎人を以て此由す上げ
れば西山公ハ殊の外伊直喜悅ありて伊達飛彈へ伊直見え仰
せ付られ陸奥守の心切の使ひ満足お存するなり助成の伊
直お休居し普請を又々始めたり此段宜敷子々禮をすたり

伊直宴にて其夜の仙臺綱村殿西山へ逗留して種々伊直等
の伊直應あり翌朝伊直の時なぞの西山公も伊直機嫌能綱村
疾への伊直馳走の思し召にて伊直一所お伊直を召上られける
とど斯て仙臺疾ハ暇す上下總龍ヶ崎へ立寄玉ひ其後江
戸表へ道中滞はりなく着せられける仙臺家お前々より
伊直一代に一度づゝ中通りとす事有て此龍ヶ崎へ伊直寄あ
らせらるゝが定例なりとかや扱其後ハ西山公只々佛道お
入玉ひ日夜朝暮法相寺日正上人參上致され法華經の伊直講
譯あるのみにて誠お世捨人となり玉ふ然るに英明の伊直心
中何等の思し召や有けん神神佛問或ひハ又人の行ざる處
なぞを伊直歩行遊ばし其奥を見極め玉ふ是正お假念無量劫
を拂ひ玉ひ一乘の妙法力お寄處有難かりし次第なり然る
お此頃伊直伊直側役を勤る藤井紋太夫と云者あり江戸表お
て其己前堀田筑後守殿とも到て懸念なりし伊直折々西山
公の伊直噂をすし此頃ハ何とやら伊直乱心の様お在せらるゝ
伊直世上へハ觸しけるが此藤井紋太夫ハ光國卿の伊直意お叶

ひ莫大の厚恩を蒙りし身のいりなれば古今に少き明君を汚乱心の汚穢子など、世間へや觸し、此事何時もな

○江戸淺草三軒出火の事

井西山公傳仁徳の事

愛小賣門光國卿が領地太田の西山へ移居隠遊されし其前の年の事とや江戸淺草三軒町に着屋久五郎と云

の汚觸を知らざる事あるまじ然すれば其方の留守なりとも火元の事故論もなく嚴科を仰せ付られん氣の毒にの

て返し我町内へ駈付しうと早其時一面の炎となれば餘方なく親類の方へ逃行し、燒落て後我が家の邊へ立越

も其方々火元お相違なし假令留守でも火元の儀の汚觸出しお有る通り嚴科を仰付られん事必定なりアナ笑止やど

仰付られ然るべき儀ありと存じ奉つるも有れば諸役人皆
 當然なる儀と申されける然るに老中稲葉美濃守殿の
 左近將監の才處當然と存せられども明暦三年正月の出火の
 江戸中大半焼失及び其上焼死者大凡十万人八千人今も於
 て其者共の菩提の爲に菩提所三縁山廣度院増上寺へ仰付
 られ本所に於て地所を下され一寺を修建立ありたるの同
 向院則ち是なり此事皆世人の知る所に於て斯等未嘗有の
 大變ありて其節の火元本郷丸山本妙寺の門番平助とい
 へる者遠島の刑に仰付られしは是火を出して江戶市中を
 焼失なひ數万人の命を落せし報ひなり然るも此度の出火
 の儀の夫どい程程事替り只大火と申のみにて焼死し者一
 人も是なき由然すれば久五郎重き科を行とるゝ程の罪科
 あり有まじ勿論先規修觸出し是有事と申すなから夫より
 餘程年月も経てば成べくい程慈悲の取捌きこれ有度と存
 するなり尤も左近將監の先規の修定めを以て此已後諸人
 への見懲りにせんとすさるゝ條天下役人の常々心懸らる

處めて適れ能心懸にてこれわれ共當將軍様修代初め
 の事なれば兎角も修觸の修取捌き社願としは者なりと
 仰られければ諸役人一同是を聞給ひ美濃守殿の仰らるゝ
 處修道理の事と申されければ共更も修評議の決せり此時
 水戸光國卿を聞し召て美濃守の職に仁徳の心深き者な
 り彼が取扱ひし事をも昔子心と申して是迄一ツ
 も過失なく成仁義の取計ひにて誠々天下の役人なり只惜
 ひらくの老年に及びたりと仰せられ大に修歎息を遊ばし
 ける是光國卿の思召の堀田筑後守が跡役をも仰付ら
 れんどの修心なりとや然も美濃守殿の然様の心懸て
 なく只修政事私しく修仁徳のみ取計はれけるぞ有難
 き扱其一兩日程過て小石川なる水戸殿の修屋形修長屋の
 角の處へ光國卿の修指圖めて大なる松薪へ火を付是を修
 長屋中へ投入ければ何うい以て堪るべき頼て一面燃上
 り折節北風烈しければ火の手ハ修城の方へ向き煙と火の
 粉を吹付しバ遅々火消修役人馳付種々手を盡し其夜明

方に至る頃漸やく火をバ鎮たり此時修長屋百軒程焼失け
 れバ早速光國卿より雜賀孫一を以て公儀へ修届ふ及ばれ
 し趣の先年修觸出しこれ有通り光國が屋敷内より出火致
 し修府内を騒せし段重々不埒の事に付何卒上の修慈悲を
 以て重き科に仰せ付られ下さるべしとの事なりけり修役
 人中是を見て驚き大方ならぬ早速修寄合に及ばれて修内
 評定有て申さるゝは是ハ光國卿先達て淺草三軒町久五
 郎が犯罪一件を聞し召れ夫故に社斯の通り爲給ふ疑ひ
 なし然此儀唯此儀拾遺難事なれば直上聞に達すべし
 と夫より修老中諸役人方皆々將軍家の修前へ出られて光
 國卿より修届の旨趣且又此程より入牢仰せ付られし久五
 郎が出火の事なご委細上聞み達せられしハ將軍家にて
 大きに修笑ひ遊ばされ誠々黄門公の寛仁大度の賢者なり
 登人の命を助んと自分の屋形へ火を放て修觸出しある
 重き科の宥免を願はんどの實ハ仁徳と云つべし熟々是を
 勘考るゝ天下の諸民の我子なり假令下様の者たりとも罪

の疑ひなきに能し刑罰を寛加へる社上立者の心懸な
 り淺草三軒町久五郎とやいふ者の留守より火を出した
 るこそ是天の禍殃を下す所と思ふなり然れば彼を罪お
 行なふ時の光國卿も右同様の刑を所置ざるを得何れの
 罪も重しとならむ自ら火を放て騒動し此方の彼より重
 かるべし因て思ふ先年の修觸出しを拾拾いたし附火を
 いたしし者の重き科に行ひ又手過失て出火いたせし者
 は能々吟味の上所拂ひを申付其事柄と次第依取捌きの
 是臨機應變とすべしと仰せ出されければ早速修奉行
 へ仰付られ淺草三軒町家主五人組惣長屋中の者を呼出さ
 れ且又久五郎をも修呼出しお相なれば長屋の者共の情を
 そ今日久五郎の火元の罪にて重き科を所置るゝならんと
 思ひ乍ら修奉行所へ出けるお左近將監殿修出席あつて仰
 渡さるゝ様淺草三軒町某店久五郎其方事獨身出て出商賣
 致すとの乍ら豫て嚴懲修觸出しをも辨へ火の元念入大
 切致しすべきを甚た不取締りにて出火致し大火に及せ

水戸黄門仁徳録一巻

以段不辱至極に付先規汚觸出しの通り重き科も仰付らるべきの處格別の汚慈悲を以て所拂ひ仰付らるゝもの也と申渡され且又名家主等へ此上共火の元念入は横仰せ渡されれば家主始め長屋の者も多分久五郎の重科と思ひの外軽く濟一同心奮さし是れ定めて久五郎汚奉行様へ手引有て内々汚慈悲を願ひしならん種々評判いたせしが誰云となく其後水戸光國卿の汚仁心みて斯の手軽く濟たる由聞く人毎有難かり彌々光國卿の汚仁徳を仰ぬ者無りしとぞ斯て此由汚老中より水戸の老臣達しければ此旨光國卿聞し然社有度ものなりと仰せられし程もなく難賀孫市立歸りて申上るの儀あり及ひ申ささい得共先規の汚定めも是有る三日の間汚遠慮在せられ然るべきの事なれば光國卿畏まり奉つると仰せ有て夫より三日の間汚門を閉て嚴重の汚憤み遊ばさるゝの上を敬ふ信心みて罪科を我身引請給ひ斯まで下を憐み給ふ汚仁心こそ尊けれ

つる退隱の身作り右汚禮として登城仕つり汚目見ぬの上汚禮を申上奉つるべしと汚返答有ければ夫より上使の立歸り此旨を將軍家へ言上及むれば翌日西山公平川口より汚上りあて汚對顔あらせられ種々汚物語なを有て大奥へ入らせられ頼て汚酒宴あ及ばせられける所先つ頃よりの風聞西山公の汚亂心の様あつ觸す者あれば將軍家あも殊の外汚心の内汚案じ遊ばされ扱社今日召れしなり是に因て機々汚咄しの上にて將軍家西山公を汚亂心う又汚亂心にては是なきや汚試遊ばされんと論語の汚釋を汚望み有しり西山公あも元より汚好みの道なれば早速論語の公治長の篇を汚講釋に及ばれければ聽聞の面々何れも有難く是を承まはり夫より汚講釋も終りて將軍家の上意に久々あて聽聞致し大悦仕つる様汚逆上性の汚病氣と承まはり心愛存せし處決して右体の汚様子少しもあらず甚だ大悦致すとの仰せ有て又様々の汚雜談あり夕方に至り汚退出なし給ひぬ然る西山公汚心中あ

○水戸西山公平川口より汚登城の事

并鐘ヶ淵の由來の事

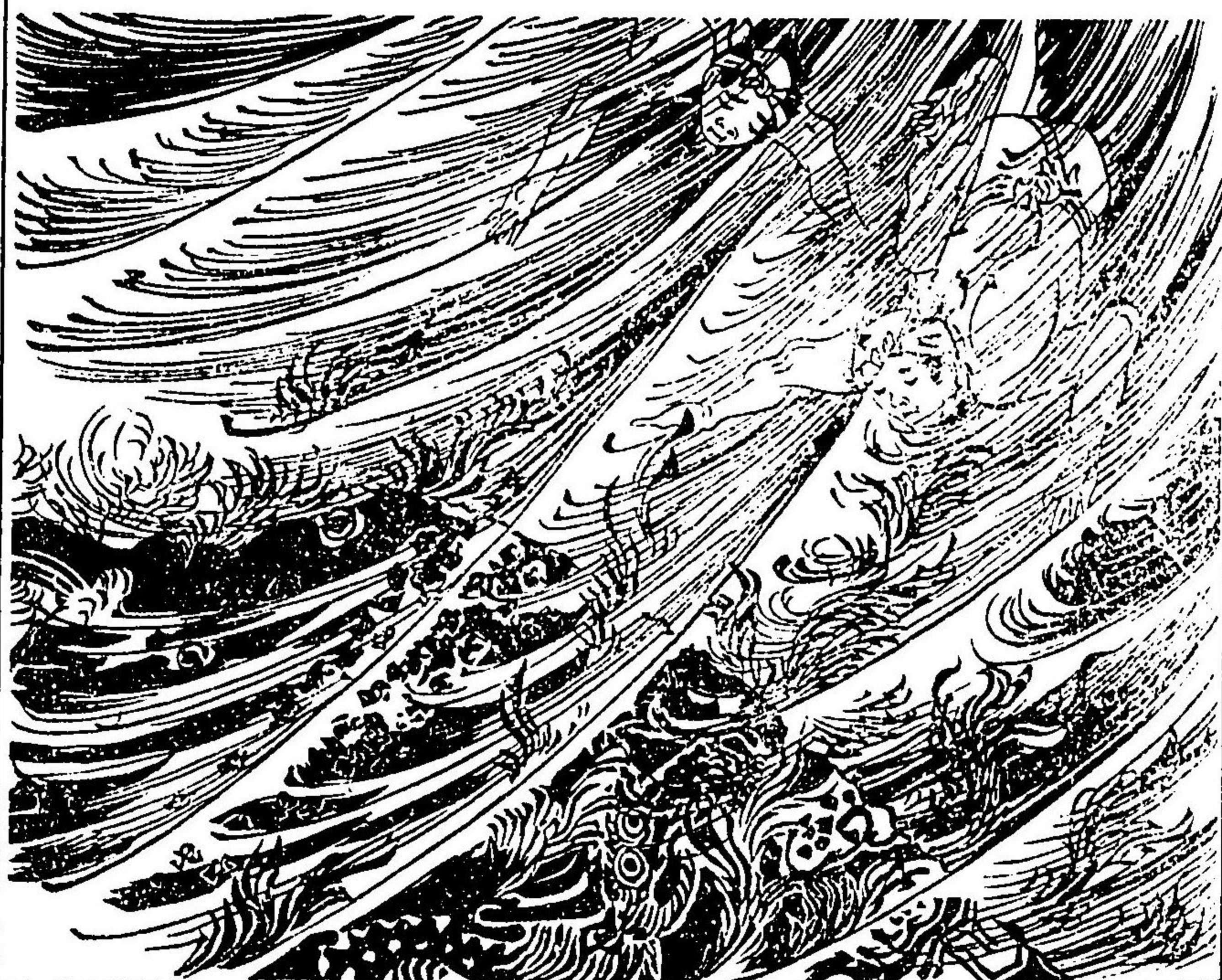
話し却りて天和四年甲子れ春二月廿九日年号改元ありて貞享元年と相成し此節漸々汚退隱所なる西山の汚普請全く成就致しける則ち西山の奥一里行て是座禪堂とて五間あ七間の汚座の間を建られ光國卿の是あ住はれ西光山法相寺日正上人を召給ひ汚經文の汚講釋のみ聞居給ひしが其年五月上旬密りに江戸表へ汚登り在せられたり尤も是れ何方へも汚沙汰なしめて仙臺へ入せらるゝ由あて汚登りなり然れ共將軍家の汚耳あ達せし故早速稻葉美濃守殿を上使として銘酒其外種々の品を進せられ上意に久々あて汚登りの由相變らる汚壯健に入せらるゝ段上にも汚滿悦に思し召され久々汚對顔も是なく汚懷敬思し召へ何卒汚登城在せられ度と言上に及むれば西山公あも今度密にお保養乍ら罷り登りい慮上聞達し殊々種々の下され物上使を以て汚念頃の上意を蒙り有難く存じ奉

何者予子事を亂心など言上せしと見え將軍家あ右機の上意あり假令公儀の年寄共の内にもせよ此方より聞ざれば知る者なく況や虚儀を言上あも及ぶまじ何者やらんと夫よりして内々汚心を付給ひけるが果して水戸三代目の大守の汚氣あ入あて汚側用人あまで汚取立有し藤井紋太夫といふ者あて豫て上の汚役人と惡意を盡し此者西山公の汚事を堀田殿へ汚亂心の様あせし其譯は是心中あ底深き工み有ての事なりし後様々の惡事露顯終あ一命を失ひける(此一話今古實録のうち護國女太平記あ委し)斯て此節西山公あも江戸町々を汚遊行にて汚遊参あらせ給ひけるが汚俱の面々あも西山詰の汚側汚近習松平主膳松尾主給結城數馬林田舎人山田小膳今井主税右六人何れも知行八百石西山公も此人々と對の出立にて汚遊行なれば世間あも知るもの更にあらざりしが名所舊跡の内に及ばせ神社佛閣を汚参詣ありて何れも神職寺僧を召れ古昔よりの舊記縁起を汚覽遊ばしけるが先第一番

み浅草の觀世音より始め給ひ山王權現目黒不動或は神田
 明神淺草清水寺又ハ栗平天神目黒不動其外水川明神淺草
 海禪寺(因ハ日親王將門の寺なりと云ハ)又飯倉神
 明愛宕下眞禰寺妻戀稻荷吾妻權現三田八幡澁谷金王八幡
 淺草宮戸の森稻荷等へ參詣お成たるハ此宮戸の森へ參
 詣詣の折縁起を細く尋ね有し抑此宮戸の森稻荷と云
 ハ法源寺といふ寺の持て九百八十六年程の星霜を経た
 る古跡なり元此所お鐘樓ありて其釣鐘ハ何時の頃何人の
 鑄たりけん古色を帯中々近き世の物との思之れざりしお
 浮八國の後彼の寺を他所へ移さんとせし時如何なる手過
 失おや船より其釣鐘を大川へ沈し故大勢の人歩を懸て引
 上んとし、かど一向上らねハ今お至る迄其儘お差置由口
 碑お傳へ其所をバ鐘ガ淵と稱ふる旨をす上れ西山公是
 を聞し召暫時思案の体なりしハ浮側近習お向ひ給ひ
 昔時青砥左衛門ハ滑川おて六文の鳥目を過失て川へ落し
 たるお因ハ夫お金銀を遣はして其六文の鳥目を拾ひ取し

と云事ハ是世の有用物の水底に空しく廢るを惜みたるに
 て全く天下の費へを思ふ故のことなり予思ふに凡そ一度
 川底へ沈みし物がいかなればハ人夫を懸て引上んとするお
 揚らざる事有べきや殊お釣鐘の水の中お沈みて空しく朽
 ぬれば是を國土の費おして何の益おもならぬなり予が考
 へおハ人夫を掛鐘を曳揚んと思ふなり今より小石川の館
 へ立越人夫を出させすべし且存じ付たる事有ハ浮船手頭
 向井將監方へ參り水主の者大勢を召連來るべしと仰渡さ
 れけるに松平主膳ハ心得て小石川の浮屋形へ參上し其旨
 申達しければ老臣の面々も入ざる儀ハ思ひ乍ら西山公
 より仰せ出されなれを詮方なく人歩七百餘人を差出し
 ける又浮船手頭向井將監殿ハ水主舟子を數十人引連自
 身出られければ西山公大お浮滿悦おて浮詞を下し置れ
 側近召せられ夫々浮指圖に及ばれける是を如何聞達へ
 けん江戸町々ハ云に及ばず近郷近在よりも見物ハ山の如
 くに群集なし上を下へと返しける是お因て喧嘩口論も有

んうと西山公より其旨を町奉行石谷左近將監殿へ仰せ付
 られ見物の者を停止すし付られたり然ども抜々に見物人
 出けるおより則ち左近將監殿出馬致され嚴敷是を制せら
 る斯て西山公お差圖おて先浮船手細田中善四郎と云る者
 水中に入彼鐘の有様を見届んとしけるハ名お負隅田川
 の上おして千住川よりの突掛なり水冷りお水中ハ最も深
 き所故底に入程長き藻の水お濁巻く有様お水練お馴れ水
 中ハ陸より易き善四郎も自然と身の毛彌堅ク如く如何に
 も凄く思ひしりと大膽不敵の者なれば心を勵まし漸々お
 彼鐘を探り當篤と是を見届るに大さ徑り五尺餘おて年久
 しく水中に有し故にや鐘の色瑠璃お光りて龍頭の邊りハ
 金色を放ち龍の眼の光り鋭く人を射て怖ろしなんと云ふ
 ばかりなし尤も龍頭の上おなり口ハ水底の方を向き緊と
 吸付推動くすお少しも動くお其由言上致しければ西山公
 ハ聞し召鐘の龍頭お上の方へ向しこと實に幸ひなり右の
 龍頭へ綱を付引上べしと宣ひければ早速浮船手の面々ハ



我もくど赤裸になりて飛入太さ二寸餘の大綱を以て八重十文字を結び付夫より茶船十五艘にて綱の元を確乎と締り太を細で足場を架滑車を足場に据付て人夫一同力を協せ曳々聲を引上るに少しも動ぬ様子なれば又々向井將監殿に我組下へ差圖あせバ修船手組の面々三十七人皆赤裸めて水中へ飛入四方より彼鐘へ手を掛押助す程あ上り大勢の人數滑車を悉バ二時餘りあして漸々動き出しけるお頃や此圖を援さぬ様引上べしとの修差圖あ何れも玉の汗を流し曳々聲を引上ければ水面へ一尺許り浮み上るお西山公も修目を留修覽あるに此鐘の鑄形尋常お事異りて鐘の周圍に二ツの龍を鑄付たり其形異様めて尋常の細工と見え殊お龍頭の光り凛冽く是を見る人夫の思を光りお怖れ綱の手の緩むおつれて鐘をづるくど水中へ一丈許り下しける是あ因て西山公修聲を懸させられ不甲斐なき者共哉些細の事に怖懼れ綱の手を振しゆゑ今一段といふ所おて又水中へ下したり何れも力を合せ引

上べし前の中納言光國是あて見物せり假令變化の者たりども少しも懼れあるべからせ早く引上りへて大音お宣ひければ人夫の此仰せお力を得て聲を出して引上りくバ又以前の如く水の上へ三尺程も引揚しお龍頭の光り凛冽して此体おていなかくお引上難しと思ひし儘少し猶豫の体なれば西山公の修覽有て大音お宣ひけるい普天の下卒士の濱王土お非ざる所なく元より過失て水中へ取落したる此鐘の今更上らぬ事や有べき殊お天下有用の品を此水中お朽さするの天地へ對して恐れあり假令越越煙燻の障碍なすども何と正法お勝事能とん察する所此鐘の龍神の惜む物ならん然りと雖も予一旦引上んと思ひしなれば假令何夕年の日月を費すども引上せして争で置べき龍神神通を以て防ぐども我又中納言の威光を以て引上べしと水面を凝と白眼給へバ彼鐘以前より輕輕くと既お見るく水を離れ噴や引上るべしと思ひし所お太さ二寸餘れ大綱の龍頭際より勿つと断たり尤も十二筋懸有しお何れ

も残らず断たりしお其機會にて人夫の者共大半川へ落たりしお豫て其用意の有しなれば早速修船手の面々舟を漕出し救助乗一人も怪我のなかりしお鐘の其儘沈みしおぞ人々大お怪しみて斯様お入重お懸たりし此大綱の断たるは是只事おあふおとて皆々甚く怖懼れぬ西山公の斯道の不思議を少しも恐れ給はず其日の暮お及びければ人夫を休ませ給ひし上又々明日早天より引上べしと此度の太さ毛綱を十二筋修取寄お相なりて又お是あて彼鐘を十重甘重に括らせて昨日の如く滑車おて悉に是又昨日と同様おて少しも水底を動かされれば是あ因て修船手の面々の赤裸になり水中へ飛入く鐘お手をうけ押動りし稍久しくして午時過る頃漸々地を離れたる旨修船手より言上お及びければ驚破力を合て引上べしと修下知ありて此度の入歩を指て滑車を悉上別お小繩を幾筋も懸是をバ大茶船おてお綱とし四方へ漕行流れに連て鐘の浮上る工風なり斯の如くに工夫なし聲を揃へ力を合て引程に日も速

西お傾きて暮なんとする頃なりけん漸々龍頭の所迄水の面お引上しお日の暮方と謂ひ此鐘を深く龍神の惜む故おや昨日より又一層烈しく光り凛冽散亂し水もさう巻如くおて傾れ西山公も修顔を背け給ふ程成ば人夫の者の猶更お怖懼眼涙已お又綱を緩めんとせし程お修近習頭松平主膳直立上り聲を烈せし此圖を援さお引上よといふお何れも力を合せ命限りお引上しお今少しにて水中より引上べしと思ひし所さしも甘重お懸たる綱の一時に弗と断たるのみ今度の釣鐘仰向お千曳の繩を落せし如く水煙立又元の水底へこそ沈みたり爰に於て人々の只呆れたる計りなり西山公の太息を吐れ又々勘考も有べき故今日お是にて引取べしと仰に一同休みけり斯て其夜も更闌て西山公の修枕邊お人のけとのなしければお修起上り遊され修枕刀を取給ひ修目を定て見給ふお異形なる者お引居の外お隣居たるおぞ何者なるぞと修聲を懸給へバ彼者の恐るくや機我等の此川の河伯おては君昨日より釣鐘を

引上りと爲し給へど我等是を惜むが故に力を盡して止め
 ければ今日も亦上らざと雖も君の御威光を以て上給へば
 恐らくの我力も及ぶ事能く因て只今此事を願ふんが爲
 此處迄推察致ししなり彼鐘世上有と云ふとも何程の益
 をう爲ん我方にの是を惜めば永く彼鐘を賜くるべし然し
 へば我も又此處に永く止り洪水等の難なき様屹度守すべ
 し此儀承引給へかしとまはくど願ひければ西山公に
 然程惜む品ならば其方へ遣はさんか必き此處を守るべし
 と仰せお彼者の喜悅しき顔色おて數回拜謝なし其儘容
 消失たり之由て彼の鐘を引上る事ハ御見合ふなり只何
 どなく其所を引拂ひお相成て鐘へ御歸り遊ばしける西
 山公お龍神の水而お現綱を斷しを兩日なぐら御覽せし
 由其後臣下の者どもへ是等の事御物語り有しとなり彼鐘
 再度落し時仰向になり沈みし故今に其所湯を巻と世の人
 此處を今も猶鐘が淵とぞ稱へけり

○下總の國八幡宮の敷と八幡知らせと云事

思ひをなし此夜ハ此處お打臥して一粒の食なきも愛ひと
 せす明暮道を求めつゝ日敷十五日の其間敷の中を巡り
 歩行漸々おして十六日目の今の行徳と八幡の間の坂道お
 出たりける淨念の敷より出て顧みれば幾も差渡し二町餘
 の道なれば淨念いと驚きて驚と氣を付けて見渡せむ敷の
 長さハ半道お足き目の届く程の場所なりける又横の差渡
 し二町の有無おして僅少なる竹敷なり此敷如何様歩行
 ども半日お懸るまじさ其日敷十五日に及ひし如何な
 る事ぞと爰お初めて心付ハ身の毛も彌堅怖しく殊にハ夜
 中間たりとも敷の中の明き事實お白晝の如くなり然ども
 夜の丑刻とも覺しき頃ハ眞の闇お相なりて一向お道も見
 分らき稍一時程も立と思へば又明る事畫の如く然れを
 此淨念も其闇くなりたるを以て夜と知つゝ只一心お佛名
 を稱へて元の道へ出たるなり且半月餘り食物を食されど
 然迄飢し事なれば甚だ不審事思ひ其邊りの家お立寄
 右の始末を物語れば此家の主人ハ樵夫ハ和僧ハ高連おて

并光國卿西山へ御歸りの事

斯て西山公お鐘が淵お沈み有し釣鐘を引上りと爲し給
 ひけるお龍神是を惜みける故終ふ其儘お差置れ小石川の
 浮屋形へ歸られ夫より又々御國元なる水戸西山へ御歸り
 の折此度ハ眞間崎の邊に邊を御通行おて市川を打越され
 下總國の八幡宮へ御參詣在せられ爰おて暫時御休息在れ
 し夕此邊の總て人家も罕おして山の半腹お八幡宮の宮居
 ましく左右ハ只一面お竹生茂り是を八幡の八幡知らず
 と云るが其事の元を尋ぬるお昔時鎌倉天下の時諸國行脚
 をなす僧お釋の淨念と云者あり此僧元來大和國添上郡
 春日の里の生れおて幼少より佛道お志意深く十八歳にて
 剃髮染衣の桑門となり諸國の神社佛閣を順拜し三十一歳
 の時此八幡に來り八幡宮を拜禮みしが其頃此邊ハ人の往
 來すべき道もなく一面の高敷おて其間を彼處此處と抜け
 るなれば陸方なくて鉦打鳴し敷の中お入けるに行共く
 敷のみおて更に往來お出る事なれば偵の淨念も奇異の

命を拾ひ給ひしなり昔よりして此敷へ入て再び出たる者
 なし多分の中おて死ならんぞ土地の者も懼恐れ登人も敷
 お入者なし然を此程何處となく鉦の音幽かお聞えしが扱
 け和僧で有しよな大凡日敷十五六日程鉦の音少しも止間
 なければ此邊の者ハ怪しみて此頃暗なし居しと語れ淨
 念大お驚き我一命を助りしも誠に佛力のなす所とて彌々
 信心堅固おなし后ハ人おも知らるゝ如き大善智識とな
 りしとぞ然ハ其後の此敷を八幡の八幡知らせと号け入者
 絶てなりりしとぞ西山公ハ此事を不圖思ひ出されて御側
 御近習に仰せらるゝハ抑此敷お入る者ハ再び出る事叶は
 ぬ八幡知らせと聞及ぶ夕子も又思ふ仔細おれを此敷お入
 り其奥を見極來らんとぞ存ぞるなり其方共ハ此所に止り我
 歸るを相待つべしと仰せお何れも目を見合せ暫時ハ御返
 答をす者も無ししが松平主膳林田舎人兩人ハ口を辯へて
 上る様如何にも君の仰せらるゝを固辭奉つるお有ね
 ども尚且ならぬ御大切の御身を以て昔時より人の入事禁

制の處へ入給ひて萬一ある凶事ある時我々當座屋形へ
對し奉つり何と申譯立べきや此儀の停しり下さるべし又
愈々此奥を御見届遊ばされたかと思し召なら建久の頃仁田
の忠常が富士の人穴へ入し例もこれ有る何卒我々仰せ
付られ下さるべし假令忠常も劣るも君の御威光頭上に
戴き如何なる所の奥なりとも見定める事難からせと存じ
奉まつり此儀此儀我々に仰せ付られ下さるべし再三
上けれ共西山公の中々御承引なく其方共の申所臣たる者
の身めての道理至極の事乍ら昔時より人の入事を許さぬ
怪しき所へ大事の家臣を遣はされんや彼忠常の口止され
しを一命お替へ言上お及びしり終ふ其身も死に至りぬ
可惜武士を無益なる事お路命いたさせしは是其主君の過
失なり然る家臣を遣はす予獨行んとす餘強ち我慢とす
あらせ我國近き下總に斯る奇怪を説と立然もなき處を仰
々敷す愚民を説とす輩の世のいなさともすされねば予
が見届て何事のなけれは早速開關なし天下に無益の敷を

も見えざりけれは家臣の面々一統の心も心ならず差加
居しが人々今の拾遺がたしと評議をなして御假令停叱
りを蒙るも此儀置べき事お非ず我々御後を善以奉つり
御機子を御見届すんば臣たる道も立べうらとせとけるお
ぞ一同の道理至極と同意して各々敷お分入しお巡りく
て元入し所へ出るお此の如何おと不審をなして人々の心
を動まし又敷へ遣入て限なく巡ると思へば何時しり元の
所へ出たりける此の如き事都合四度お及びけれは何れも
目と目を見合すのみ呆然果たる計りおて如何とも又除方
なく只此上の西山様の御歸りを待奉つるより外今更お備
もなしと拳を握り家臣の面々の敷を見届て扣たり去程お
西山公の段々敷の奥深く遣入給ふお道の程四五町步行給
ふと思ふお此處お大なる池有て更お何處方へも行べき道
なし此處お暫時イみ玉ひ如何いせんと思し召うち池水漸
次くお向ふの方へ退行おは是お付て段々と進み給ひけ
るお終お其池水一滴も残りせ何處方へ退行しり跡も見え

して有益の田地になさんなり若又魔所おて有ならを過つ
て入者なき様に嚴く制禁致させん兎も角お此處も我
が日本の内おして天下の副將軍の身を以て今此奥を見極
むるお誰う障碍をなす者あらん且隠居なし浮世お絶て
望みのなき身なり其方達の子より未年若おしてなか
くに行末永く望める可憐家臣を失いんより予が直お入萬一
おも變化の者お出會なば問答なしして屈伏させ彼伏しなば
此敷を直儀此敷で焼拂ひ世の怪みを止むべし天下の内何
か正法お不思議有べきと宣ひて更お御承引の体おあらざれ
ば家臣の面々の今如何とも詮方なく御詞を返す者も
なし是お因て西山公御裾を高く羽折られ御大小の柄袋を
取捨給ひ最御敷の中へ入給ふお御側近御習の人々の御
後お從ひ行んとするを嚴敷叱り給ひけれは何と申上様も
なく差加て居たりける斯て西山公の段々と奥深く入給
ふお御附の人々御後影を守り詰居たりしお一町餘も御入
遊ばされし迄の御後影見えけれは夫よりい絶て御形容

を然せ少しも動じ玉とせ氣を屬し進み行れしに俄然に一
天搖れり今迄畫と思はれしも忽地眞の闇夜となり物の善
悪も分されども元より御氣性活達なれば何の事とも思し
給て足お任せて進み給ふに只聞けれは定りお知ねせ方
一丈許りも有んと覺しき洞穴の様な所あり尋常の者な
ればはお懼れて退出せべきに西山公の阿容お憶せず其穴
の中へ入給ひ一問許り行と思ふに大凡深さ三四十丈程も
あらんと思はるゝ穴の底へお落入給ふ斯て暫時の御心も
付ざりしが稍有て漸々我お返り給ひ御心の中に思し召す
御儀々是の深き穴なり然も闇夜の如くなれば御機子少しも
相知れず甚だ難遊至極なり然乍ら是迄來りて其儘おし此
奥を見届する事有べきや正しく變化の所爲にもせよ我も
從三位中納言の官位を請て皇國の威光を頂く身にあれは
何條恐るゝ事有べきと獨りごちつゝ御足お任せて次第お
進み給ふ大凡里程十町餘も行給ひしと思はれし今
何方へも行べき道なし因て暫時の岩の端お腰を掛られ御

水戸黄門仁徳録下巻

〇七

休息有て四方を能く眺覽あるふ左の方多敷杉村茂りし木の間より見ゆる見えぬりと云程幽かの燈火見えければ借も不審此穴か燈火見ゆる謂れなし察する所彼所を定めて變化の異屈ならんと杉の木立に分入給へば道と云もの更ふなく岩滑かあ棒生足の踏所もあらざれば萬葛あ手懸れ懸られ或ひ木の根を攀登り又清水の流れを渡り熊笹茂り生重なり手と足を痛め給ひ實ふ千辛万苦せられ漸々少し平坦めて廣き所へ出給ひ向ふの方を眺覽有ふ古びて損せし社あり鳥居の朽て笠木も傾き家根の荒果艸生茂り森々ど神寂て見えけれども何れ社と知る由なく内に燈明を點てあり是等最前幽か見えし燈火なるべしと西山公の荒朽たる社檀へ草鞋の儘上らせ給ひて能く四邊を眺覽あるに正八幡と書たる額の如何も古びて文字さへも判然お分らぬ程なるも愛あ於て西山公の社檀の踏踏暫時の間拜み給ひ不圖傍側を眺覽あるふ人の屍骸の累々ど山の如くお積上たる中ふり未だ生々しき有り

又屍然たる骨な多敷しく手足を引抜たるも有る首のなき骸も有る其事覺ゆるものなれば西山公も其奥氣を透鼻を嗅ひ給ひて彼方此方と歩覽有けるお此方の女子の屍骸計り疊々として積上たり又正面の社の内ふ凡長は一丈二三尺も有んと覺しき劍を飾り征伐將軍万代不易の八字を書たる大額を掛種々の供物を備へし休日の數立し様子も見えぬ餘りの不思議あ手懸せ備へ有る餅を探り見給ふに柔輦あして今捧し様も見えける故彌々怪しみ思し召願て社の奥の扉の開き懸りて有けるを西山公の用捨なく手懸せ掛て引開給ふ内ふり意頭白髮の老人一人目を閉て經文を唱へ居たる有様を眺覽有て西山公の聲を掛尋ね給ふに汝は何者ぞ人跡絶し此所お行ひ憐すの變化の者か大凡當時天々下住者として將軍家の傳威光に伏し其徳を慕ひ來らぬ者なきお此の如き洞穴の中に住ふの何事ぞや我の天下の副將軍從三位前中納言光國なり汝が素性を疾名乗り是なる屍骸の事共も定めて存

心づらん一々我に語り聞せよ異儀あ及心汝が命の此一刀の下に斬ん早々返答致せよと仰せありて刀の柄を掛進み給へば彼翁少しも動せぬ經文を誦したる口止め雲時有て目を開き黃門然のみ強氣を出せと元より汝の來る事の疾より知れる所なり抑此所の人間の世界お非自然ながら宙宇と云にも非ざるなり併し中々人間の容易ふ來るべき所おあらざり且また彼死骸の事は威神所行みて凡人の量り知るべき儀おあらざり汝の天下の賢人なり然りと雖も其賢み誇らば賢者非ず慢氣の人とならんのみ慢氣の神人の惜む所能慎みて行ふべし我の人の善惡を天お訴たふるの神おして此所を我住む地なり日々天へ登る事八百六十三度おて人お害なす魔所ならん然れども我を疑て假令天下の副將軍なりとも立所に目お物見せん早々此所を立去べしと云乍ら兩の手を延ると見えしが西山公の傍帯腰を捕へて高く差上たり西山公も指上られ乍ら刀を抜給ひ不禮なる奴と仰せられ切付玉へて手對

へなく其徳遙か投付られ是の思ひて見たまへば矢張以前の數の中めて洞と見えし跡なくなり風の音のみ耳お残り時刻も左のみ経ざる様子お四方を見渡し給ひければ只一面の敷おして少しも怪しき事もなし愛お初めて心付給ひ扱ひ此數の神の住給ふ所おして神の森とすものなれば後々決して人の出入を禁制致すべしと思召し敷の外へ出給へば家臣の面々大お喜し又西山公の顔の色常ならざれば早速淨薬を調進し淨機嫌を伺ひし何も變る事おなし只此數の人の決して入べき處ならざと仰せに皆々安堵なし夫より後お此所へ過ちて入者なき機制札をこを建られける實お八幡住ながら此數の様子を人知らねを是ぞ八幡の八幡知らせとすも至極尤もなりと仰せられて水戸表西山へ社跡歸館ありぬ

○西山公鹿島の要石を堀給ふ事

并靈夢の事

扱も西山公の八幡より西山へ社跡歸館の後又淨領地を順見

水師精門二巻終

遊ばし先鏡波山へ登り給ふ此處の徳一の開基にて大御堂千手觀世音領守鏡波大権現の万巻上人の勸請なり峯にお男跡女跡あり稻村權現の千手如意輪彌勒佛なり并び六觀音末社九十九社總て是を兩部の御山と云夫より八幡の社今水戸馬場に立せ給ふ此社の伊賀物なる綱代の軍配の斎藤三郎義光公が伊所持の品にて内ふ黒く万字を書たり西山公の是を伊賀遊とされ夫より水無瀬川に出給ふ是を櫻川とも云とや其外霞山霞ヶ崎霞れ里の葦穂山過て平の森茂み垣間御牧や懸瀬川旗野の櫻伊賀有り甚だ興ふ入給ひぬ抑々旗野の櫻と云い大田郡の小野有往昔八幡太郎義家公奥州征伐下りし時軍勝利となりバ永く此地に榮よとて櫻を地み差置れ給ふ不思議や是より芽を出し繁茂して斯大木と成しとなり花の大輪めて咲乱れ恰も白旗幾流り翻へりたる如めて甚だ見事み見得けれバいと面白く思されぬ其外山櫻盛りめて殊に興ふ入給ひ古昔方

に大石土中に埋みあり是なん鹿嶋の要石として其本の根の國より生じ世の人以て地震の懸なりと云然るに西山公の此處にて是を熟々伊賀遊はし伊家臣お向ひ仰らるゝの假令根の國へ續くと言傳へたりども人夫を掛て堀返さんふ何程の事あらんいでく此石を堀起して其根元を見極むべしと仰せお發と畏まり夫より役人へ仰付早速人夫百餘人程召集翌早朝より取掛り是を堀せ玉ひけるお濱邊の事ゆゑ潮満て中々抄取兼けれバ夫々手段を巡らして一切の杭を丈夫お打板以て土の崩れを留極を組て其外へ水車を多分お仕掛他お人夫數百人おて潮を汲出し精力を盡しけれバ日暮迄お深さ凡そ二町餘程堀込たり然ども此石の根元少しも見えされバ又力を盡して次第くお下へ堀行程お地中四方へ廣がり中々一日二日掛ても容易に堀得難き様子お先今日お是めて差置又々明日早朝より堀べしとの伊指圖に人夫の者を始めとして皆々其夜の旅宿へ歸りぬ斯て明の朝お至り西山公の例時より早く伊目を覺され伊

葉集

新治や鏡波を經つゝいこしきて植し神代櫻社是と云和歌を思し出されて一首の和歌を詠せられぬ
山櫻いのの代よしも咲初て人の心を花となすらん
と遊し夫より鹿島の郡鹿島ヶ崎へ伊越あり鹿嶋明神へ參詣し給ふ抑々此鹿島明神の神代の初此國に垂降ましますとすせども年曆更に知る者なし其後幾多の星霜推移りて建久年間鎌倉將軍頼朝公此宮殿を伊造營ありしと今お言傳ふ則ち伊神体の武藝槍神なる由昔時より此伊神お常陸帯の伊神事と云わり公朝野の歌おも有て昔人の知所なり
衣手け常陸の神は愈にて人の妻をも結ぶなりけり
此常陸帯の神事と云るの女子の思ふ男の名を書て是を布に結び神前お捧置き男も同く女の名を書布お結びて供へ置き互お願ひ叶ふ時お思ふ同士お結びて返ると今お云傳ふ昔時より神領の二千石おて靈驗著しき伊神なり又社の右の方お高間ヶ原と唱へるあり夫より濱邊へ出る處

指圖遊ばされけれバ役人衆も早速に人夫を呼寄彼石の元へ至りて見分なすお昨日二町餘程も深く堀たりしに今朝の少しも堀たる様もなく平地と同一様おなり石の是迄の如く緩み地上へ出て其邊の帯にて掃たる如く奇麗お地面凝固て塊れ一ツなうりけれバ諸役人も瞳を潰し是の大方濱邊故土の食込たるなるべし然乍ら斯迄奇麗に埋めたるは是只事おあらすと云て早速其旨を上げけれバ西山公お伊出あり伊賀遊有る皆々よりお上たる通りなれバ暫時の近邊を伊歩行おて仰せ出さるゝは是の予が我慢の心を取捨ぐんと天狗なごなせし所為なるべし好今日より人夫を増晝夜を分お堀出させんと則ち伊領分の百姓町人の別ちなく十五歳より五十歳迄の者今般の工事お從事せんと思ふ輩らお參るべし相應の賃銀を遣いさんとの伊觸お我もくぞ走集る人夫の凡三万餘人なり扱是を六手に分ち給ひ以前の如く堀掛させしに最初の一手の二の手と代り穴を出れば伊酒杯下され休息致せし其上おて潮を汲出

す方へ廻し先探しつゝお差替て人夫の勞れさる様お指圖
有早朝より晝夜休みなく日數五日の間堀れれば深さ二十
町程も堀込たり然共今に至るまで石の根元顯とれ人夫
の者の順番代りて堀ると言ながら晝夜少も落付て寐た
る者さへなき程なれば大お疲勞て一同堀厭倦たる様子な
れば西山公に先々今晚の休むべし斯程お深く堀込たれ
ば最早埋むる事叶ふまじ皆々休めよと宣ひければ何れも
勞れ果たる事故此後詞を聞と其儘鶴の背又の鉄鋤など數
百挺穴の中或ひの濱邊に差置て己れく夕宿所へ歸り又
遠方の者共旅宿へ罷りて休みたり西山公も晝夜とも
詰切めて在しう其夜の傍心能寐給ひしが夜も明しうば
傍近習の者を召されて彼所の摸樣如何成しや見届參れど
仰せらるゝ何れも畏まり立越見るおさしるも深く堀込
し處の跡なく又石の以前の地面より少し頭を出すのみ近
傍の土の平均おなり昨夜穴お拾置し鋤鋤など穴の中へ
お置定して一ツ所へ寄集り地形の固き堀ぬ前お少しも

變る事なく其邊至て奇麗なれば大いお驚ろき走歸りて早
速此旨を上げるお西山公も然ばとて洩出ありて傍覽有
に何様昨日迄多人懸掛りて堀し處の跡なく以前お變ぬ有
様おて地形の實お數年來踏固めたる如くなれば傍々心に
思す様誠お此要石なり最早堀お及ばせと其儘傍旅館へ洩
歸り在て傍家臣へ向ひ給ひ切々神力と云もの世に恐ろ
しきものぞうし予も十分に心を盡して數方八の人夫を晝
夜掛五日の間堀込せしお只一夜の内に那の如く悉皆く能
く土をうけ然も地形も元の如く相成し人の及ばぬ事は
お魔物の所業ならせ全く鹿嶋の大御神の神業ならんと仰
せ有れば人々奇異の思ひをなしぬ斯て傍酒宴に及ばせら
れ其夜も此處に傍逗留遊ばされしが其夜の傍夢お脊の高
さ七尺計り手に鉄杖を携へて形姿如何お怖ろしく夜刃
の如き者出來り鉄の棒を突立大音聲おや様我は是下界お
住大魔王の使なり汝正法を以て物を糺す故に我々始
め大王も今に住家を失はんとす因て如何にも口惜く然バ

只今汝をバ我住下界へ連行て呵責せし上魔道に引入永く
苦患を爲すべしとの大王よりの勅命なりいでゝ來れど
傍手を取引立るお西山公大お怒らせ給ひつゝ傍枕刀を
取切付給ふ傍刀の刃を兩の手に握み少しも動さず傍者
云様の汝何程働くとも如何ぞ我お及ばんや覺悟なせと雷
りて西山公を宙に提げ既お虚空へ上らんとす其時速く此
時早く何方より來りけん羽音高く白羽の矢一筋空より
飛來り彼怪物お胸板の真中深く射通したり是お恐怖て彼
者お西山公を投出し大口開て火炎を吐此度の香んと飛懸
る所へ光明赫々として武雷の大御神戈を携へ立出給ひ
已れ畜生不禮爲せと汝何程通力を得たりとも豈我神國の
正法お勝事能はんや其處退けと宣ひて戈を打振突立玉へ
バ彼魔物叶のじとや思ひけん空中お上り大音揚我此者を
魔道へ引入天々下を騒かせんと思ひし鹿島の神の威力
お由て隔てられ事ならざるお無念なり好此上お徳川の當
主に取入魔道お引込今お天下を横行せんと立上る時大御

神の宜し横汝等一度徳川の當主に近付事ありとも我又神
力の加護を以て邪惡を避け徳川の天下をして泰平ならし
めん推參者めと叱り玉ひ神眼潤と見開き玉へバ彼魔物の
身震ひなし何處ともなく遊失たり跡にて大御神光國卿お
向ひ告宜し様彼魔物のやす如く天下の變り近きお有べし
我々諸神是を守れよ亦時お臨み神力にも如何共爲難き事
あれバ綱條に能其心得をす聞よ努し疑ふ事なけれ然れ共
此變の事ならせして程なく泰平お至るなり是我々の守る
處聊さう疑ふべうらすと宣ふ傍聲の尊しと思ひ玉へバ御
夢の覺て明方お成おける西山公吻と氣息を吐せられ鹿島
の御神の豫て聞く惡魔を降伏し玉ふ神と然るお斯る夢を
見しお是ぞ正しく靈夢にして神の傍告お相違なし嗚呼歎
すべし近き内お天下お變の有んどのと獨り歎息し給ひし
か夫より西山へ傍歸館有て早速傍側松平主膳を以て傍家
督の綱條公へ右の由を竊お仰せ遣えされ又松平謙岐守殿
井伊掃部頭殿へも右の大略傍夢の事お是又主膳を傍遣

しめて浮舟達しに相成ければ、浮舟家共、返答あり仰せの旨趣具承知仕つり。天下の事ありて、假令如何様なる珍事異變の出来するとも、我々斯て在る上、決して浮舟等、有せられど一命のあろう家國に替ても、泰平ならしむべしとの返答に、松平主膳、西山へ立歸り、其旨言上り及びける果せる哉。其後、柳澤彌太郎と云人出て、一度徳川の浮舟の亂れんとせしも、井伊掃部頭、松平諒政守、少将諒言、因て一位、徳正、月十日、將軍家を、浮舟切害、及びせられ、又泰平を稱へける賊、天下の賢君とす、水戸黄門、光國卿の浮舟、あて、浮舟退隱後、も不斷、天下泰平の浮舟、のみ浮舟心を用ひ給ひて、おんせし、有難かりし事、どもなり。

○西山公浮舟難風、逢玉ふ事

并世界の果を見給ふ事

孔子東流の水を觀て、子貢、謂て曰、夫水、万物を涵養して、誇らざる、仁に似たり。浩浩として止まることなき、義あり、ふ似たり。谷に赴きて畏れざる、勇あり。ふ似たり。壘る時、を翔へて、船を立曳や、く、漕戻せと、岸へり、少しも、奇すして、次第、く、お遊の沖へ、流れ行、浮舟の面々、の云に、及び、何れも、顔の色、青さめ、是、如何なる事、ぞや、と、心の中、神佛を、祈り、居るより、外、ぞなき、然、せも、西山公、の少しも、動じ、給はず、船頭、水主の者、ふ向とせたまひ、是天變、といふものなれ、然のみ、驚く事、に、あら、右、横、お氣を、勞し、身体を、遣ふ、時、の、却て、其、身の、毒、ふなり、夫、が、爲、一、命を、失、な、事、も、至、る、べ、けれ、先、々、風、に、任、せて、置、べし、何、方、へ、り、着、致、す、べし、決、して、驚く、べ、く、ら、ぞ、と、仰、せ、ら、れ、て、一、向、お、恐、れ、給、へ、ぬ、氣、色、な、り、然、共、仰、せ、な、れ、ば、と、て、其、儘、お、致、し、置、べ、さ、ふ、ら、ぞ、と、水、主、舟、子、の、面、々、の、精、力、を、盡、し、船、を、押、立、楫、を、取、て、働、け、と、も、今、の、如、何、ども、詮、方、な、く、後、お、仰、せ、の、通、り、に、な、し、風、の、ま、ふ、く、任、せ、置、流、れ、次、第、お、致、し、ける、が、段、々、日、暮、お、及、び、たる、上、目、當、も、知、れ、ぬ、波、の、上、を、大、暴、浪、お、捲、れ、け、れ、何、れ、も、生、た、る、心、地、の、な、く、皆、船、底、お、平、伏、た、り、斯、て、西山公、お、の、船、窓、より、浮、顔、を、出、さ、れ、四、方、八、方、を、浮、覽、有、に、聞、さ、し、水、漏、お、物、の、善、惡、を、分、よ

に必き面の平うなるの法有に似たり。盈て概を求めざるの正きに似たり。綿弱微あして達し入潔よきお附の善を行ふお似たり。源かならず東するの志さし有お似たり。是を以て君子の大水を見、宣ひしは、我朝の水戸前中納言光國卿の浮舟なり。抑々天下の副將軍として、政事を司とり給ふお少しも私しの計ひなく、數十年の其間、浮舟仁徳を施し給ひ、今、浮舟退隱の後、ども以前の通り、天下の政事、お浮舟心を用ひ給ひ、且、諸國の神社佛閣、お詣で給ひ、彼の、淺川、おて、楠氏の石碑を、建給ひ、其外人の通とざる所を、開き、末世の今に、功蹟を、殘し、置れし、の、清、より、出、て、清、お、歸、る、浮、舟、心、お、て、有、難、う、り、し、浮、舟、仁徳、なり、斯、て、或、時、西山公、お、の、浮、舟、近、習、大、勢、召、連、ら、れ、浮、舟、船、に、召、れ、土、浦、より、下、總、銚、子、邊、を、浮、舟、願、見、遊、ば、され、夫、より、水、戸、の、濱、邊、近、く、浮、舟、船、を、寄、給、ふ、處、に、俄、に、大、風、吹、起、り、浮、舟、船、を、沖、の、方、へ、吹、流、し、け、れ、バ、水、子、舟、子、も、心、を、傷、せ、船、を、立、或、り、錠、を、下、し、何、ど、り、浮、舟、船、を、止、ん、と、す、れ、せ、風、凜、冽、吹、ま、す、お、中、々、止、る、機、も、な、く、浮、舟、船、頭、の、血、眼、お、な、り、舵、を、取、一、生、懸、命、お、指、圖、な、し、聲

しなけれ、遙向ふお山の如きもの、幽み見えけ、る、船、頭、お、向、は、せ、給、ひ、向、ふ、お、山、の、如、き、もの、見、ゆ、る、何、方、な、る、や、一、先、彼、處、に、船、を、寄、べ、し、何、時、迄、斯、様、お、致、し、居、り、て、予、の、厭、と、ね、ど、も、家、來、共、の、一、命、お、も、關、る、べ、し、と、大、音、お、宣、ひ、け、れ、畏、ま、り、ぬ、と、承、ま、と、り、聞、夜、な、れ、せ、も、山、の、見、ゆ、る、方、を、目、當、お、命、限、り、船、を、押、立、て、行、程、お、一、ツ、の、船、へ、漕、付、た、り、何、處、如、何、な、る、處、う、知、れ、ぬ、漸、々、是、に、て、破、を、下、し、何、れ、も、命、を、拾、ひ、し、心、地、お、聞、夜、乍、ら、も、船、を、出、各、々、聲、を、懸、合、て、彼、の、船、へ、上、陸、な、せ、し、程、な、く、夜、も、ほ、の、く、と、明、た、れ、バ、四、方、を、見、る、お、此、島、の、直、經、し、二、里、許、り、お、し、て、人、と、云、者、登、入、も、な、く、鶴、お、似、た、る、鳥、の、み、群、居、て、處、々、に、覆、の、様、な、る、樹、木、生、只、一、面、の、砂、地、お、て、向、ふ、の、岸、ま、で、見、通、す、故、其、絶、景、の、中、々、に、言、葉、も、聲、も、及、び、難、さ、程、な、れ、バ、浮、舟、近、習、の、面、々、立、上、り、彼、方、此、方、と、歩、行、し、内、其、踏、所、より、大、さ、六、尺、或、の、七、尺、位、の、蛇、還、出、た、り、何、れ、も、足、に、て、踏、返、バ、又、其、處、より、幾、干、と、も、な、く、積、き、出、た、り、偵、の、西山公、も、大、お、恐、れ、皆、々、船、に、乘、べ、し、の、仰、お、何、れ、も、船、に、歸、り、暫、見、る、間、お、其、穴、より

幾正となく蛇出て見るく数千匹となり浮船を目懸せろ
くど這来る様子のすまじく身の毛も竪立許ふて昔々
怖る、其所に彼鳥數百羽飛來り見る間、蛇を喰ひ盡しぬ
然共人家の絶てなく如此体を浮覽有て是の至く沖なごに
年経て出来し築洲ならん夕漸々斯様草木生じ俊み島
ども成べき物り蛇の多き、如何なる譯う先此所の何方
當るや磁石を振て方角を疾定むべしと仰われ、昔々打寄
方角を見る、東北の方當れり船の十分食物の用意の
われど此人數が永く大洋に漂流時の竟あり食も盡果て何
れも落命及べしと合るを聞し、召西山公の仰せあり斯
る變事も有らんと船出せしより覺悟なし予の妙薬を持參
せりと浮印籠を開りせられ丸藥數多取出され一粒づゝ賜
とり是の得難き仙藥を一粒吞て十日の飢を凌ぐと言
傳へ假令三年五年たりとも此藥をだふ服すれば食物代
りて其妙を願すと言ひければ何れも有難く頂戴なしに
仰の通り一向空腹なる事あらざりける然れど此處に長

居なしても更み益なしとの仰ふて浮船を出されける、風
ハ少し緩やうなりたる様、覺ゆれ共大浪折々寄來りて
浮船を漂せしう、此度の晝夜を分たせ大凡五日程も吹
れ行しに向ふ山を見付たり、噴や陸地が見ゆるぞと夫よ
りの船を押立、山の方へと漕行し、又此所も嶋あして
其形容岩石を組上たる、如くあて島の廻りの五六里もあ
らんと思ふ程なり、漸々島蔭に御船を著、近習の面々
兩三人、彼岩石を攀登りて向ふを、蛇度見渡せば、人家と覺し
く樓門あり、因て此首を岩の上より言上ら及ひければ、何れ
も夫へ參りし上日本の方角を尋ねべし、又食物を調へよと
仰せ、人々岩の上を彼方へ登り、此方へ下り、辛ふじて道の
程十二三丁も行たる、漸々平地あ出たりける、其時向ふよ
り來る者、身み昆布の綴りたるを著し、頭上、一面み毛を
生冠り、曾素足にて、此方を指差、大勢何う笑ふ、様子なれど言
語の一向通せざりける、是も因て、近習の面々の砂の上
へ指めて、大日本國の者と書て見せければ、此者共、門内へ

逃込門を堅く鎖て更み音もせせなりぬ、箱一時程も過ける
頃、是も同じく昆布を身み纏ひ、飢を持って出來り、何やら尋ぬ
る様子なれども、一向に言語の通せざるゆゑ、又砂の上へ大
日本國の者懸風、吹流されたり、食物合力も預りた
しと書て見れば、其者の打合點で門内へ這入に、此方の人
々の暫時待らち門を開きて、其内より主人と見ゆる老人、身
にの麻の如き服を着し、毛の白髪、長く地引大勢の者
左右を守護し、まづくど出來り門外に立、人々の姿を見る
より涙を流し、在けるが稍有て、中權只今、足下達の姿を見て
故郷懐しく思ひ出し、いと又消然と泣居たり、此人の言葉確
どい分らざれ共、大い言語の通じければ、何れも大い喜悅て
一同、自言葉を揃へて、難風を達し、次第を委細に語る、お彼老
翁、此所、日本の地を距る事、六万八千五百餘里、あて方
角、ハ丑寅、あ當り、此先、ハ是世界の果なり、我、其昔時、田村丸
將軍、あ仕へて、東征の浮供なし、奥州へ下りし、夕深沼の沖、あ
て難風、あ達彼方、此方、漂漂、漸々、此島へ着せし、茲、あ年

月を送る事、千四十八年、其間、絶て故郷の人、あ達、先、足下、達
の何方の者なるやと尋ねければ、林田舎人、結城、數馬、言葉
揃へ、我々の常陸國の者なる、夕日本も世押移り、右兵衛、佐、頼
朝、鎌倉、お頼府を、閉さし、より、今、徳川、家の代となりし、當代、ま
で、既、あ三、十六、代、當時、の兵亂も、なく、誠、あ天下、泰平、なりと、す
ければ、お彼老翁、の横手を、拍然、社、く、我、天文、を考ふる、あ當時
お於て、の更、あ天變、の憂ひなしと、察し、一度、故郷へ、歸らんと
思へども、既、あ仙術、を得て、凡人、あ交る、事能と、せ、又、故郷へ、歸
りしとて、我子孫も、分らねば、是非、なく、此所、あ止りし、あ時、節
有て、古、頼、の人を、相見、る、事、此、上、の喜悅、や、有んと、て、近習、と、覺
し、さ者、あ言付、米、五、俵、取出、させ、此、島、の、小、島、あて、五、穀、實、登、せ
因て、漸々、貯、藏、置、し、を、送る、なり、是も、故郷、を、忘れ、ざる、す、志、な
り、と、云て、不、覺、あ落、涙、なし、ければ、昔々、も、袖、を、濡、し、ける、西山
公、あ、昔、の、者、の、手、間、取、れ、船、へ、歸ら、ざる、を、浮、不、審、あ思、さ、さ
自ら、浮、船、を、立、出、給、ひ、岩、石、の、上、み、攀、登、り、て、此、所、へ、來り、給、ふ
み、林、田、舎、人、結、城、數、馬、の、右、の、大、略、を、上、げ、れば、西、山、公、も、浮



の氣色に似たる絶景の目を驚くす計なり夫より道法十五
 六里も行しける高さ八九尺或いは貳間三間位の美事なる
 砂山あり其邊お至れば水の色至て赤く手拭なごを濯せば
 奇麗に染りける故初めの内の景色を眺めなごせられ行れ
 し道法凡五六里も進しと思ふ頃水の色次第くお異赤
 ふなり宛然血の池ともいふべき如き有様なれども西山公
 の動じ給はせ舟船を進ませ給ひければ其所より漸二日路
 り過て向ふを見渡せば海の低き事大凡三四丈許り見え
 水の音凛冽く中々お乗下すべき事もならねば舟船の頭お
 立出給ひ遙に向ふを見給ふ其先の泥海にて更お行べき
 方もなし是に因て皆々も目を定めて能く見れば幽お異黒
 なる人の形容したる物何やら銀の様なる物おて地を掘居
 る様子なれ共中々遠目鏡も届きうねれば偵の西山公も此
 海の低きお詮方なく思し召れ定めて此先おも世界在べし
 那が彼常盤の國とも云べきおやと宣ひて夫より彼方此方
 と船を乗廻し給へとも何分船を乗下すべき場所もなけれ

水石齋門七巻餘不巻

落涙お及ばれける彼翁の西山公を熱々と見て中様只今此
 處へ來り給ふの是尋常の人おあらず定めて天下の賢人な
 るべしと平伏して尊敬ければ西山公も黙然お思はれ舟差
 料の小柄をば手づり下し給ひければ彼老翁の是を見て
 代り異お隆盛なる故此刃物の細く奇々妙々なりと大に感
 せし様子なり爰お於て西山公日本お當る方角を尋ね給ひ
 て一同舟船お乗ければ彼老翁を始めとして數十人の島人
 等岩角お登り舟船の出るを遠く見送りける斯て次第お此
 島も遠くなりて終に見えせ此時西山公お今老人が此先
 の世界の果なりとすせしが斯漂流せし社幸ひなり其果を
 見極むべし船を眞の方へ向け走らすべしとの仰せお何れ
 も驚きて是を止め奉つれと更に舟承引なければ詮方なく
 又々舟船を寅卯の方へ向馳らすお大凡日數八九日程に
 も及びしと思ふ頃次第くお浪の鎮まり恰も入江の如く
 處々お洲を生じ風静くゆる帆を下し船を押し立て彼方此方
 と漕廻らして見給ふ所々お小島の顯出て宛然奥州松島

舟船を又々南へ漕戻し彼砂山の所おて其夜の船を止め
 給へお大さ二三尺位おて鯉の様なる真黒き魚幾千もどな
 く舟船へ跳上りり斯て明の日段々舟船を出し遂お又元
 の荒海へ出たりける夫より帆を揚晝夜を分せ舟船を走ら
 せて急ぎける程お大浪強く一人も生たる心地のなうりけ
 り然と西山公お舟船より舟顔を出され八方を見渡し給
 ひ泰然として少しも恐怖し様様子なく舟座在しこそ大丈
 夫の所爲と人々感じける

○光國卿水戸太田西山お於て舟遊去の事

并舟辭世和歌の事

去程お舟船を風お順せて走らせ給ひければ漸々日數十五
 日を経て只有島へ着たりける因て一同舟船より上り四方
 を見渡しけるお胴服を着したる者三四人釣を垂て居る様
 子なれば此島の如何なる所ぞやと尋ね共言葉の通せざる
 故おや一向物をも云せ此方をキモロく見て居る体お又
 々砂の上お指頭おて我々の大日本國の者なり此所の何處

なるやと書て見せければ彼者の解しめや點頭て同じく砂に此所の鞋靴の出島なりと書たりければ初め最早日本の地へ退々ち近付たりと直ち其所を出航して南を指て走りけるふ日數六日程過て漸々奥蝦夷の端へ浮船着たれば此處にて米を求め給ふ米一粒もなしと云ふ詮術なく桑の實の様なる物を取て何れも是を食となし又々浮船を走らす事三日及び始めて函館の地あ着たりけり皆々蘇生せし心地めて自と氣も勇み立是より陸地を歩行めて西山公あり目出度水戸の西山へ浮歸館遊ばされければ家人の面々の喜悅大方ならせ一同恐悅をす上又江戶浮屋形へも即刻お注進申上ければ江戶表綱條卿も殊の外浮案事の所西山公目出度浮歸館との事浮歸遊べし大お喜悅めて早速老臣中山備前守を浮使として西山へ遣はされ長々の浮道中何方を浮巡見めては先以て變らせ給ふ事せられせ浮歸館の段恐悅至極との浮口上述終り夫より種々の浮咄を取難天下の事なす上げを西山公あり

殊の外浮喜悅めて備前守へ浮酒盃を下し置れ難風に逢れし浮物語り島くにての難儀苦勞の事共委細浮咄し遊ばされ人の決して我慢を出し見ぬ處などを見んと思ふ事勿れ己れ少無智恵に聞まされ其興を知んとて名もなき處へ深入して其身の災禍を引出し終つゝ家國を失ふのみり人の嘲笑を受末世まで笑ひ草となる者なり是其身の上を顧みぬ遇ちどこぞサベし古語云云や天の爲る災禍の免るべし自ら爲る災禍の遭るべうらせと自ら爲せる處ふして天下の政事も其如く罪惡の者の罪を糺すにも豫かじめ控を立其罪科深きを省き刑戮の輕さか因りて執行べし其罪の興を知らんとて責むれば却て罪なき者を科人に落す事多く有予世界の果を極んと思ひ立種々の難に達し天の者へ好教訓にて物事都て中庸か如きと聖賢の教なり中々其興を定むる事能はざるを我意を以て推て定めんとする時却て災ひ有人として是を悟せん終つゝ怨の魔道入永く苦患を受くるのみり未來永劫浮む瀾なり

るべし家内の事さへ我思ふ儘あり行りぬものなれば況や何事も我思ふ儘あり行届ぬものぞうし幸ひ此處予が難風に達し始終を書殘し天下政事の心得にもと當屋形へ送るべし其方江戶表へ罷り歸らば其官寓とせよとの仰に浮暇を賜はりければ中山備前守の早速お江戶表へ立歸り西山公の御意の旨趣を委しく綱條卿へ申上ければ綱條卿も殊の外浮喜悅にて種々の下賜ものも有しとぞ斯て其後西山公の浮直筆おて天下下賜巡りと云書を浮書綴遊ばされ是を江戶表へ送らせられし今猶水戸浮家の秘書となり居る由夫より後西山公あり彌々佛道お入給ひて彼西光山法相寺日正上人を召れ佛法の浮講談のみ遊ばされしや或日日正上人おさる様一山の衆僧只學問にのみ心を委ね氣根を遣ひいへば長命の者實に稀にて何れも短命おひ間何卒氣根の藥を調へや度これ兼々愚僧が心願にほとサ上げれば西山公あり成程夫の尤もの事なり予が思ふあり僧衆等修學の間の體節を食すべし然すれば自然氣力も増

なるべしとの仰せふ日正上人の夫の有難き思召なり是より左様仕つるべしとサされしや夫より僧徒等が學文の中の體節を一本づ、唯乍ら修學なせしうは是を因て何れも體節の食たさる學問を勵みけるとなり是實お一休禪師の頌お花の紅ならせ柳の緑ならせと扇を開き扇は日本の扇風は日本の風おあらずと云て傍の壁お書れけるの行脚事畢 今日時節 折主丈子 燒六月雪 盧堂之再來天下老和尚宗純末期書之 かりおさし五ツの物を皆返し本來空お今を本づく扇の五戒を破るとサされし詞に當りて思し召の程有難かりし事共なり然お因て此事浮定例となり今お於て水戸家より法華の檀林へ體節を下されけるとぞ其後年月移りて頃元祿十三年午の六月に末西山公時鳥の啼けるを聞し召最早夏も末なりと仰せ有て暫時浮勘考おて一首の浮和歌を詠じ給ふ 郭公もとも獨りの淋しきお我を誘へ死出れ山路よ

とぞ遊ばしけれハ近習の面々上る様是ハ誠と思し
き彦歌なり日頃より斯様お閑静なる彦事ハ終お仰せられ
し事なき此度の彦歌社何とやら耳立て思ふ敷構お聞え
侍るなりとや合りし其年の十月中旬より彦風邪の心地
とて打臥給ひしが大綱くハ彦病氣重らせ給ひけれハ此
旨早速江戸表彦屋形へハ通し且公儀へも彦達しに及られ
けれハ將軍家も殊の外驚らせ給ひて典藥頭半井大和守
を急お水戸西山へ遣はされ醫藥醫論を盡されて彦藥を調
進に及ぶと雖も最早彦老肺の彦病氣故中々の彦事なら
せとて此由飛脚を以て江戸表へハ達しけれハ將軍家も
大に彦心配在せられ早速中納言綱條卿ハ彦殿賜り水戸
表へ下るべき旨仰りけれハ綱條卿ハ早々彦下向あり
て西山公ハ彦對面有けるが此時ハ只悴り参りしかどのみ
仰られ更お彦枕も上らせ在せしける其節松平談守殿ハ
彦在國の彦事故彦名代として松谷又左衛門(屋の字を谷
お改む是ハ以前の松屋又左衛門の子なり)水戸表へ参り

れしに最早此節ハ一向に彦食事も召上られ早彦臨終の
時來れるなりとて彦枕元ハ法相寺日正上人經文を讀誦
し中納言綱條卿も彦詰切めて種々様々彦手を盡し品
を替て彦養生上上げるも天命の歸する處ハ上下の別なく
終お元禄十三庚午年十二月六日明六時彦壽命七十三歳
にて彦逝去遊心されける則ち彦遺狀に因て豊山の西光山
法相寺彦尊體を葬られて義公と謚名し奉つる誠に此義
公の彦仁徳の著るき事仰ぎ奉まつるも愚なり抑彦年十
三歳の彦時より天下の彦政事ハ彦心を勞させ給ひ十八歳
の彦時彦家督を繼せられ五十六年の間彦政道ハ私しなく
功を重く罪を軽くし給ひ諸事彦慈悲の彦計ハのみおして
東照權現宮よりの彦旋を固く守らせられ天下の老職を築
合彦旦の事にも彦評議有て其後上聞お達せられ理非明白
に彦取揃き有しハ假命大罪を犯したる者たりとも其罪
終お輕きみ歸せし事奉て數ハ難し然ハ其彦仁徳を慕ひ奉
つり此君の彦定め置せられし規矩今も専ら執行とるハと

なん且遊女町を定め給ひ又古着市場を富澤甚内へ下され
しな彦彦心の行處居下らふして達し日本國中の政事ハ彦
心を懸られし事書誦す追わらず然ハ彦逝去の後京都よ
り彦製を下されける

野邊の色も秋ハ千草れさまくハ夢と成行冬枯の空
亡世まで離り慕えん何事も正せる道の深きころを
其外親王方攝家公卿の彦歌など數々有と雖も愛お略きて
載せせ委敷ハ彦家臣の作めて西山遺事と云書お載られた
り忍れ乍ら義公彦一生の中ハ彦仁徳の大なるものを奉て
小なるを洩しつ只末世の今日に至るまで其彦仁心を慕ひ
奉つるになん殊お湊川の石碑の如きハ千載の美談おして
蔽市たる甘棠さる事勿れと毛詩お云しも此君の彦事なり
と有難かりし事共なり

水戸實門仁徳録下巻畢

○今古 眞田三代記 活版印刷十五冊

此史ハ豫て江湖の諸彦お告奉つりし如く今般愈々着手毎
月三四冊以上出版尤も初篇二篇ハ眞田家の履歴を説爲多
くの駿甲信越等の小戦なれども第三篇よりハ篇を逐冊を
重ね未悉お至る毎お事強大に及び其佳境お入る極めて深
く我々國の補眞兩家ハ漢土の子房孔明お比其忠膽其軍策
共お世之を稱譽る所おして看客漏刻の過るを忘るハ書な
れハ續々彦求覽有ん事を希ふ

○今古 祐天上人御一代記 全二冊

此ハ上人ハ彦一代の事を記し物なるが別て卷中の佳境と
いふハ彼の下總の國羽生村の累の怪談おて上人が功力お
因終お成佛得脱する古今お秀し面白お冊子なり來七月出
版仕ハ問畫寢の彦伽おお求めを乞

東京三十間堀二丁目 榮泉社敬白

明治十六年五月八日御届 定價一冊金二十錢

出版人 山内文三郎
東京々橋區三十間堀二丁目一番地

